

アジア現代女性史研究会編『アジア現代女性史』 創刊号発刊にあたって

代表 藤目ゆき

私たちは2004年4月、アジア現代女性史研究会を立ち上げました。創立メンバーは、女性学に共通の関心を抱きつつ、宗教学、日本史、アジア各地の地域研究、平和学と、専門がそれぞれ異なる数名の研究者です。研究会は第二次大戦終結から現在にいたるまでの約60年をタイムスパンとし、北はモンゴルから南は東ティモールにいたるまで、東アジア全域の女性史を協同して研究しようという大きな夢をもって出発しました。

日本軍性奴隷制度問題が1990年代にアジアの被害女性本人たちによって告発されるまで、この問題は日本の女性史研究の世界でほとんど無視されていました。研究者の世界にも根深い一国主義・自民族中心主義や性暴力のタブー視が、問題化を阻んできたのです。

現在、日本の女性史研究者のあいだでは、第二次世界大戦下の軍隊性奴隷制度問題こそ、重要な研究課題だという認識が定着し、多くの調査と研究が行われるようになりました。

が、第二次大戦後の戦争と軍事主義の下での女性の経験、冷戦時代から今日にいたるまでの軍隊性暴力をテーマとする研究は、まだ蓄積が浅いと言わなくてはなりません。それと同時に、一国主義や性をめぐる伝統的なパラダイムは依然として支配的であり、フェミニストによる侵略戦争協力や被抑圧階級の女性に対する差別といった問題の検証を回避しようとする傾向も依然として強いように思います。

自国の政府と軍隊による他国女性・被抑圧階級の女性に対する搾取や暴力には無頓着のまま、恵まれた日本人女性が恵まれた日本人男性なみの権利と利益を享受することに関心を寄せるというありかたは、かつて黒人女性解放運動家が欧米の白人ミドルクラスのフェミニズムを「帝国のフェミニズム」と批判したようなあり方とどれほど異なるでしょうか。

そうではない女性史を私たちは希求しています。趣旨に共感する仲間とともに、アジアの女性が経験してきた受難と抵抗の現代史を跡づけ、アジアの女性連帯・女性解放の未来を拓く女性史にこそとくみたいと願っています。「帝国のフェミニズムへの挑戦」の希望をこめて、アジア現代女性史研究会を立ち上げました。

創立メンバーは、準備過程から参加した金貴玉さん以外は日本在住者だけでした。が、一年間の活動を通して日本のみならず韓国、米国、フィリピンにも会員が増え、フィリピンにはM・J・B・バリオスさんとJ・タギワロさんの主宰でアジア現代女性史研究会のフィリピン組織が誕生しました。これからますます新しい会員が参加して、仲間の輪が広がるよう期待しています。

ジャーナル『アジア現代女性史』を出版することは、研究会を立ち上げた当初からの目標でした。多くの方々のご援助を得て、創刊にこぎつけたことを感謝しています。日本の内外で広く議論が喚起できることを願って、日本語版と英語版を同時に出版することにしました。みなさんが忌憚のない意見、感想、助言、批判を寄せて下さることをお待ちしております。

アジア現代女性史

創刊号



創刊の辞

もくじ

【論文】

モンゴル国における女性研究の動向と研究紹介 4
今岡良子

タイとフィリピンにおける売春禁止主義とフェミニズム 14
藤目ゆき

北韓社会と女性の生活 37
金貴玉 (訳：永谷ゆき子)

米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究 49
梁東淑 (訳：永谷ゆき子)

フィリピン文献目録 72
ジョイ・バリオス (訳：河合大輔)

国際結婚をしたフィリピン在住韓国人にみる現代史 85
久津見香奈子

『女性・戦争・人権』学会の活動報告 90
大越愛子

11.16 ハシエンダ・ルイシタ 95
河合大輔

日本語訳発行にあたって 102
古沢加奈

ロスアンゼルスからの便り 106
ミアム・シルバーバーグ

執筆者プロフィール 112

アジア現代女性史研究会の活動報告と今後の計画 114
藤目ゆき

アジア現代女性史
Contemporary Women's History in Asia

アジア現代女性史研究会



モンゴル国における女性研究の動向と研究紹介

今岡 良子
いまおか りょうこ

モンゴル国における女性に関する研究の動向について社会主義の時代と民主化以降に分け、それぞれの特徴をまとめ、また今年度入手できた文献資料を紹介していきたい。

(1) 社会主義時代の女性に関する研究

まず、社会主義時代の女性史研究について「モンゴル人民共和国における非資本主義的發展論と女性解放」(今岡 1997)の中で詳しく述べているので、ここでは民主化後の研究との関連で特徴的なことをおさえておきたい。

社会主義時代のモンゴルで歴史研究の中に「女性史」という研究は見当たらない。むしろ「女性の解放」「女性の地位向上」という政治課題を評価する研究が存在する。主な文献については次のものがある。

①エ・チミッドツェレン著「女性の生活に現われた変化は非資本主義的發展の成果である」は1970年に出版された『モンゴル人民共和国における非資本主義的發展の歴史に関する諸問題』に収録されている。この著者が社会主義時代の女性・女性史研究の軸となっている。

②翌1971年にはチミッドツェレンの『モンゴル人民共和国における女性解放の歴史』という本が出版された。1921年の人民革命以降、党がどのように女性解放政策をとってきたか、詳しくまとめている。

③同年にはツ・パダムガラブの『モンゴル人民共和国における女性と子ども』という啓蒙書が出版され

た。女性と母性の保護を目的とした制度と施設にはどのようなものがあるか、統計資料を使い、わかりやすくまとめている。

④1975年には『モンゴル人民共和国における女性』という統計資料が出版された。主なデータは社会主義建設が完成し、国連の仲間入りをした60年代以降のものである。モンゴルの女性が差別からどれくらい解放されているかをコメコン加盟諸国の女性のデータの中に位置づけたり、資本主義国の女性と比較したり、興味深い統計集である。

⑤1976年にはチ・オウンチメグの『モンゴルの女性』という啓蒙宣伝書が出版された。農牧業、工業、教育、文化、医療・スポーツ・科学の分野の女性の活躍ぶりについて書かれている。

⑥1979年にはデ・ゾンドイが母子保護のために発布された法律をわかりやすく解説した『モンゴル人民共和国における母子の権利』が出版された。

これらの文献の特徴をあげよう。どの文献もレーニンの著作、党史資料集、党機関誌、女性向けの党機関雑誌を引用・参考文献としている。女性と向き合い、彼女らの思いを問題意識として展開した研究がない。チミッドツェレンの②の著作は質と量、総合性から見ても、モンゴル人民共和国の女性研究

の主軸と見ていい。また、③～⑥の研究は、その各論を深め、また女性の自覚を高めるための啓蒙宣伝の役割を果たしている。つまり、①～⑥の文献を見るかぎり、モンゴルの女性研究は非資本主義的發展論を基軸としており、多様な価値観にもとづいた女性研究ではないことを特徴として述べるができる。1921年の人民革命により女性は解放され、1924年の憲法により男女平等は法的に保障され、非資本主義的發展論による近代化を進める党の指導性とソ連の援助によって男女平等を実現してきた。この考え方が基本に流れている。

ここで問題点を3つあげよう。1つめ。非資本主義的發展論によって、人民革命前の『かまどの人』を家事と家畜の世話から「解放」された女性と「解放」されない女性が作りだされた。前者は労働者となり都市に住む女性、後者は遊牧社会に住んでいる女性となった。遊牧は社会主義的に改造され、都市住民の食料、軽工業の原材料、コメコンへの輸出産品を生産し、社会主義經濟の基盤を支えたが、その成果の多くは都市に集積された。社会主義によって解決できると考えられていた「都市が農村を搾取する構造」が、社会主義社会にも作られた。「解放」されなかった女性が、「解放」された女性の重荷に耐える。この矛盾に目を向ける研究は生まれなかった。

2つめ。革命の年1921年、その直前のクーロンを撮影した『蒙古写真帳』にはモンゴル人娼婦の写真がある。1919年にロシア人イ. マイスキーが隊長となって行った外蒙調査の報告『現代蒙古』を日本語に翻訳した『外蒙共和国』にも次のような記述がある。「庫倫の蒙古婦人は全部春を稼ぎ、各大都市や比較的大なるラマ廟の附近にては、普通幾多の帖幕が軒を並べ、其ところで醜業を営んでいるが、中には家族と同居しつつ、稼いでいる者もまた珍しくはなく、誰1人『猥欲の犠牲者』として排斥し、石の1つも投げるようなことは、蒙古人にとっては夢にも考へ及ばない処である。」クーロンの女性がすべて売春をしているというのは過言であろうが、売春婦

が多かったことはたしかなことであろう。売春の始まりについてマイスキーは次のように分析している。「醜業の始まりは、清朝政府が中国人女性の移住を禁じていたため、モンゴルに住む中国人は、数年あるいは数十年妻なしで生活することになり」売春婦を求めるようになった。そして、「蒙古全男子数の四割以上がラマ僧であり、それが独身の誓約を履行せねばならないが、自然の力はきわめて強烈であって、3分の1といたいだが、おそらく2分の1以上も禁欲の誠を守るものはない。」という社会状況が売買春を蔓延させた結論づけている。

マイスキーの記述をもとにすると、革命前の社会で売春をする女性の一部の特殊な人々ではないと考えることができる。資本主義列強の市場經濟の波にもまれる清朝、その支配下におかれたモンゴルで、家畜を失い、都市に流れこみ、売春婦とならざるをえなかった女性は多かつたであろう。モンゴル人民革命党政府はそういう女性たちを救済し、社会参加させなければならなかったはずである。その過程を取り扱った研究が存在しないことは、非常に残念なことである。

3つめ。モンゴル国において多数を占める民族はハルハ族である。モンゴルの現代史は、1921年の革命後、ハルハ中心主義をとり、モンゴルには民族問題は存在しないという建前をとってきた。少数民族の生活様式に関する文化人類学的調査研究は存在するが、少数民族としての歴史、また個人のライフヒストリーの研究は生まれていない。

中国内モンゴル自治区の東部は旧満州の地である。そこで生まれ、日本の教育を受け、満州軍に入隊し、ハルハ河戦争（ノモンハン事件）で日本軍とともに、ソ連・モンゴル軍を敵に回して戦うことになったモンゴル人もいる。その東部国境で、もともと国境の概念のない遊牧社会にいきなり国境を引かれ、突然中国人にされたモンゴル人が一家離散し、ある者は文化大革命の時代を生きた人生があり、ある者は内モンゴル自治区からモンゴル国に越境し、「日本のスパイ」として迫害された人生もある。日本の軍

事的な大陸進出によって分断された多くのライフヒストリーは、まだ光をあてられず、モンゴルの現代史の中に位置づけられていない。

さて、これらの問題点が民主化後の研究で克服されたのだろうか。

(2) 民主化後の女性に関する研究

モンゴルは 1990 年の民主化後、1991 年に市場経済へ移行した。IMF の指導の下、ショック療法による急激な市場経済導入はモンゴルの社会にとっては激震であった。国営企業の民営化の失敗により多くの失業者を生み出し、女性・子ども・老人が社会的弱者と化した。市場経済移行後に新たに生じた問題、女性の地位の低下、失業や貧困、家庭内暴力、売買春、人身売買の問題は新聞やニュースでしばしば取り上げられた。経済成長がプラスの方向を向き始めた 1996 年頃から政府と国際機関と NGO が社会的弱者となった女性の救済に力を入れるようになった。

ジェンダーという言葉が流行し始めるのは 2000 年頃である。女性史というまとまった形の研究は生まれておらず、これからというところである。社会主義の時代との違いは、外国の機関が熱心に調査研究・出版活動を行い、その支援を受けてモンゴルの国立研究機関や NGO も活動していることである。ここではまず国連諸機関の研究状況、次にモンゴルの国立研究機関・NGO の調査研究を紹介したい。

(2.1) 国連諸機関の研究

UNDP、World Bank、UNPF は、市場経済への移行のマイナス現象の 1 つとして女性に生じた問題を位置づけ、年間報告書の中で取り上げている。

UNDP は、1997 年に出版した最初の“Human Development Report Mongolia”の 1997 年版で女性の政治参加と決定について、2002 年版と 2003 年版では男女平等について、2004 年に“Millennium Development Goals: National Report on the Status of Implementation in

Mongolia”を出版し、男女平等と女性へのエンパワメントについて取り上げている。2000 年に“Gender grievance kit”を出し、現状を共通認識とするための統計の公開と関連機関の説明などを書いたガイドブックの役割を果たしている。また、2002 年に地方の遊牧民女性を取り巻く問題を研究した“A Gender Lens on the Rural Map of Mongolia: Data for Policy”を出版している。

World bank Mongolia は、2000 年から“Gender Stats- data base gender statistic”というウェブサイトを公開し、国立統計局の資料をもとに情報提供を行っている。

UNPF は、2002 年に 2006 年までの基本計画“Third Program of Assistance to the Government of Mongolia”の中で男女平等と女性へのエンパワメントを提案している。

UNICEF、UNIFEM、UNFPA は女性が抱える問題を主要なテーマとして独自に調査を行ない、モンゴル人研究者・研究機関の調査を支援している。

UNICEF は、2000 年に“Children and Woman in Mongolia”を出し、国立栄養研究所や女性情報センターや国連の研究機関の資料をもとに、女性の地位・健康・栄養状態などの現状を紹介している。

UNIFEM は、2001 年に“Women in Mongolia-mapping progress under transition”を出版し、社会的地位、経済的地位、政治参加の 3 点から女性を取り巻く現状を分析している。

UNFPA は、2000 年にモンゴル厚生省と共同で“Reproductive Health, Gender and Rights in Mongolia”を発行し、「人口と家族計画」と「女性の法的地位」の章で家庭内暴力、性的暴力、セクシャルハラスメント、性労働と人身売買など女性を取り巻く諸問題を取り上げている。また、同年、“Mongol uls nhkhun urjikhun eruul mend, jender ba erkh-kholbogdokh khuuliudin zaaltuudin emkhtgel”を発行し、女性を取り巻く法的環境について現状の問題点を指摘している。

このように国連諸機関は、市場経済移行により女性に起こった問題を熱心に研究し、女性の地位を取り戻し、経済力をつけるために知的、資金的協力を熱心に行っている。英語とモンゴル語で出版されているので、外国人にとってもアプローチしやすい。

さて、ここで問題点を2つあげよう。1つめ。IMFがポーランドで行ったショック療法をモンゴルに当てはめようとした時、同じ国連のメンバーとして止める役割を果たしていれば、このような事後の手当ては必要なかっただろう。モンゴルは1985年からペレストロイカを始め、1987年から本格的な構造改革に着手し、私が初めて訪問した1989年には地方の隅々に地域の実情にあわせた変革が住民の手によって進められていた。ショック療法は民主的な民主主義の形成や社会制度改革の道を閉ざし、国際機関の指導と援助なしにはやっていけない状態を作り出した。空爆をしておいて、あとから援助をするという国連内の連携プレーではないだろうが、国連が果たした役割に対する真摯な反省はどの文献にも見受けられない。

2つめ。UNDPは“A Gender Lens on the Rural Map of Mongolia: Data for Policy”で遊牧民女性を取り巻く問題を人口センサスの統計等を使い、首都、県都、郡中心地、遊牧地域レベルで比較し、遊牧地域が市場経済から取り残されている問題点を指摘している。私が気になるのは、unpaid workという考え方である。都市労働者は生産手段を所有しないために、自分の労働を賃金にかえるかどうかということが重要な問題である。しかし、遊牧民は生産手段を所有し、自分の裁量で経営を行う。家庭内外のunpaid workは、自らの労働で生み出し得ることができる領域であり、市場の作用を受けない底力でもある。労働者と遊牧民の労働の概念は異なるにもかかわらず、一律に比較することに疑問を感じる。遊牧の労働と生活の特殊性を出発点として、内側から彼女らの叫びを聞き、問題化していかなければ本質を見ることは難しいであろう。また、ここでも市場経済への移行に乗り遅れることが貧困の

原因と考えており、貧困が作り出す資本主義と厳しく対峙する姿勢はどこにも見られない。これらは、この報告書だけではなく、国連諸機関の研究に共通する問題点である。

(2.2) モンゴルの研究機関とNGOの研究

2000年前後からモンゴルでもジェンダーという言葉が使われるようになり、ジェンダーの視点をもった研究、ジェンダー教育の必要性が提唱されるようになった。

(2.2.1) ジェンダーに関する研究と教育について

国立統計局は1999年に“Mongol ulsin emegteichuud ba eregteichuud”という統計表を出版し、2000年の人口センサスの後、2002年に“Mongol uls dakhi khuisiin yalgaatai baidal:undeslesen sudalгаа”（「モンゴル国におけるジェンダー、基本的研究」）と“Mongol uls dakhi khuisiin yalgaatai baidal:sedevchilsen sudalгаа”（「モンゴル国におけるジェンダー、テーマ別研究」）を出版している。

モンゴル国立大学人口研究所は市場経済移行後に生じた様々な社会問題を意欲的に調査研究しているが、その主任研究員のア・ソロンゴは「モンゴルの教育におけるジェンダーの諸問題」という論文を書いている。

NGO「人権発展センター」(CHRD)が2001年に「ジェンダー研究を進展させる必要性と可能性」という論文をWEBサイト上で発表している。また、このNGOのジェンダー研究班が、『ジェンダー研究の序論』という教科書を出版し、外国におけるジェンダーの先行研究を紹介している。

「国立子どもセンター」、NGO「子どもと家族プロジェクト」、NGO「ジェンダー平等センター」、国際援助団体「ワールド・ヴィジョン」は、ジェンダーの考え方を宣伝するパンフ「あなたはこれを知っていますか？」を共同出版している。

(2.2.2) 女性にかかわる深刻な社会問題についての研究

特に、今モンゴルで問題となっているのは、女性に対する暴力、売春、人身売買の問題で、国立研究機関と NGO は熱心に調査研究を行っている。以下、その3つのテーマについて、NGO の調査研究を紹介したい。

(2.2.2.1) 女性に対する暴力について

NGO 「人権発展センター」と NGO 「暴力反対センター」、NGO 「すべての女性差別を一掃する条約の実行をチェックするセンター」が、2002 年に UNIFEM の資金助成で “Mongol uls dakhi emegteichuudiin esreg khuchirkhiilel ba khuulirkh zuin orchin” (「モンゴル国における女性に対する暴力と人権をめぐる法的環境」) を出版している。モンゴル女性の現状、法的環境の変化、被害者と加害者の実情について報告している。

①モンゴル女性の現状

モンゴルの人口 240 万人の内女性は 50.4% を占める。全女性の 43.2% が 0-15 才、47.4% が 16-54 才、9.1% が 55 才以上という年齢構成である。経済活動可能な人口の 45.5% (429,887 人) が女性で、この内 83.4% が仕事に就いている。教育部門の 71.1%、医療・社会福祉部門の 80.3%、商業サービス部門の 54.2% が女性である。女性の 97.5% が有識字者で、2000 年において大学生 84,797 人の内 63.2% が女子学生である。このように高い教養を身につけているにもかかわらず、モンゴルの女性は様々な問題を抱えている。

そして、この問題点を次の4つに分析している。

1つ目は、市場経済移行後、女性は政治的な決定の場の参加は極めて少なくなった。2000 年において国会議員の 11.8%、県や首都の地方議会議長の 4.5% しか占めていない。大臣や首都長にも女性はいない。副大臣、高官に 2 人、省の下の方の長が 16%、地方の郡長や首都の区長の 3.3% を占めるのみである。

2つ目は、自由市場経済への移行期に構造改革と定員削減が行われ、男性よりも女性の方が大きな打撃を被った。女性は市場経済の発展に伴い得られるべき機会を自分の才能や能力を伸ばすことに結び付けられていない。たとえば、社会的な富を得ている女性は 39.65% であるのに対し、男性は 60.35% である。全ての失業者の 69.5% を 35 才までの若者が占める内、52% が女性である。

3つ目は、生活水準が下がり、貧困が深刻化し、貧富の格差が拡大している。2000 年の人口センサスによると、わが国の戸数は 541,149 であるが、この内 16.3% が女性戸主である。1998 年に行われた生活水準調査では女性戸主の 47.1% が貧困家庭である。

4つ目は、現在女性に対する暴力は社会的な問題の1つとなっている。暴力反対センターが 1998 年に行った 5000 人の調査を見ると、3人に1人が何らかの暴力、抑圧の下で暮らし、女性 10 人に 1 人は肉体的な暴力を定期的に受けているという結果が出ている。

②法的環境の変化

この本では、社会主義時代の女性の権利を保障する法的環境として国連の条約批准について述べている。

1951 年に勤労者男女は同等の賃金を与える条約、1965 年に女性の政治的権利に関する条約、1969 年に母親の権利を守る条約、1981 年に女性に対するあらゆる差別をなくす条約、自由意志に基づく結婚と結婚年齢、手続きについての条約にそれぞれ批准した。ここまでが社会主義の時代に準備された条約であるが、1993 年に国連は女性に対する暴力の反対について宣言文を出させた。

ここで、このように国際的な水準まで女性の地位を高めてきたにも関わらず、民主化後、国内法の改悪を行ったことが女性の地位の低下を招いた原因の1つであると指摘している。これは、民主化後、民衆の意見が反映されないまま立法化された多くの事例の1つと言える。

1963年に制定された刑法の142条では、「女性が政治、経済、社会、文化的な生活、家族関係において平等な権利をもって参加する時に暴力を用いたり、暴力的な脅迫をしたり、平等な権利を激しく違反するなら、最高3年の拘置、あるいは25,000から100,000トゥグルクの罰金とする。」と女性への暴力に対して厳しい態度を示していたが、2002年に新しく制定された刑法では「この指示によって1つも控訴しに来たことがない」と基本的にこの条項を削除したのである。

ここで罰則がゆるくなったことが家庭内暴力を増加させたという指摘がある。しかし、男女平等が法的に保障されている社会において、上から重圧をかけなければ家庭内暴力が発生するとしたら、根本的な問題を解決せず、力で押さえ込んでいただけではないだろうか。これは、民族問題はなくなったとされる旧社会主義国で体制変換が起こると、民族紛争が噴出すことに似ている。

1996年に政府が出した「女性の現状を改善する基本計画」には女性に対する暴力、人権の問題を特別に配慮すると明記された。女性を暴力から守るNGOも増加している。「女性に対する暴力反対センター」は全国に8つの支部を持ち、過去5年間に639人の女性と641人の子どもづれの女性を保護した。「モンゴル女性法律家連盟」は、ドメスティック・バイオレンス反対法を準備し、2004年に制定された。人権発展センターは女性の性労働によって利益を得る人身売買との闘いに取り組んでいる。

③被害者と加害者の実像

暴力の被害者数は、警察の資料では1998年に167人、1999年に173人、2000年に153人であるのに対し、NGO「HIV・性病と闘うセンター」の資料では、1998年に241人、1999年に256人、2000年に243人と上回っている。

NGO「女性に対する暴力反対センター」の資料によれば、被害を受けた女性の38%が見知らぬ人であるのに対し、64%が家族あるいは知人である。この内、13.8%が義理の父、10.1%が実の父、

14.4%が親戚、12.2%が知人、12%が友人である。弟や婿からの暴力も確認されている。

被害者の年齢については、1998年に47.3%、1999年に46.2%、2000年に31.4%が14才以下の少女である。

加害者の年齢については、1998年から2000年にかけての平均は、22%が20～24才、22%が25～29才、15.7%が35～39才、14.1%が30～34才、13.1%が40才以上、12%が15～19才、15才未満の少年も2人確認されている。

加害者の学歴については、52.4%が8年制、30.9%が10年制、6.3%が小学校、5.8%が専門学校、3.7%が学歴なし、1.0%が大卒である。

加害者の専門については、39.8%が専門なし、14.1%が運転手、5.2%が建築、3.1%が溶接工・大工・トラクター運転手、2.6%が整備士・水道工、22.5%がその他である。

家庭内暴力の理由については、1998年から2000年にかけての326ケースの平均は、51.2%が関係のずれ、24.8%が嫉妬、7.4%が理由なし、4.9%が飲酒、4.3%が財産・子供の問題である。

家庭内暴力の被害者について、64%が妻、10%が母親、8%が親戚、7%が同世代の女性、5%が娘、3%が同居人・離婚した妻とある。この14.4%が死亡に至っている。

家庭内暴力の加害者について、64%が夫、10%が子ども、8%が親戚、7%が友人、5%が両親、3%が離婚した夫である。

加害者の年齢について、30～39才が47.8%、20～29才が31%、40代以上が19.6%、10代が1.5%。

加害者の学歴について、33.4%が8年制、31.6%が10年制、19.6%が大学、8.6%が専門学校、4.3%が小学校、2.5%が教育暦なし。

また、社会主義の時代に存在しなかった問題として、人身売買、売春、拉致、人質、強制労働、偽装結婚、外国人との養子縁組、スーカーク問題をあげている。

(2.2.2.2) 売買春について

売買春についての調査研究は、1997年、ウランバートルで警察が1000人の売春婦を取り調べたのが最初である。1998年に初めての児童売春調査報告として、「女性研究情報センター」が“Child Prostitution Trends”、警察の青少年課が“Survey on Children Involved in Crime”を出版した。2000年、警察がウランバートルで少女80人の売春婦、2002年、ウランバートルだけで200から250人の売春婦を取り調べた。2001年にILOとモンゴル国立大学人口研究所、NGO「モンゴル青少年発展センター」が共同で10代の売春について調査を行い、“Study on the trends and nature of child prostitution”を出版した。

ILOが支援し、モンゴル国立大学人口研究所がNGOモンゴル青少年発展センターの協力を経て、2つの調査を行い、2001年に“Study on the trends and nature of child prostitution”報告を出している。1つは、ウランバートル市内6区の12の学校の7年生から10年生(15才から18才)の生徒1193人をランダムに選び、売春に関して間接的に聞き取り調査。もう1つは、実際に売春の経験がある、或いは売春をする可能性の高い66人の少女に対して、売春に関する直接的な聞き取り調査である。ここでは66人の少女に対して行った調査結果の一部を紹介したい。

①調査対象の66人の少女について

少女たちの生活の場、36.1%がストリート、32.0%がマンション、20.6%がアパート周辺、16.0%が自分の家、13.9%がケアセンター、12.0%が他人の家で暮らしている。少女たちの受けた教育は、37.0%が学歴なし、27%が8年制、2%が小学校卒。最初の性行のきっかけは、45.5%がボーイフレンドの求めや他人の強要、36.4%がレイプ、18.2%がストリート生活へ戻ったこと、16.4%がお金を稼ぐためと回答している。

②客の年齢について

客の年齢層は、32%が19-25才、28%が26-

35才、20%が18才未満、11%が36-45才、5%が46才以上である。

18才以下の客の75%が13-14才の少女を、19-25才の客の75%が13-14才と15-16才、57.1%が17-18才の少女を、26-35才の客の50%が15-16才、64.3%が17-18才の少女を買春している。

③売買春の場所について

地域としては、首都ウランバートル、ダルハン・オール市、エルデネット市(モンゴル三大都市)、ドルノド県(東部中国国境地帯)、セレンゲ県(北部ロシア国境地帯)、ザミンウード(南部中国国境地帯)が多い。

場所としては、ホテル、映画館、カラオケルーム。

④売春の代価

売春の値段は、半時間3000トゥグルク(≒300円)、1時間6000から8000トゥグルク、1泊10,000から15,000トゥグルクまたは30,000から40,000トゥグルクと報告されている。

⑤客の扱いについて

少女たちが回答した客の不本意な扱いには、侮辱、暴行、時間延長の強要、不払い、異常な性交渉の要求がある。この内、57.1%が異常な性交渉、42.3%が暴行と脅迫、39.3%が侮辱、35.7%が時間延長の強要、25.0%が不払いをあげている。売買春の現場において少女たちが暴力にさらされている実態がわかる。

⑥売春の頻度について

少女の60.6%が回答を拒否、15.2%が1週間に2、3度、15.1%が月に4、5回、9.1%が毎日と答えている。

⑦一日の客数について

1、2人という回答が60～62.5%、3、4人という回答が20～37.5%、5、6人という回答が0～20%である。

⑧売春をやめる条件について

少女たちは、やめる条件として51.5%が就職をあげている。27.3%が自分の家に帰ること、手に職を

つけること、自分の家をもつことをあげている。

⑨少女たちの夢について

53.0%が「教育を受け、専門を身に着きたい」、「就職してお金をかせぎたい」、12.1%が「穏やかに安心して暮らしたい」、7.6%が「自分の家を持ちたい」と願っている。

1998年の「女性研究情報センター」の報告によると、売春婦の内、11%が地方出身者である。1999年から続いたゾドと早魃により、家畜という生産手段を失った遊牧民が首都に流れ込んでも、仕事につけなければ、自分を売るしかない。これはまた人身売買の温床にもなっていく。

(2.2.2.3) 人身売買について

2000年以降、モンゴルでは地方から首都への移住、首都から外国への出国の度合いが激しくなっている。外国で働くモンゴル人は43,000人とわれ、労働力の5%より大きい。外国での就学と就業者100,000人に達し、韓国に住むモンゴル人は16,000人というデータがある。この外国出国には正規の手続きを踏まない出国、現地での不法就労、不本意な強制労働が含まれていることも確かである。このような現実が深刻化する中でNGO「人権発展センター」が中心に実態調査と被害者の救済が行われている。

国立人権委員会とNGO「人権発展センター」が2002年に“The Crime of Trafficking of women and children in Mongolia: The current situation”（「モンゴルにおける女性と子どもの人身売買：その現状」）出版し、NGO「人権発展センター」が2003年に“Legal and Policy framework to combat trafficking in women and required reformation”を出版している。この2冊の報告書から人身売買の現状の一部を紹介したい。

①人身売買の背景

NGO「人権発展センター」はモンゴルで人身売買が起こる原因を前掲書の中で述べているが、まとめると次のようになる。

1990年の民主化以降、モンゴルの外交は開放政策を取り、国民は世界の国々に自由に行くことができるようになったが、人身売買などの国際犯罪やコレラやHIVなどの伝染病も入ってきやすくなった。

市場経済の移行期に、貧困、失業、女性の売春、若者の麻薬、不法海外渡航、ビザの偽造、外国人との結婚などに対する興味が増し、モンゴル側に人身売買の関係者に接触しやすい状況が生み出された。また海外渡航したモンゴル人が当地での生活に対して無知であるため、人身売買の仲介者に取り入れられやすくなった。

モンゴル政府はいまだに貧困問題を解決できず、1998年の時点でモンゴルの人口の35.6%が貧困、あるいは極貧であったが、2001年には50.7%が貧困となった。貧困の原因は、最低賃金が26,000トゥグルクで、これは貧困ラインをわずかに越え、生活ギリギリの金額である。

この10年間、雇用先が減り続け、失業者が増え続けていること。

これらの理由で、モンゴルの若者は仕事を求めて海外へ渡航する。主に韓国、ドイツ、アメリカ、日本に出かけている。

不法渡航でも、短期間で高収入を得たいという欲求に対し、パスポートやビザの偽造などの不法手続きのサービス、海外就労・就学の情報提供紙が広まっている。

②出国先、入国元

モンゴルの女性の性労働先には、マカオで200人、中国、マカオ、シンガポール、フィリピン、ベルギーでも性労働の事例が確認されている。

モンゴルは地理的に特殊な位置にある。北朝鮮の人が韓国へ行くため、また中国の人が資本主義国へ行くため通過する場所、中国とロシアの麻薬取引の経由地、人身売買の送り出し国であり、中国からの受け入れ国になりつつある。

③人身売買先

人身売買先としては、日本、韓国、中国（エレーン、フフホト、北京）、マカオ、ナイジェリア、ブルガリア

がある。

④仲介者について

リクルーターは数年前からモンゴル人になった。リクルーターと出会う場所は、ディスコバー、カラオケ、マッサージルーム

⑤救出された最初の事例

2000年にモンゴル在住のロシア人の姉弟2人が、ヨーロッパ、特にユーゴとルーマニアのバーやレストランでラテンアメリカのダンスをすれば、月に3000ドルの高給職を仲介すると新聞に掲載し、2人のモンゴル女性が応募した。モンゴル女性は経由地中国で監禁され売春を強制された。2001年、ロシア人仲介者は偽装パスポートを入手し、モンゴル人女性はユーゴ人に売られた。被害者は、モンゴルの家族と電話連絡を取り、家族は外務省に帰国の手配を依頼した。加害者は、モンゴル居住者であったため、モンゴルの刑法で裁かれ、6年の刑に処された。

(2.3) まとめ

ここでは紙面の都合上、インタビューを取り上げなかったが、NGOの調査研究は被害者の思いがよく伝わってくる。同じモンゴル人として、痛みをわかちあいながら丁寧な聞き取り調査が行われたことが想像できる。このような家庭内暴力、売春、人身売買の被害者の声をとりあげることが、民主化後の情報公開の成果であり、特に売春婦の思いを取り上げることが社会主義の時代には考えられないことであった。逆に、それは、現実の問題がいかに深刻かということを表している。

このような新しい調査研究が、女性の手によって、市場経済移行後に起こった問題から目をそらさず、それを解決するために盛んに行われていることは非常に意義深いことである。女性研究者、NGO職員自身も様々な問題を抱えながらの調査研究に取り組んでいると思うが、困難を乗り越えて、継続してほしいと思う。

さて、民主化後、社会主義の時代の女性に関する研究の問題点は解決されたのか、ということをもう

一度考えてみたい。

1つめは、どの調査研究も「社会主義の時代はよかった。市場経済になって悪くなった」という前提をもっている。たしかに社会主義の時代、男女平等の考え方は徹底され、女性の社会進出は保障されたが、市場経済に移行し、女性は家庭内で暴力を受けたり、就職が困難となり売春を生活の糧としたり、人身売買の罠にはまる被害者が生み出されたりするようになったのは、たしかに体制変換にともなう経済的な要因が決定的に大きい。ただ、社会主義の時代に禁止された伝統的な価値観や習慣が、民主化後復活蘇生した中で、潜在的な性差別の意識も再生したのではないかと考えられる。主人が家畜をしつける行為と家庭内暴力の関係、復活したラマ教が性に対して寛容であることと売春の関係も考えてみる必要がある。社会主義の時代の男女平等の中身について、詳細に検討しなおす必要があると思われる。

2つめは、国連機関の研究は、資本主義と対峙する姿勢が見られないが、モンゴルの研究もその影響を受けている。ただ、モンゴル人の研究は、被害者と向き合い、救済を目的に進めているので、今後も被害者の立場に立つ研究を深めると、資本主義と闘うことになるだろう。民主化後、外国に出ることも自由になったので、調査研究にかかわる人たちが国際的な学会やシンポジウムに参加する機会が増えた。このアジア現代女性史のプロジェクトの中で、モンゴル人の研究者・NGOが暴力・戦争、反グローバリズムのうねりに合流し、連帯の輪を広げるのは私の役割である。

3つめは、遊牧民女性は非資本主義的發展論によっても解放されなかった。民主化後は市場経済の中で現金収入を得るエンパワメントという視点が主流であるが、それでは都市に住む女性の抱える問題は解決できても、自然を対象に賃金には置き換えられない労働によって自らの手で生活の必要を生み出し、性別役割分担のルールの中で生きる遊牧民女性の抱える問題は解決されない。私自身は遊牧民

会の調査を続けてきた立場から、遊牧共同体の上部構造としての協同組合の設立が、女性の抱える問題を自分で解決する基盤となると考えている。この問題をもっと深めていく必要がある。

4つめは、民主化後も、ハルハ族以外の少数民族の女性に目が向けられていない。しかし、日本の大陸進出から始まり、外蒙古の独立、内蒙古の自治化、中国の文化大革命の影響を直接受けた内モンゴルのブリアート族出身の女性2人が自らライフヒストリーを書いて出版した。旧満州内モンゴルに生まれ、日本の教育を受け、ウランバートルに越境したブリアート族の女性ベ・ツェベクマは1999年に『星の草原に帰らん』を、同じような人生を歩んだツェ・HANDSレンは2000年に『HANDSレン回想録—二十世紀に生きた私の生涯』を日本語で出版している。彼女たちがライフヒストリーを自分で書いて残そうという主体性を日本が支援することは、私たちの現代史を問い直すことにもなる。また、彼女たちのように高等教育を受けなかった人々、遊牧民女性が書いて残すことのないライフヒストリーはフィールドワークをして丹念に聞き書きをする必要がある。この現代アジア女性史研究プロジェクトの中でもその調査の基盤を築けたら幸いである。

以上、モンゴルの女性に関する研究の動向を紹介しながら、非常に興味深い分野であることと、自分の役割を再認識することができた。

タイとフィリピンにおける売春禁止主義とフェミニズム

藤目 ゆき
ふじめ

(始めに)

本稿は、アジア現代女性史研究会の調査プロジェクトの一部として 2004 年度に行った、タイとフィリピンにおける売春制度とフェミニズム⁽¹⁾に関する調査をまとめたものである。

資本主義グローバリゼーションのもとで、国際労働力移動が大規模化し、多数の女性が国境を越えて移住し、性産業に働いている。アジアにおいては移住女性を迎え入れる主な受入国 (receiving country) は日本と韓国であり、フィリピンやタイなど東南アジア及びロシア・モンゴル・中国東北地区など北東アジアの諸国が送出国 (sending country) となっている。日本へのアジア女性の流入は 1980 年代末から増大し、1990 年代後半になると韓国の性産業に外国人女性が増えてきた。近年の日本と韓国の米軍基地周辺には、日本人・韓国人の女性はもとより、フィリピン人をはじめとした外国人女性の姿が目立つ。このような「グローバリゼーションと性産業で働く女性」の問題は、受入国の側からだけでなく、送出国の側からも考察することが必要である。本稿は、第三世界の東アジア全域を射程に入れた国際比較・関係史的研究の基礎作業として、タイとフィリピンの売春制度とフェミニズムの現代史を概観している⁽²⁾。

タイとフィリピンは、日韓両国と共通して、第二次大戦後の歴代親米政権と米国の軍事的紐帯によって国家と社会の歩みが規定されてきた。それでは、四地域の売春制度やこれに対する女性運動の内容にはどのような共通性と差異があるのだろうか。国際比較・関係史的な考察のために本稿が焦点化するのには、女性の売春行為を非合法化し、そうすることで売春制度にともなう様々な悪を社会から除去しようとする売春禁止主義の問題である。

世界娼婦運動の結実として 1949 年に国連が決議した「人身売買及び他人の売春からの搾取を禁止する条約」(以下、1949 年条約と略称)は、女性自身の行為としての「売春」ではなく、売春女性を利用して利益を得る「他人の売春からの搾取」を禁じている。すなわち第二次大戦後の売春に対するアプローチの国際的主張流は、「売春」ではなく「他人の売春からの搾取」を禁止することによって、女性の行為ではなく、女性から搾取する人々や制度を抑圧しようとするものであった。だが日韓及びタイ・フィリピンでは 1949 年条約の趣旨は歪めて伝えられた。禁じられたのは女性の行為としての「売春」であり、犯罪者とされたのは売春婦であった。フィリピンではスペイン時代からの売春を禁止する法律が現行法たる 1965 年改訂刑法にも継承され、日本は 1956 年に

売春防止法、タイは 1960 年に売春禁止法、韓国は 1961 年に倫落行為等防止法を制定し、売春が基本的に犯罪化された。本稿の課題の第一は、このようなタイとフィリピンにおける売春禁止主義の成立と展開の過程を追跡することである。

本稿の第二の課題は、政府の売春禁止主義に対してタイとフィリピンのフェミニストがどのように対応してきたかを明らかにすることである。日韓両国では、フェミニストの間でも売春禁止主義の影響は強い。今日まで性売買問題に取り組む日本女性運動のアプローチの主流は、禁止主義であった。日本の売春防止法は多数の女性団体の熱心な運動によって支えられていた。今日なお日本人フェミニストの主流は禁止主義の枠組みを支持している。韓国では近年、女性諸団体が売春を女の道徳的問題とみなして女のみを罰する倫落行為等防止法の片面性を批判し、同法に替わって新しい性売買防止法を実現させた。が、この運動のなかでもなお韓国の女性団体連合会は禁止主義原則を堅持した。はたして、タイとフィリピンにおいてはどうかだろうか。

このような禁止主義を焦点として、以下、第 1 章から第 3 章でタイ、第 4 章及び第 5 章でフィリピンの売春制度とフェミニズムを概観してゆく。

第1章 タイにおける 1960 年売春禁止法

先ず 1960 年売春禁止法を中心にタイにおける売春制度の歴史を概観しよう。

20 世紀のタイの売春制度は 1960 年の売春禁止法を境に前期と後期に区分することができる。前期は 1908 年から 1960 年までの性病管理・予防法時代である。1905 年の奴隷制度廃止によってそれまで「奴隷妻」または「奴隷女」として売られていた女性たちが性産業に吸収された結果、売買春が急増した。性病問題への憂慮から 1908 年に性病管理・予防法が制定され、病気に感染していない売春婦を登録し売春許可証を発行するシステムによって政府が性病と売春を管理するようになった。同法は、売春宿の所有者に政府から許可証を取得することを義務づけ、売春強要や売春婦の監禁を禁止し、売春を行う女性は 15 歳以上と規定した。19 世紀世界に一般化した性病管理を機軸とする近代的公娼制度がこのようにしてタイにも誕生したのである⁽³⁾。

1921 年国際連盟第二回総会で女性と少女の国際人身売買を禁止するための国際条約が結ばれ、国際的身売買に対するとりくみが諸国に求められるようになったことを背景に、タイ政府は 1928 年に人身売買禁止法を可決した。同法は、他の者と性交

させる目的で女性や少女をタイに連れてくるいかなる者及びその売買に違法に関与するいかなる者も、7 年以下の禁固又は 1 千バーツ以下の罰金あるいはその両方に処すると定めた⁽⁴⁾。

性病管理・予防法時代の全過程をとおして、諸国の公娼制度の例にもれず、タイにおいても全ての売春女性を公娼として掌握することはできず、無認可営業の売春宿と売春婦が多く存在した。ラヤナコーンは、認可された売春婦と無認可の違法売春で逮捕された女性がそれぞれ 1957 年に 6747 人と 524 人、58 年に 8990 人と 344 人、59 年に 9400 人と 308 人、60 年に 7876 人と 298 人であったことを示し、1960 年に売春禁止法が制定される直前の時期、無認可の売春婦は認可された売春婦の 10 倍から 20 倍であったと見積もっている⁽⁵⁾。その当時、売春婦の 90% は 15 歳から 20 歳の若い女性で、繁忙な時期には平均して一晩に 5 人の客をとっていたといわれる。その大多数はタイ人だったが、中国人や他の外国人もいた⁽⁶⁾。

1960 年、サリット首相は売春禁止法を布告する。20 世紀売春制度の後期にあたる売春禁止法時代はここから始まる。同法は日本や韓国のように「売春それ自身」は禁止していないが、売春関連行為を禁止し、売春を行う者、売春婦を斡旋する者ま

たは売春からの搾取によって利益を得る者を罰するものである⁽⁷⁾。すなわち「売春を目的として公の場所でうろついたり勧誘する」ことや「売春宿で発見される」こと、「売春宿で売春に従事する」ことが違反行為とされ、そうした行為を行う者が「売春を行う者」として処罰の対象となる。処罰内容は、「売春を行う者」は6ヶ月以下の禁固又は2千バーツ以下の罰金あるいはその両方、「売春を斡旋する者」はそれより軽く、3ヶ月以下の禁固又は1千バーツ以下の罰金あるいはその両方、「売春施設の所有者」は、1年以下の禁固または4千バーツ以下の罰金或いはその両方に処すると定めている⁽⁸⁾。

売春禁止法が制定された理由として従来指摘されていることは、性病管理・予防法による公娼制度のもとにすべての売春を国家管理することが完全に失敗していたこと、また国連1949年条約が「外圧」となり、文明国としての体裁を整えるために公然たる買売春を非合法化する措置がとられたということ、そして、独裁的温情主義を特色とするサリット政権が一連の社会浄化キャンペーンの一部として売春に対しても矛先を向けたということである。これらの指摘はいずれも妥当と思われる。が、本稿が特に問題にするのは、1949年条約が売買春に対する何らかの対応を要求する「外圧」としてあったことは事実としても、実際にタイに誕生した法律は、1949年条約の「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」の本来の趣旨と相容れない売春禁止主義を採用するという、日本と韓国にも共通してみられる趣旨の歪曲もしくはすり替えという問題である⁽⁹⁾。

1949年条約の核心たる「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」が目的だったとすれば、タイ政府は1928年の人身売買禁止法及び1956年に可決されたタイ刑法の厳正な適用を追求したことであろう。同刑法は売春そのものを禁止せず、売春の斡旋を禁じ、第282条は「他の者のわいせつな欲求に迎合し、女性の同意の有無にかかわらず、わいせつ行為を目的として、女性を斡旋または誘惑または勧誘するいかなる者も1年から10年の禁固なら

びに8千バーツの罰金に処する」、第283条は「詐欺、虚偽、脅迫、暴力、不当な圧迫、強制により、わいせつ行為を目的として女性を斡旋または誘惑または勧誘するいかなる者も5年から20年の禁固ならびに1万バーツから4万バーツの罰金に処する」と定めている。いずれも低年齢の少女や加害者の子孫・保護下にある者に対して行われた場合、刑罰が加重される。強姦に対しても厳しい刑罰を定めている⁽¹⁰⁾。人身売買禁止法とタイ刑法の厳正な適用によって、1949年条約が諸国に求めた「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」を実体化することが可能だったであろう⁽¹¹⁾。

だが逆に、1960年売春禁止法はこれらの既存の法律の規定を弱める役割を果たした。1928年の人身売買禁止法において人身売買被害者は保護の対象であった。ところが売春禁止法が売春そのものを犯罪とした結果、人身売買の被害者たちに与えられるはずの保護は保証されなくなり、彼女たちまでも犯罪者と扱われるようになった。また売春禁止法では、売春斡旋者・人身売買の加害者への処罰規定が刑法の規定より軽く、刑の下限も定められていない⁽¹²⁾。

売春禁止法が売春婦を主な標的にしていることは明らかである。売春婦は斡旋者よりも処罰が厳しい。また売春婦の「更正」が重視され、売春で有罪判決を受けた女性は医師の治療又は職業訓練あるいはその両方を受けねばならず、服役を終えた日から1年以下の期間は更正施設に入らねばならないことにされた。更正施設から逃げようとした場合は「3ヶ月以下の禁固または1千バーツ以下の罰金あるいはその両方」が科せられる。公共福祉局局長は「更正中の女性」に対し、訓練上の規則及び労働規則を定め、それらの規則に違反する者に対し「15日間以下の監禁」もしくは「更正施設による支給品や設備使用中の中断または削減」によって処罰する権限が与えられている⁽¹³⁾。

売春禁止法制定の6年後、1966年にエンターテインメント・プレス法が制定される。同法は、ナイト

クラブ、ダンスホール、バー、マッサージ・パーラーなどの性的娯楽産業施設に地元警察からの営業許可証の取得を義務づけた。営業許可証を取得した施設での売春は名目上禁止されたが、警察の取締は非常に緩く、多くの性的娯楽産業施設は、登録さえしていない。同法の制定は観光による国家収益、特に、ベトナム駐留中の米兵のRR(レスト&レクリエーション)による収益を増加させるための国家政策と時期を同じくしていた。在タイ米軍基地の存在が、兵士を対象としたマッサージ・パーラー、雇われ妻のサービス、バーの増加を促した。エンターテインメントブレース法制定の翌年1967年には、タイ政府と米軍との間で合意が結ばれ、ベトナム駐留中の米兵たちはRR 休暇のためにタイに来てよいことになった。RR でタイに来た兵隊たちが使った金は5百万ドルにもなると推測されている。1970年にはこの額は2千万ドルまで上昇し、この年の米の総輸出額の4分の1にも達した。エンターテインメント・ブレース法はマッサージ・パーラー、バー、ナイトクラブ、冷気茶室(ティーハウス)などを装った売春宿を合法化する道を開いたのである⁽¹⁴⁾。

性産業はベトナム戦争後も拡大し続けた。都市偏重の工業化政策によって都市と農村の収入格差がさらに拡大する一方、外貨獲得のために観光政策が国家的に推進され、外国人観光客を対象とした性産業が膨張し、貧しい東北や北部の農村からバンコクその他の大都市や観光地に膨大な女性がここに流入した⁽¹⁵⁾。80年代、多数の外国人が買春観光にタイを訪ねた一方、タイ女性を性的商品として外国に送り出すビジネスも拡大した。人身売買ネットワークは日本、香港、マレーシア、シンガポール、ドイツから、南欧、オーストラリア、ニュージーランド、米国にも広がっていった。80年代初頭には約50万~60万人⁽¹⁶⁾、1990年代半ばには約100万人⁽¹⁷⁾のタイ女性が売春に従事したともいわれている。このような買売春ブームの中、詐欺や暴力による人身売買、強制売春、子どもがその犠牲になっている事例も少なくない。

このように売春禁止法の制定以後、売春婦が犯罪者の身分に転落した一方、加速度的に性産業が拡大していったタイの展開は、1956年に売春防止法制定以後、風俗営業取締法のもとでソープランドその他多彩な業態で偽装した買売春施設が管理され性産業が肥大してきた日本の状況や、1961年に倫落行為等防止法が制定されながら翌年に「特定倫落地域」が公的に指定されていった韓国売春制度の展開と共通している。このようにして日本や韓国と同様、タイにおいても買売春を禁止し社会から除去するというジェスチャーとは裏腹に、偽装された形態の買売春が制度化され、拡大していった。

以上のように法制度上には共通性がみえるが、売春禁止主義に対するフェミニストの観点には大きな違いがある。日本の女性運動の大部分が基本的枠組みにおいて売春を禁じる法律を支持してきたこと、また韓国でも売春に関する禁止主義原則が堅持されてきたことと対照的に、多くのタイの女性運動の活動家は当初から売春禁止法を、お粗末、不明確、かつ差別的であると非難してきた。差別的な売春禁止法の撤廃を要求する女性運動は1970年代に始まっている⁽¹⁸⁾。売春禁止法が売春斡旋人に対して刑法規定以上に寛容であること、「売春施設」の定義が曖昧すぎてたいい適用できないこと、強制売春の被害者にさえ刑罰を免除せず、売春婦を処罰する一方、買春客を処罰しない実態。そのような諸問題の指摘に加えて、タイのフェミニズムのなかには売春禁止法の本質を男女の性的二重基準を制度化したものを見抜いて批判するラディカルな女性解放の視点がうかがえる。

歴史学者であり、女性運動の活動家でもあるスカンヤ・ハントラクンが1983年に発表した論文「タイにおける売春」は、フェミニズムの視点からタイの買売春問題、とくに売春禁止法問題を分析した、今日にいたるまで最も重要な論文である⁽¹⁹⁾。節を改めて、ハントラクンの議論を詳しくとりあげよう。

第2章 ハントラクンの売春禁止法批判

—「タイにおける売春」

ハントラクンはこの論文においてまず、タイにおける売春を基礎づけるものとして、女性の性的従属を説明する。法制度の上では、夫や父が妻や娘を売る人身売買は1905年、多妻制が1935年に法制度上廃止された。が、その後もなお、女を道徳的社会的に差別し、輪廻や前世の報といった考え方で諦観を扶植してきた仏教の影響、そして仏教と結びつき、男には性的放縦と多妻制を許し女には貞潔を求め複数の男との関係を厳禁する伝統的倫理はタイ社会に根深く生き続けている（第1章、タイにおける女性売春の根拠、1-5頁）。

ハントラクンの1960年の売春禁止法への批判は鮮明である。サリットの売春禁止法布告は、街のちんぴらや麻薬や野良犬、物乞いの排除、ハンセン病者の逮捕、ゴミを散らかす市民の処罰といった、「不潔」とサリットが考えた存在を社会から駆除する一連の社会浄化運動の一部で、この過程で数千人が逮捕され収容所に送られた。社会浄化運動のなかで売春婦は犯罪を助長し家族制度を脅かすものと蔑まれ処罰対象となったが、サリット自身は映画スターやナイトクラブのホステスや女子学生など総数100人以上にのぼる愛人を抱えていた。それはタイ社会から羨望と称揚の対象となりこそすれ、何ら倫理的な非難を受けなかった。売春禁止法は、複数の男と性的関係をもつ女が厳しく非難を浴び、多くの女と性的関係をもつ男が賞賛されるタイ社会の性的二重基準の制度化に他ならないのである（第2章、売春の文化的法的定義、5-9頁）。

ハントラクンは売春の動機として経済的インセンティブに着目した。農村からバンコクに流入する女性移民に関する先行研究をふまえて、ハントラクンは「特殊接客女性」、すなわちナイトクラブやマッサージパーラーなどの性的施設で働く女性の収入が家事奉公人や製造工場労働者、ウェイトレスなどよりはるかに高いこと、また移民女性の圧倒的大部分が家族の

差し迫った貧困問題を軽減するために働くことを願い、また稼いだ中から親元に送金していることを示し、売春の最も強力な要因が経済的動機にあることを明らかにする。このような経済的動機は、夫が妻を売り親が子を売る人身売買の長い歴史があり、その非合法化以後も娘の身売りを親孝行として奨励するタイの文化的条件に支えられている（第3章、売春の動機、9-14頁）。

売春禁止法は売春婦からの搾取を増す機会を作り出した。売春宿の所有者や経営者、ピンブは警察への賄賂に必要となった経費を売春婦にしわよせし、警察は恣意的な手入れや取り締まり活動で賄賂収入を増やす。売春婦は警察から逃れるために売春宿の所有者や経営者、ピンブ、警察官に対して仲介料や保釈金、その他の名目で多額の支払いをせねばならなくなった。警察の腐敗は明白で、警察の上級職員自身が、「ピンブになる警察関係者もいる」ことを暴いている。売春宿の黒幕と警察や政府の大物が結託し、売春に寄生することで巨額の収入を得ていた。ハントラクンは、売春業者やピンブと警察の搾取と支配の下にある女性の健康状態にも言及する。性病検診は原始的で、避妊法はデポプロヴェラ注射など問題の多い方法や妊娠中絶が広く行われていた。中絶は非合法なので手術はたいてい危険な暗黒街の診療所で行われ、命を落とす人もいた。1千人のマッサージ嬢を対象にしたある調査では、4割強が性病をもち、2割弱が中絶経験があり、4人に1人が麻薬常用者で、そのほぼ全員が治療を受けていなかった（第4章、収入の搾取と健康の問題、14-16頁）。

売春禁止法に基づいてバンコク近郊のパークレットとクレットタカーン、東北タイのナレーサワットに三つの更正施設が創設された。ハントラクンはこれら施設の調査をふまえて、その内容を厳しく批判する。更正施設で非難されるべき第一の、そして唯一の対象は売春婦自身だ。被収容者は外部との接触を禁じられ、監獄並の厳しい規則に拘束され監視下に置かれる。喫煙や飲酒、性的自由のような「悪徳」

は善女の規範に反するものとして規則違反とされ、違反すると処罰される。良き家事奉公人になれる以上の職業訓練は用意されないの、売春の予防や問題解決に役立たない。更正施設は、法的に断罪された女性たちがその有罪判決を内面化して深く「罪」を自覚し、強烈な罪悪感を抱くようになるのに役に立つだけで、「改悛」によってのみ彼女は釈放される。これらの施設は現状の性的二重基準に基づいて運営され、女のセクシャリティーを管理し、女の性役割を永続化することに寄与する（第5章、更正施設の役割、16-22頁）。

ハントラクンは更正施設に収容された女性たちの「反乱」に熱い共感を寄せた。1960年に設立されて以来、200メートルもの幅がある運河を泳いで「自由のために運命をかけた収容者の物語」は収容者の間の伝説だった、という。脱出できた女性たちもいたが、捕まると女性たちはみな殴打され処罰された。1981年11月11日にも二人の女性が男性二人の助けを得て脱走した。監視員一人が人質にとられたり、他の収容者が二人の脱走者を追いかけるなどドラマティックな騒動となった。同27日には同じ収容所で100人以上の女性収容者がストライキを行った。ドアが破壊され四人が脱走した。50人の警察官が「反乱鎮圧」に召集され、女性たちの反乱は「集団脱走」から「ゼネスト」に変わった。負傷する女性も出たが、ストをした女性たちはその後施設改善の18項目の要求を政府につきつけた。

ハントラクンの売春婦観は更正施設における収容者との出会いや街の売春女性たちとの親密な交際から形成されている。公共福祉省をはじめ関係当局の専門家たちがふりまく、売春婦が知能に問題のある愚かな女だという支配的言説に反対し、ハントラクンは彼女が親しくつきあった売春婦たちの姿を紹介する。彼女たちは出身家族の貧困や離婚やレイプ、父親のいない子どもの誕生、低賃金と警察からの搾取といった危機と苦難を経験しながら、社会が女におしつける差別的倫理に抵抗し、自分の人生を自律的に生きようとする「闘士」の精神を持つ人々で

あり、社会や男性の残酷な実態を身をもって知る、知的で洗練された女性たちだった。ハントラクンが彼女たちに出会った1980年代初めには、米国ですでに始まっていた売春婦自身の運動に励まされたタイ人女性たちが自国で売春婦たち自身の運動を始めようとしていた。ハントラクンが親しくなったノイとウィパもまた、ハントラクンがこの論文を書くまでにもう二年間、売春婦の組織化を試みていた。タマサート大学で開催された売春問題に関するパネルディスカッションに参加し、的確な発言とウイットに富んだ受け答えで聴衆に感銘を与えた。1982年半ばには彼女たちの間で英語学習会が開始する（第6章、私の売春婦像、22-26頁）

ハントラクンは、禁止主義・公娼制度主義という既存の売春問題へのアプローチを次のように批判する。売春の非合法性は売春婦の立場を弱め、売春の全面的抑圧政策は売春婦に対する虐待と搾取に帰結する。その一方、徴税や監視のために売春婦を登録して統制する公娼制度主義も抑圧的だ。1960年以前にも登録制度は実際には機能しなかった。法を執行する職務にある警察や保健所員は、現状でさえ売春婦から収奪している。現行法は偽装娼家に合法身分を与えているが、詐欺や強制売春は後を絶たない。新しい法律を作るまでもなく既存の法律の運用・執行により犯罪を起訴できるにもかかわらず、運用・執行されない腐敗した構造が問題だ。公娼制度主義者は伝統的な性的二重基準で目を覆われ、売春婦を知的障害者やハンセン病患者と類似する存在とみなし、売春婦を公の視界から消したがる。そんな見方で作られる法制度は、売春婦を労働法の保護から除外し一定地域からの外出を制限するなど、売春婦を抑圧し続けるだろう。このように両アプローチを一刀両断に批判するハントラクンは、「売春婦の人間としての尊厳を尊重し人権を保護するものであってはじめて、法律は、これまで習慣と法律の犠牲者でしかなかった売春婦に利益を与えるものになりえる」と、売春禁止法の廃止と売春婦の非犯罪化を主張する。売春宿に入りたい

人も自営売春を続けたい人も抑圧でなく保護が与えられ、運動の自由や営業に関する公正な取り扱い、働く時間や休憩、休暇、医療サービスなどの労働者としての正当な権利が認められねばならない。更正施設は改編され、監視と処罰・セクシャリティーや性役割に関する差別的言説をふりまくことをやめ、女性のニーズにあう訓練を提供する職業訓練学校へ替えられるべきだ。売春婦はふつうの人間として尊重されるべきで、社会から隔離されトワイライトゾーンに閉じこめられてはならない（第7章、売春婦の労働条件の向上、26-33頁）。

19世紀半ばの中国人のタイ流入、太平洋戦争時の米軍到来、朝鮮戦争、ベトナム戦争、70年代以後の国家的観光政策と外国人観光客の流入などがタイの売春を増大させてきた。ハントラクンはそんな外国の影響を否定しないが、売春が外国人の到来前から制度化されてきた事実を指摘し、都市と農村の収入格差、内的に織り込まれている男性の性的放縦を許容する文化規範といったタイ社会自身が売春とその制度を生み出してきたことを強調する。悪徳外国人が無邪気なタイの処女を墮落させたのではなく、貧しいタイ女性は昔から売春をしてきた。現在では外国人客を目当てに国外に出稼ぎする女性も増えた。世界経済の圧力でタイの農村の窮乏が増すなかで、今後も女性たちは自分の性を経済的武器として用いることに固執し続けるだろう、と予測する（第8章、将来の予想、30-33頁）。

ハントラクンは性倫理の二重基準を徹底的に問題にし、善意で売春問題に取り組む人々のなかにもその抑圧的性倫理が潜んでいることを指摘する。性倫理の二重基準が支配する社会では、人々は妻の座や娘の処女性を脅かさずに男性の性欲をみたす装置として売春を利用している。無垢な処女が悪徳男性に墮落させられると問題を描く反悪徳キャンペーンは、そんな人々の怒りをも喚起することができた。が、そのキャンペーンにおいて強調されるのは良い女性は性的自己主張をしてはならないという価値観に他ならない。「女性諸団体や社会改良家や人権

活動家から政府の関係当局まで多くの人々が、強制子ども売春への憂慮を示す一方、複数の男に身体を許す『転落女性』への嫌悪感を示してきた。無垢な女性の保護というこの人々の願望に、ある倫理基準をおしつけようとする衝動の暗い影が落ちている。この人々は性的な奴隷制を攻撃していると主張しながら、奴隷制の代わりに奴隷制の中の奴隷を攻撃し、軽蔑し、恥をかかせてきた」。

タイの女性は歴史的に男性の劣位に置かれ、それを内面化してきた。女性の労働は社会的経済的に高い貢献をしていても正当に評価されず、女性自身が差別的な性倫理も受け入れている。ハントラクンが挑戦するのはそのような女性従属の表出としての売春である。

彼女が論文の最後にこのように書いている。「劣位の者がする仕事は、もたらされる収入の大きさにもかかわらず、高い地位につながりはしない。売春問題の解決とは、そういうものとしての売春婦の身分を高めるのではなく、売春制度それ自身の内部にも外部にもある男女の性的関係をラディカルに吟味し、変革することだと私は信じている。」（第9章、要約、33-38頁）

第3章 1996年改正売春禁止法の意義

第1節 1996年売春禁止法

1996年、1960年法は改正され、新しい売春禁止法（以下、1996年法と略称）が制定される。

法改正の背景として指摘できるのは、人身売買・子ども売春をふくむタイ人売春の激増と国際化、それに対する国際社会からの圧力、性病の脅威、女性運動及び政府の女性政策の展開といった諸要因である。ハントラクンの予想通り、1980年代性産業は急成長し、公衆衛生局の調査によれば1982年から1991年までの9年間に性病は2倍、売春婦も1.8倍に増えた⁽²⁰⁾。タイ政府は売春婦の性病検診を厳格化したが、売春宿などの伝統型売春より新型の偽装された売春が増え、エイズ禍の封じ込

めは容易ではなかった。エイズは国家のマンパワー喪失と高くつく治療費で経済に打撃を与え、国を守るべき軍人の感染で国家の安全を脅かすと憂慮された。婚姻外で性が商品化することを問題にし、タイ女性の尊厳が傷つけられていると危ぶむ人々もあった⁽²¹⁾。また女性と児童の売買に対する国際社会からの非難が強い外圧と意識されるようになった⁽²²⁾。そのようにエイズの脅威やタイの国際的イメージの悪化への危機感が強まる一方、80年代から90年代にかけてのタイにおける一定の民主化と、国連女性の10年を背景とした内外の動向が、売買春をめぐる法制度改革を導いた。89年には常設政府機関 NCWA(国家女性問題委員会)が発足し、91年の軍事政権によるクーデターと「血の五月」と呼ばれた民主化運動に対する弾圧を経て成立した文民政権の下、国連子どもの権利条約批准やタイ女性と外国人男性の国際児の国籍差別撤廃、女性公務員の雇用平等化など女性政策が前進し、その中で売春禁止法の改正も追求されるようになったのである⁽²³⁾。

1995年にNCWAが発行した『女性開発のための展望計画』には次のように、1960年法制定当時には存在しなかった人権擁護の観点から鮮明に打ち出されている。「セックス産業は人が他の人々の肉体で利益を得て稼ぐことを認めるという意味で人権を侵害する人身売買の一形態である。現在の社会経済的条件において、売春は不利な立場にある人々が生活費を稼ぐための職業・方法となってきた。それゆえ、この状況に取り組み、売春周旋人の数を減らし、究極的には性産業を減らすための短期的及び長期的な施策をとることが肝要だ」「解決策と予防施策は官民両方の協力を依らなくてはならない。性産業を最後的には除去するという政府の意志を示しながら清潔な政策が声明されるべきだ。一方そのようなビジネスの数を削減するため直接間接にそれらの促進を禁じ、性産業が生み出す直接の問題を解決する短期的施策がとられるべきだ。しかし取り組みは、逮捕と処罰のかわりに補助と援助の形において

行われるべきだ」⁽²⁴⁾

このようにしてNCWAと関係政府機関・民間有識者の協力で1928年法と1960年法と1966年法のすべてが、「法律の抜け穴をなくし、新型の性産業をもふくみ、急速な社会変化と歩調を合わせて法律条項の改良を行う」ように見直され、閣僚会議の承認を経て、1996年法の制定に至るのである⁽²⁵⁾。

1996年の法改正の要点は「犯罪者というよりは犠牲者であると認められる商業的セックスワーカーの処罰を軽くすること、売春婦と顧客が出会う目的で利用される施設の定義を、単なる買春宿に限定せずに広げること、買春宿の経営者をはじめとして性的なサービスの場の提供者となる個人の処罰を重くすること、18歳以下の子どもから性的サービスを受けた男性の顧客の処罰、娘を売春の道に引き入れた両親や保護者、その顧客、斡旋者に処罰を科すること」などである。なお翌1997年には「女性と子どもの人身売買禁止法」が制定され、シェルター提供や自宅帰還対策などを含む人身売買犠牲者の保護、犠牲者援助を促進する捜査方法の強化、人身売買の犯人と共謀者の処罰などが規定されるとともに、「刑法修正第14条」が制定され、買春の周旋、呼び込み、また女兒・男児、女性・男性の人身売買という性犯罪を刑法の適用範囲と明記した。また本人の同意の如何によらず、18歳以下の子どもを全て保護すると定められた⁽²⁶⁾。

第2節 改正売春禁止法への批判

— ハントラクンの『ネーション』に 発表した論説から

1996年法は前節の終わりに述べたように売春婦よりも彼女の売春に寄生する業者や親、子ども買春の客などに矛先を向けることを目指したものであり、一般にその点が評価されている。だが売春不処罰の非犯罪化を要求する女性諸団体のキャンペーンにもかかわらず、同法は法案の時点から国家は逮捕された女性を「少なくとも一時的に監視するため、ある程度の権力を保持せねばならない」ことを理由に、

軽減されたとはいえ、売春婦処罰規定をふくんでいた⁽²⁷⁾。

法改正から三年後の1999年、タイの英字新聞『ネーション』誌上にハントラクンは一連の論説を発表し、1996年法は児童売春の抑止に役立たず犠牲者を保護するかわりに処罰し追放するもので、徹頭徹尾その原型である1960年法の権威主義と機能を保持していると批判し、次のように論陣を張った。

子ども売春を売春禁止法に統合することで抑止できると考えるのは、売春抑止に完全に失敗した1960年法の経験から何も学んでいないということだ。それは子どもを「売春婦が長年耐えねばならなかった孤立と搾取」に追いやる。警察が法を適正に執行しないという問題は1960年法時代から法改正後にも続いている。買う客や売る親を処罰する法律ができて、実際には客や親が逮捕されるのはまれだ。警察は恣意的に法を解釈し運用する権力を行使し続けており、警察から虐待を受ける女性の状況は変わっていない。さらに「現行法の少年少女に対する最悪の犯罪」は、児童労働法の保護や国家機関にまっとうに処遇される権利を剥奪したことだ。原型たる1960年法の下での売春婦の扱い同様、国家は「児童売春」を犯罪行為と明記することで「児童労働」から孤立させ、警察が統制・管理するトワイライトゾーンに封じ込めた。子どもは警察権力に従属し、警察による監視、手入れ、尋問、抑留の対象とされ、そして、同じ、古い悪循環が続くことになる（「新しい法律は、子ども買春を抑止しない」3月11日）⁽²⁸⁾。

1996年法より遙か前から子どもを守る諸法規はある。児童労働法は性的娯楽産業での子どもの雇用を禁じている。だが労働基準監督署などの諸機関は法の執行を怠ってきた。労働法に基づいて施設を監視すれば、子どもを守ることができるはずだ。一般に児童労働の犠牲者は劣悪な労働生活条件と搾取から心身に深刻なダメージを受けるが、世間は同情を寄せ当局は児童労働法が定める犠牲者の権

利を尊重して処遇する。だが性産業から救出された子どもは世間からも当局からも残酷で貶めるような扱いを受ける。搾取工場や物乞いの強制から救出された子どもは自動的に全ての負債から解放され、仕事で受けたダメージを補償される。他方、売買春から救出された子どもは業者に負債はそのまま、民事訴訟でもない限り補償を受ける権利がない。児童売春は1996年法への統合によって児童労働の範疇から排除され、児童労働法が定める保護と補償を奪われ、売春禁止法が定める処罰と追放の対象にされたのだ（「法的悪夢の罨にかかった子ども売春人」3月16日）⁽²⁹⁾。

サリット時代、共産主義者や社会の汚染者とみなされた人々が恐怖と嫌悪と排斥の対象とされ、裁判抜きで処刑と大量逮捕と強制収容が行われた。「国全体が法規を民主的な枠組みに合うように改正しつつある今、どうして売春諸法は60年代の独裁体制時代と同様に後退的・抑圧的であり続けているのか?」。「善意の諸NGOや諸個人」のネットワークが1996年法を「満足そうに援助奨励したこと」は驚きだ。1996年法は1960年法の精神と機能を保持し、その枠組みは中央集権的・権威主義的で時代錯誤的だ。売春を非犯罪化すべきだし、1996年法はスクラップにすべきだ。売春婦は国家諸機関、国際社会、そして善意の諸NGOや諸個人が売春婦を非合法職へと幽閉したことで創り出されたあらゆる搾取から解放され、移動の自由、職業選択の権利、労働組合や協会を組織する権利など市民的諸権利と自由を尊重されるべきだ。性的施設の所有者は登録を受け、労働福祉関係局に厳密な監視を受けるべきだが、売春婦にはいかなる形式の登録も必要ない。売春からの搾取や売春の制度化を取り除く活動と売春婦の保護は両立する。売春婦保護はハンセン病やエイズ感染者、物乞いや障害者の保護に類似しており、その人々の尊厳は再建され、尊重される（「犠牲者救済のために売春を合法化せよ」）⁽³⁰⁾。

第3節 EMPOWER

ハントラクンはフェミニスト研究者の立場から発言を続けてきたが、EMPOWER は、新旧売春禁止法のもとで搾取され迫害される当事者の立場から、売春の非犯罪化を要求し続けてきた。EMPOWER は 1985 年に発足した、東南アジアで売春婦自身が活動する NGO として先駆的な存在である。性産業で働く女性の権利擁護とエンパワーを目的として、働く上で必要な知識、英語や日本語、ドイツ語などの外国語教育、セクシュアルヘルスなどの普及に努め、医療サービスも提供している。EMPOWER の基本的な立脚点は、性産業における就労もまた工場労働やメイドなど他の全ての女性の労働と同様の一つの労働だということである。

EMPOWER の活動家であるノイ・アピスクは、「セックスワーカーの運動とはその他の運動とかけ離れているわけではない」と語る。労働者としてメーデーにも参加するし、学習会では女性権利活動家に工場労働者などの権利についてまず話してもらい、それからセックスワーカーの権利について話をする。売春禁止法に基づく更正施設は売春へ転落した女性を更正させ教化し善導するという位置付けから女性一般とは別の教育が行われるが、EMPOWER の活動には、メイドや縫製をして働く女性、日払い労働者もふくめて全ての女性労働者が包摂される。「ときどき私たちは食物や飲物を持って更正施設の女性たちに会いに行くが、とてもかわいそうだ。彼女たちは 6 ヶ月間～18 ヶ月もの間、家族や友人に会うこともできない。エンパワーだと帰って家族に会うこともできる。更正施設では 6 ヶ月～18 ヶ月と期間限定なので年間 400 人に限られている。一方エンパワーでは年間 1000～5000 人を対象に、支援している。法律や刑罰などが必要なわけではない。教育を受けさせるために法や刑罰があるわけでない。彼女らは働きながら同時に教育やプログラムを受けることだってできる」⁽³¹⁾。

EMPOWER は性産業の女性が犯罪組織と警察の搾取や暴力から脱出し、よりよい労働の環境・条

件でより安全に働き、社会保険・医療ケアを公正に受けるには、差別が撤廃され、労働法のもと全ての労働者と平等に扱われることが必要だと、売春の非犯罪化を要求し続けている。

現在タイでは売買春の合法化にむけた議論が進んでいる。2003 年 11 月 27 日には政府主催で公聴会が実施され、学者、活動家、性産業で働く女性たちが集まった。ところがその合法化論の多くは性病管理と徴税の利益という古い公娼制度擁護論と同じ論点から提唱されており、売春が良家の子女を強姦から救うための社会的必要悪と主張するような言説も出ている。政府が合法化に熱意を示す一方、性産業で働く当事者たちの意見が反映されないという問題も起こっているという。大きな契機になったのは、性産業界の大物で政界との結びつきが噂され、マッサージパーラー王の異名がある某氏が莫大な賄賂を警察に支払ってきたことを公にしたスキャンダルであった。非合法売春からの警察による搾取を訴えてきた売春婦たちの声が届いた結果ではなく、贈収賄で誰かが私腹を肥やすより 1000 億円産業ともいわれる性産業を合法化して課税することで国庫収入を増やすべきだとの損得勘定が合法化論を勢いづけた様子である⁽³²⁾。

EMPOWER はこのような合法化に向けた議論に性産業労働者の立場から参画し、政府がエンターテインメントプレース法に基づく娯楽施設従業員であるマッサージ嬢やダンサーを労働法の適用を受けべき労働者であると認めるようになったことを歓迎している。多くの娯楽産業労働者が医療保険の適用を受けることができるようになり、老後の年金や子どもの教育の保証、不当解雇の際の補償などにアクセスできるようになったからである⁽³³⁾。だが EMPOWER は当事者をぬきにして合法化が議論されることにも、女性を登録して管理統制し、国家の税収を増やそうという公娼制度論にも断固として反対している⁽³⁴⁾。日本では「合法化」という言葉を聞くだけで拒絶反応を示すフェミニストも少なくないが、「legalization 合法化」という言葉が同一であれ、

タイ政府が追及している「合法化」とハントラクンや EMPOWER の女性たちがフェミニズムの立場から主張する「合法化」では全く意味が違っている。タイの女性運動のなかで鮮明に主張されてきた、禁止主義とも公娼制度擁護論とも異なる非犯罪化・非登録の主張を正確に理解したい。

第4章 フィリピンにおける買売春制度

歴史的に欧米による植民地支配を免れてきたタイとは異なり、フィリピンにおける買売春制度はスペインと米国による植民地支配の歴史と深く結びついてきた。

公娼制度はスペイン植民地時代に起源を持つ⁽³⁵⁾。スペイン時代、売春に従事する女性は犯罪者扱いされ、南部の開拓地ダバオに流刑された女性も少なくない。19世紀末になると梅毒の蔓延への憂慮から性病管理を機軸とした売春統制が始まり、それはフィリピン第一共和国に継承された。大統領アギナルドはスペイン時代に作られた統制方針に基づいて公衆衛生局を新設し、公衆衛生局が売春婦の登録を制度化した。その方針は、女性の街頭での客引きや人目につく勧誘を禁じ、公認売春婦が公認娼家を巡察する医務当局による性病検診を受けるようにするもので、性病に感染した売春婦の入院加療を妨げる娼家の所有者は投獄された⁽³⁶⁾。

1899年に比米戦争が勃発する。スペイン支配の最後の数年間、革命鎮圧のために送り込まれたスペイン軍人による買春が広がっていたが、比米戦争の勃発とそれに続く米国による占領の過程で米軍人が大挙押し寄せてきたことが、フィリピンにおける売買春業を確立させた⁽³⁷⁾。戦争で家や財産や寄る辺をなくした多くの女性が生きのびるために身を売らねばならなくなった一方、米軍は本国におけるフェミニストや反帝国主義者たちの抗議にもかかわらず、米軍人を性病から守るために売春統制を実施した。

エヴィオータは、米国統治時代のジェンダー、イデオロギー、性差、階級を分析して、「アメリカナイゼー

ションは多くのスペイン的な女性の服従形態に代わり、経済発展に伴う服従形態を強化した」⁽³⁸⁾と述べている。「新たな従属形態」は売春制度と純潔主義・禁止主義にも表出した。女性の売春を犯罪とするスペイン時代の法が温存されていた一方、米国統治の最初の20年間で売春宿が増加した。伝統的売春宿に加えて、米国人事業家が設立した接客女性のいるダンスホールやキャバレーが新たな性的娯楽の場として人気を博するようになった。新聞には警察による違法売春の保護を暴露する記事がしばしば載った。このようにして米国支配の始まりと共に新旧の性的娯楽産業が増大する一方、「米国風の道徳的憤激」が持ち込まれた。第一次大戦時代、米本国で執行されたアメリカン・プランに呼応して、フィリピンでも売春排斥運動が展開する。1918年、当時のフィリピン駐在米陸軍総司令官はすべての米国軍人と軍属に対し娼家に入入りすることを禁止した。マニラ市長は売春婦を逮捕し、スペイン時代の役人が行ったようにダバオに追放し、1919年までにマニラの赤線地区は閉鎖された。だが米国人やフィリピン人の高官自身が娼家の所有者だったので、そんな禁止規定は守られないことが普通であった。娼婦の実数は増え、中産・有産階級女性や宗教家が、性病の源であり道徳を損なうものとして売春に反対する運動を展開した⁽³⁹⁾。こうして「保健と道徳面で、女性の売春行為に反対するキャンペーンが続き、売春を生み出す物質的な条件や男性の性的欲求を当然視する誤った観念はあいまいにされた」のである⁽⁴⁰⁾。

第二次大戦下の日本占領時代を経て、1946年フィリピンは米国から独立し、フィリピン共和国が発足した。が、独立前夜に結ばれたベル通商法や翌47年に結ばれた軍事基地協定によって、独立後も対米植民地的従属構造が温存された。売買春制度も例外ではない。フィリピンは米国がついぞ調印しようとしなかった国連1949年条約をアジアで最も早く調印した国である。が、ここには外務大臣でフィリピンの国連代表であったカルロス・P・ロムロが

1949年、50年にかけて国連総会議長をつとめていたというような外交上の理由以上に積極的な理由があった様子は無い。現実には米国の利益にかなうように新たな公的売春統制が施行されていったのである。

米軍基地の存在はフィリピンの買春に圧倒的な影響を及ぼしてきた。最大規模の米軍基地周辺にあるオロンガポとアンヘレスは、米兵のRRに奉仕する買春都市となった⁽⁴¹⁾。オロンガポはスービック湾に面し、かつては小さな漁村であった。またアンヘレスは元来家具製造業の盛んな町であった。だが朝鮮戦争やベトナム戦争は、これらを米海軍に奉仕するホテル、サウナ、マッサージパーラーその他の歓楽街に変貌させていった。ベトナム戦争は空前のRRブームをもたらした。1965年改訂刑法典は、第202条第5項に「金銭もしくは利益のために常習的に性交渉にふけたり、みだらな行為をする女性は売春婦とみなす」と定め、売春を非合法化している。このためRRで働く女性は「ホステス」や「ウェイトレス」、「ダンサー」など「RRの被雇用者」と公称され、建前上売春婦は一人もいない⁽⁴²⁾。だがマルコス大統領がベトナム反戦・新民族主義運動の高揚に対して戒厳令を布告した1972年、オロンガポ市の営業許可を受けたRR施設は619軒、RRの被雇用者が9986人に上った。基地撤去直前の90年には同市のRR施設は615軒、「被雇用者」は11600人、未登録の女性はその約2倍であった。同年アンヘレス市では約1567軒のRR施設で5642人の「被雇用者」がいた⁽⁴³⁾。このように基地周辺では市政府が条例によって売春の隠れ蓑であるピヤホールやマッサージパーラーなどのRR施設の経営者に許可を与え、売春を公的に管理していた。オロンガポでは1960年には保健所の管轄下に社会衛生クリニックが開業し、米海軍から財政的・医学的技術的な後援を得て、性病に感染していない女性に市の証明を与えるために売春婦の検診を行った⁽⁴⁴⁾。

他方1970年代には、マルコス大統領が外国指向

の開発戦略を採り観光事業を外貨獲得の最優先課題としたことで、RRに加え新たな性産業としてセックス観光が出現した。マニラ市は観光客をもてなす女性を「接客婦」として登録し健康証明書を発行するようになった。75年までに幾つかの都市が性病検診を制度化させていたが、同年大統領令による「フィリピン衛生法」の布告によって、保健所から健康証明を得ていない者がナイトクラブなどのホステスになることが全国的に禁止される。同法に基づき各地方政府のもとでクラブやバーなど性産業で働く女性の定期検診を行う社会衛生クリニックが設立されてゆく⁽⁴⁵⁾。登録された女性は80年初期に約1700人、1986年には7000人以上に増えた。エミルタやマビニなどマニラの観光地区は有名な売春街となり、1990年代初期この地区だけでも約14万9000人の売春婦がいたと概算されている。

さらにマルコス政府が外貨獲得を目的に労働力輸出を積極的に推進したため、80年代には海外に出稼ぎに行き「エンターテイナー」として働く女性が急増し、彼女たちの多くが売春を強いられることになった⁽⁴⁶⁾。政府は性産業で働く女性に性病検診を定期的に受けることを義務化し、「自分は顧客にとって安全である」ことを証明するカラーカードを取得させている。海外「エンターテイナー」として働くことを希望する女性に対しては、認定の審査制度を設けた⁽⁴⁷⁾。以上のように買春は実質的に国家によって振興され、奨励され、規制されるようになったのである。

売春が刑法犯罪とされていることは、フィリピンの国家的売春制度を妨害するよりもむしろ補強してきた。前述の通り売春婦は「被雇用者」として登録されるが、「被雇用者」が享受すべき労働法による労働者としての権利は侵害されてきた。モセリーナはRR施設の調査をふまえて以下のような労働法違反を指摘している。最低賃金制の無視、有給休暇の欠如、様々な罰則規定、社会保障保険料の不払い、生活手当・特別手当の欠如、病休と産休の欠如、手数料申請様式の頻繁な改訂、従業員に

対する無差別解雇、そして自己組織化の禁止である⁽⁴⁸⁾。労働法典とその施行を所管する労働雇用省は、娯楽産業労働者は売春に携わらない限りにおいて合法的な労働者である、との前提に立っている。セックスの対価を受けた者はもはや諸権利をもつ労働者ではなく犯罪者とみなされ、売春に従事していることを認めたとたん労働者としての権利はもはや否定される⁽⁴⁹⁾。このようにして国家が振興し奨励する性的娯楽産業は、売春の犯罪化によって労働者としての権利を否認された膨大な労働者を働かせることができた。またこの刑法は警察が女性を支配する根拠となってきた。摘発、捜査、逮捕、抑留の過程で虐待が行われ、見逃す代わりにセックスや賄賂を要求する警察官もいることが、売春女性の諸団体によって報告されている。例えばミンダナオ島ダバオ市で活動する TALKALA が 1996 年に売春女性 165 人を調査したところ、レイプ、令状なし逮捕、髪の毛を引っ張ったり殴打したりといった暴力や暴言による侮辱が報告された。またマニラ首都圏ケソン市で活動している BUKAL が 2000 年に発表した報告書にも、警察官による無数の身体的性的情緒虐待が報告されている⁽⁵⁰⁾。

1991 年の基地協定失効によって米軍基地が閉鎖され、以後、基地跡地は工業・商業地域へ変貌していった。基地閉鎖に前後した数年間、マニラ首都圏では性産業に対する取り締まりが強化されていった。1990 年代初期のこのような変化は、フィリピンの売春制度に本質的な変化を与えたであろうか。答えは否である。基地閉鎖直前にオロンガポ・アンヘレスにいた売春婦は登録されていた女性だけでも 17000 人以上にのぼるが、彼女たちの転職できる新しい雇用は創出されなかった。マニラ市では 1992 年、リム市長の下でエルミタ地区の性産業施設が相次いで閉鎖され、そこで雇用されていた約 3 万 5000 人が失業した。が、閉鎖は産業を地下にもぐらせたばかりか、マニラ郊外やセブ市や海外など他の地域に追いやるだけであった。バー売春の代わりに、売春婦がマニラ湾に停泊中の商船

に乗り込んで行く船舶売春、路上売春、公園売春が増大した。オフレネオは 1998 年に発表された調査報告において、フィリピンの商業的セックスワーカーの総数を 40 万人から 50 万人とみつもっている⁽⁵¹⁾。

1998 年比米政府間で VFA (米軍訪問協定) が調印され、翌 99 年これが発効したことは、米軍売買春の新しい展開をもたらした。VFA のもとで 22 の港湾が米比「合同軍事演習」に開放されることになり、かつてオロンガポとアンヘレスなど基地周辺地域に集中していた米軍買春がフィリピン全土に広がったことがしばしば指摘されている⁽⁵²⁾。

2001 年 9.11 事件以後の米国による対テロ世界戦争は、フィリピンにおける女性の窮状をより悪化させている。2003 年 12 月 16 日-18 日に大阪府堺市で女性のためのアジア平和国民基金が主催した国際会議において、フィリピン最大の女性団体 GABRIELA の事務局次長であるラナ・リナバンは、次のように発言している。

「アロヨ政権は米国政府の対テロ戦争とイラク侵攻を強く支持しているため、フィリピンには軍事演習や RR のために米軍が押し寄せています。このことについては米国政府もフィリピン政府も否定し続けています。しかし、事実は否定できません。フィリピンに米軍が到着したことで肉体の売買がにわかに活気づいています。米軍とフィリピン軍の合同演習地であるミンダナオ島の主要都市では売春婦の数が 262% 増えています。ザンボアンガ、カガヤン・デ・オロならびにジェネラル・サントス市の売春婦の数は、登録、未登録を含めて 1995 年の 1657 人から、今では子供や未成年を除いても 6000 人を越えるまでになっています。ダバオ市だけでも 6000 人を越える売春婦がいます。ミンダナオ島の戦争の引き金となった貧困は、女性や子どもたちに強制的に肉体を売らせ、その多くが性の密売人の餌食となっています。戦争や武力紛争の最中には女性や子どもの安全、安心、福利、生活が明らかに攻撃されているにもかかわらず、フィリピン政府はそれをさらに悪化させることしかやっていない点が最も不幸なことです。」⁽⁵³⁾

第5章 フィリピンの女性運動と 売春問題へのアプローチ

第1節 売春女性の非犯罪者化

フィリピンでは1980年代から多数の団体が売買春問題に取り組んできた。80年に創設されたTW-MAE-W（女性搾取に反対する第三世界運動）の活動は先駆的で、日本人男性を中心としてブームとなったセックス観光に抗議するため、81年1月にアセアン各国の首都における同時デモを世界に呼びかけた。また率先して軍事基地売春に世界の人々に目を向けさせる活動を行い、85年のナイロビでのNGOフォーラムにおいて「基地売春に反対する国際連合」(CAMP)のキャンペーンを開始した。先進工業国と第三世界の女性の国際的な連携で女性と子どもの売買、米軍基地売春、結婚斡旋業といった国境を超える諸問題への取り組みが評価され、85年国連経済社会理事会の協議資格を与えられている。また83年に設立されたSTOPも、地方の女性に都会の危険を警告しマニラなどの都市に流入することを思いとどまるよう説得する活動や、女性と子どもの保護に役立つ法令を求めるロビー活動を展開したことで知られている⁽⁵⁴⁾。

売春の場にいる女性たちのエンパワーを重視する女性団体も80年代から活動している。GABRIELAは84年3月に設立された女性団体連合組織で、中産階級に属する女性のみならず貧農や労働者、都市貧民など草の根の女性組織が広く参加している。半封建的・半植民地的社会構造がフィリピン女性の従属と搾取に追いやっていることを批判し、真の民族主権、土地改革といった社会構造の根本的改革を追求してきた。マルコスが失脚した「ピープルズ・パワー」直後の86年3月にGABRIELAが主催した女性国際連帯集会で発表された行動綱領のなかには、「女性に対する性暴力と虐待の永続を阻止する」ために、「売春を非犯罪化し、教育・リハビリ・機会提供・他のすべての人々と同様の市民としての女性の権利を保護する複数の

センターを設立する」ことも提起されている⁽⁵⁵⁾。このようなセンターは実際オロンガポやマニラ、ミンダナオ島のダバオなど各地で組織され、性的搾取のサバイバー自身が運営するようになった⁽⁵⁶⁾。GABRIELAは「無理に少女たちを売春の世界から引き離したり、説得したりせずに」、むしろ、「彼女たちが今いる場所で力を得るように教育し組織化する努力を、売春する理由がなくなるような政治的・社会的・文化的構造の変化が実現するまで続ける」ことをめざした⁽⁵⁷⁾。

また、カラヤアン、WEDPRO、女性人材研究センターといったフェミニスト団体も「エンパワーメントの視点から売春に関する研究、教育、政策提言」を行うようになった。カラヤアンとWEDPROは、主にアンヘレスとオロンガポの元米軍基地周辺に残っている売春婦に雇用機会を提供するための事前調査をしたり、移行的なプログラムをたてたりした。WEDPROはまた売春の非犯罪化を求めて署名運動も行った⁽⁵⁸⁾。

以上のようにフィリピンでは、売春婦の非犯罪者化を要求することは1990年代初めまでに女性運動に共通する主張になっていた。

第2節 法制度改革

1986年のマルコス独裁政権崩壊で、マルコス時代の1975年に設立された政府機関NCRFW（「フィリピン女性の役割全国委員会」）と民間の女性団体・女性運動家との関係にも変化が生じた。政府機関とNGOのパートナーシップが強まり、売買春制度に関しても、「女性に対する暴力及び売買春に関する政府機関・NGOネットワーク」が創設され、月例会議とワークショップを開いて政策問題が議論されるようになった⁽⁵⁹⁾。以下に、1990年代以後、売春問題をめぐる法制度がどのように議論され、現在までにどのような改編が実施されてきたかを概観しよう。

1992年フェミニズムとは無縁の動機から、ある公娼制度法案が下院に提出された。保健省のもとに

売春公認地区を指定して売春宿を認可制とし、売春婦に登録と医療検診を義務づける内容である⁽²⁶⁾。フィリピンではそれまでも売春が国家的に統制されていたが、それらは「売春ではない」という建前と偽装がほどこされており、細則は地方条例に委ねられていた。これに対して同法案は、19世紀の公娼制度と同じく、公然と国法による売春統制をしようするものであった。

女性たちは同法案に反対し、1993年2月に開かれた「売買春問題タスクフォース」と「女性に対する暴力及び売買春に関する政府機関・NGOネットワーク」の合同主催の政策ワークショップでは、以下の4つの反対理由が表明された。第一に登録・強制的性病診断・指定地区への隔離は、売春婦たちを差別し彼女たちに屈辱の烙印を押す。第二にすべての売春婦に登録することは不可能であり、それが不可能である以上性病を抑止する効果は期待できない。第三に、女性の身体と性を性産業の取引と利潤のために商品化する事を国が認知し、女性の性を買い上げてそれを国家の統制下に置くことにより女性の尊厳をふみにじる人権侵害である。第四に、活動の違法性故にそれまで性産業への関与を控えていた人々が参入することによって、性産業にける供給と需要の両方を増大させる。

公娼制度法案は翌3月に取り下げられたが、売春問題に取り組む諸団体は、売春婦を犯罪者扱いしないこと、警察による嫌がらせを止めること、売春婦に労働法・労使関係諸法の定める労働条件や福利給付などの恩恵を受ける権利を与えることなどを要求し、これはやがてNCRFWによる『ジェンダーの役割と開発に関するフィリピン計画：1995～2025』の政策提言に含まれた。同計画は「売春をさせられた人は被害者であり、罰せられるべきは加害者である」という見解に立脚し、「浮浪者と売春婦に関する刑法第202条の削除」と「人身売買・強制売春を禁止する刑法第341条の強化」を要求し、「売春婦を犯罪者扱いしないことに加え、斡旋業者、リクルーター、人身売買取引人、ポン引き、周旋人、事業

所の経営者、顧客など、他人の売春により性的満足、金銭的収益、ないしはその他の恩恵を得る人々の逮捕と訴追を同時に行うべきである」ことを強調した。「犯罪者扱いをしないということは、性差別の廃止につながり、売春婦だけが法律の下に犯罪性を問われるという事態を改善する。改訂刑法や児童青年福祉法において売春婦を犯罪者として扱うすべての条項を無効にすることを意味する。地方自治体の条例も、これ以上売春婦を犠牲にすべきではない」⁽⁶⁰⁾からである。

これに依拠してNGOネットワークは8年に及ぶロビー活動を展開する。長い努力は、2003年5月、「人身売買禁止法」(共和国法9208)の制定へと結実した。「女性の人身売買撤廃連合」(CATW-AP)の代表でNCRFW委員長として精力的に活動したオーロラ・J・ディオスの貢献は大きい。またGABRIELAのリーダーで、草の根の女性組織を基盤として国会議員となったリサ・マサも、人身売買防止法の起草者の一人となった。同法は売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷、非自発的労役、債務奴隷の目的で、国内あるいは海外雇用に従事させたり、そうしたことを目的とするフィリピン女性と外国人との結婚の斡旋を禁止し、買春ツアーの企画をも禁じている。加害者は、最高終身刑および最大500万ペソ以下の罰金が科せられる一方で、被害者に対しては被害事項に直接関わる行為を理由に処罰されないといった法的保護や、カウンセリング、リハビリ、シェルター運営などをNGOと協力してコミュニティでも行うよう定めている⁽⁶¹⁾。また、この法に基づいて、法相と社会福祉相が共同議長となり、外務省・労働省・海外雇用局・移民局・国家警察・NCRFW及びNGOの代表で構成する「反人身売買関係機関評議会」が設置され、必要に応じて包括的で統合的なプログラムを作ることとなった⁽⁶¹⁾。

第3節 現在の女性運動

人身売買防止法の制定は大きな前進であったが、フェミニストの共通の要求である「売春婦を犯罪者

扱いしない」ことは未だ実現していない。刑法第 341 条は人身売買禁止法の制定で補強されたが、刑法第 202 条は削除されていないし労働法第 138 条の運用はいまだ不十分である。刑法第 202 条の削除と労働法第 138 条の運用はメダルの表裏である。売春婦が犯罪者として取り扱われなくなれば、エンターテインメント産業の労働者の諸権利を認め、保護し、それを主張すること、さらには労働法第 138 条を効率的に運用することへの障害が取り除かれるからである。人身売買禁止法が保護の対象とするのは人身売買被害者と認定される売春婦であり、生活のために性産業で働いていたり、働き続けようとする売春婦は保護の対象ではないのである⁽⁶²⁾。

売春女性の非犯罪化を求める多くの女性たちの運動を背景に、2004 年 6 月にはアクバヤンのロレッタ・アン・ロサレス議員らによって、国連 1949 年条約の精神をふまえ、刑法 202 条の撤廃、買売春の再定義、売春に従事する女性の非犯罪者化、売春から搾取する行為者への処罰を内容とする法案が下院に提出された⁽⁶³⁾が、未だ成立に至っていない。

他方、フェミニズムとは無縁のビジネス利益や徴税利益のための売春の合法化、つまり公娼制度を追求する性産業業界やそれと結びつく政府・政治家の動きも不断に売春婦たちをおびやかしている。女性たちはこのような動きに常に警戒し、厳しく批判してきた。最近起こった出来事の一例をあげよう。「アジア労働者ニュース」に 2004 年 3 月 5 日の日付で掲載された「女性グループは売春婦への課税に反対」という記事によれば、北部ミンダナオの地方政府が売春婦各自に職業税を課して職業税領収書を発行すること決定し、これに同地で活動する TALIKALA や TISAKA など売春婦とその支援者の組織が強く反対した。これは地方政府が性産業で働く女性たちを労働者でなく専門職従事者のように登録することによって税収を増やし、職業税領収書を実質的売春認可証とする公娼制度化だからである⁽⁶⁴⁾。

また人身売買禁止法の制定で法制度上の改善が

進展したとはいえ、グローバリゼーションと対テロ戦争の拡大が女性と子どもを人身売買や性的搾取に追い込む圧力を増大させているという指摘もある。NCRFW はグローバリゼーションを支持し、WTO への女性の参加が WTO にも女性自身のためにも役立つという見解だが、多数の女性団体は、個別の課題で NCRFW と協力関係を維持していても、グローバリゼーションに反対している⁽⁶⁵⁾。草の根の女性運動では、対テロ戦争政策における比米両政府の協力強化が女性の人権への脅威となっているという批判も強い。リサ・マサはフィリピン各地を歴訪して新しい人身売買禁止法の意義を説明するとともに、「反人身売買関係機関評議会」の取り組みを待機するのではなく、女性たち自身が地域でチームを作り、比米軍事合同演習に参加する米兵のために女性と子どもが犠牲にされないよう監視することを呼びかけた⁽⁶⁶⁾。各地で草の根の女性組織が米比合同演習と人身売買に反対する取り組みを展開し、暴力と搾取の実態を調査した。第 4 章の最後に引用した、武力紛争と米軍の進駐が売買春を急増させているというリナバンの報告は、このような草の根のグループや売春女性たち自身が調査して得られた情報に裏打ちされている。

リナバンは次のようにも語った。「2003 年人身売買禁止法が通過したことは、戦時における女性や子どもに対する最悪の暴力形態への取り組みに一抹の希望の光を与えたかもしれませんが。しかし、性の密売や売春を悪化させる温床となる状況がたちまちこれに暗い影を投げかけます。女性や子どもの密売シンジケートを黙認している政府職員の腐敗した慣行に終止符を打つことに対しては、何ら真剣な取り組みがなされていません。それが密売の主要な経路となり、同時に経済が急速に減速する原因であるにもかかわらず、移民政策、労働政策は旧来のまま、そのことによって女性や子どもたちを性の人身売買に対してより脆弱な立場へと追いやっています。戦争や武力紛争に直面して女性や子どもたちが苦しんでいる暴力に終止符を打つためには、経済、

政治、文化の面で誠実かつ徹底的な改革の実施が必要です。それは政府の官僚、機関、組織の手によって行われるものではありません。私たちの手で行うものです」¹⁶⁷⁾。

以上のように、フィリピンの女性解放運動は、売春の場にいる女性たちをエンパワーする取り組み、

売春の非犯罪化・非登録を求める活動はもとより、女性を売春においやる貧困や戦争政策と闘い、全面的社会変革によって女性に対する暴力と搾取のシステムをトータルに廃止することを目標に活動を展開している。

(終わりに)

移住女性の送出国であるタイとフィリピンでは、受入国である日本・韓国と同様、禁止主義によって売春女性の市民権が否認された一方、売春からの搾取や買春は自由に行われ国家的に奨励されてきた。1960年代から70年代にかけてのベトナム戦争時代にはRRブームが起こり、80年代には観光売春と海外出稼ぎ売春が急増した。政府の売春禁止主義で女性の立場が弱められ、それによって性産業が利益を拡大し肥大してきた点では、両国の状況は日本・韓国の状況と共通している。だがフェミニズムのアプローチには相違がある。タイとフィリピンの女性運動は売春女性を犯罪者と扱う法制度を強く批判し、その撤廃をめざしてきた。両国のフェミニストたちは、もちろんその間にも見方や考え方の幅があるとせよ、共通して、公娼制度の再現を意味する「合法化」には厳しく反対する一方、売春女性の「非犯罪者化」を強く要求してきた。両国とも売春女性自身が運営する組織が活動し、不当なスティグマと差別と闘っている。法制度の改革運動のみならず、警察、業者、客の暴力や搾取から身を守り、就労や転職に必要な知識や技術を得るための教育・相談プログラムから、団結権をはじめとする労働者としての権利を回復するための運動、また女性から売春以外の職業選択を奪う不平等な社会構造やグローバリゼーションに対する抵抗、政府の戦争政策との闘いまで、彼女たちの運動は多彩である。

本稿が明らかにした、このような女性運動のアプローチの差異は偶然に生じたのではなく、送出国と受入国、第三世界と資本主義先進国の条件の差異が反映していると思われる。この差異は、日本で最近急速に進んでいる人身売買防止法制定に向けた動きの中にも表れている。今日女性の不処罰化・男性客と人身売買業者への厳罰化が国際的に大きな流れとなっている中で、確かに日本でもフェミニストは新しい法律がそのようなものでなくてはならないと提唱している。だがタイとフィリピンの近年の法制度改革が既存の抑圧的売春制度と闘い、売春女性をふくむラディカルな女性運動の延長線上に実現してきたのと対照的に、日本の現在の議論には売春防止法体制への批判は希薄で、人身売買への国家的対応を促す契機になった国際組織犯罪条約や日本を人身売買要監視国と認めた米国国務省報告などの「外圧」に依拠した議論が多い。外国人女性を人身売買被害者とそうでない売春婦に二分し、前者のみを保護し後者は処罰するという抑圧的枠組みは牢固である。生活のために日本で売春に従事しているフィリピンやタイの女性は本国と日本の両方で法律に違反している身分であり、それだけに搾取を受けやすく、逮捕を避けるために業者やピンブに依存せねばならない状況にいる。売春防止法を温存し人身売買被害者と認定された者だけを保護するという枠組みでは、彼女たちは疎外されたままだ。

1980年代には黒人女性解放運動から欧米フェミニズムに対して第三世界と労働者階級の女性を無視した白人中産階級中心主義「帝国のフェミニズム」批判が提起されたが、アジアの資本主義先進国の女性も、第三世界の女性の視点を確立しなければ同じ問題に陥るだろう。日本の売春防止法制定や韓国の公娼制度廃止

の過程で犯罪者化された売春婦は、より大きな搾取と暴力にさらされた。日本や韓国のフェミニストは自国女性史上のこのような売春婦疎外に表れた下層階級女性の疎外を省察するとともに、その疎外が、資本主義グローバル化がアジアを覆う現在では自国女性のみならずアジアの外国人女性に及んでいることを認識する必要がある。タイやフィリピンの女性の状況や女性運動の主張を知り、女性解放の見通しを共有化することで、私たちは自国の女性抑圧文化と幻想的米国崇拜によって定植された売春禁止主義の桎梏から脱し、新しいアジアの女性連帯の手がかりを得ることができるのではないだろうか。

註

(1)用語法を説明しておきたい。本稿で用いる日本語の「売春」と「売春婦」は英語の「prostitution」と「prostitute」とほぼ同義である。この用語は歴史的に、そして一般的に、金銭的対価を目的に不特定多数の相手とセックスを行う行為として定義づけられ、基本的に女性の行為と認識され、「売春」を行う女性は「売春婦」と称されてきた。本稿は、この用語をその伝統的な定義に即して用いている。

「売春」の行為主体は「売春婦」である。だが「売春制度」(prostitution system)に関与する行為主体には、「買春」を行う客、仲介・周旋によって利益を得る業者、売春宿の所有や経営者、ピンブ、それらに規則を定めて統制・管理する公権力など、「売春」から搾取する者がふくまれる。「売春制度」のなかの「売春婦」はこの制度に関与する諸集団のなかで最も無力な者であることがほとんどだが、「売春制度」に付属する諸悪の一切がしばしば不当にも「売春婦」の責任に転嫁されてきた。女性の行為である売春を禁止することが諸悪を除去し問題を解決することになるとみなす売春禁止主義は、このように女性に責任を転嫁する思想と実践である。

「売春制度」は歴史的に、そして一般的に、差別や抑圧にまみれているので、「売春」問題に取り組むフェミニストは違う言葉を用いることで実態を表現しようとしたり、言葉を再定義しようとしてきた。例えば日本では1980年代から「売春」と「買春」を使い分け、買う男性の責任をはっきり示そうとしてきたし、また「売春婦」にこもる侮蔑的語感を回避するために「売春女性」と言い換えたりしている。また韓国では最近、「倫落行為」や「売春」という言葉ではなく、「性売買」という語が使われるようになった。また英語圏でも prostitute という用語ではなく、women in prostitution や prostituted woman という表現や sex worker という言葉が使われるようになってきたのも、prostitute にとりついている侮蔑から女性をひきはなす意味を持っているであろう。筆者もまたこのような試みに共感しており、本稿では文脈に応じてこれらの言葉を併用している。

フィリピンでは prostitution という語そのものを女性の視点から再定義しようとする試みもある。例えば本文中にもとりあげる近年提出された法案は、anti-prostitution law と略称されているが、そこでは prostitution を女性の行為と定義するのではなく、金銭的な対価を目的として他人の性欲のために人を利用する取引や計画、そしてそれらに便宜をはかる行為などを prostitution と定義してしまうのである。つまり一般に、「他人の売春からの搾取」と定義されてきた諸行為こそが「売春」だと再定義されているのである。フィリピンでは、法律上に prostitution が定義されておらず、もっぱら売春婦 (prostitute) のみが「金銭もしくは利益のために常習的に性交渉にふけたり、みだらな行為をする女性」と定義され、犯罪者化されているという特殊な事情があるだけに、prostitution の定義そのものを女性の視点から鮮明にしようとする試みは意義があると考えられる。とはいえ prostitution は一般的には女性の行為と定義されているので、本稿ではこの定義においてこの語を用いている。

なお本稿では、「フェミニズム」という語を、女性の地位の向上や様々な抑圧からの女性解放を求める思想と行動のすべてを表現する、この語の最も広い定義で使っている。

(2) 日本と韓国の売春制度とフェミニズムについては、拙稿『性の歴史学—公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年(日本語)、同朝鮮語版、サミン、2004年、同 "The Prostitutes' Union and the impact of 1956 Anti-Prostitution Law in Japan", in U.S.-Japan Women's Journal, no.5, 1993(英語), The Licensed Prostitution System and the Prostitution Abolition Movement in Modern Japan, Position, east asia cultures critique, volume5no1(Spring 1997)(英語)、, 梁東淑 (Yang Dong-Sook) 「解放後公娼制度廃止過程研究」『歴史研究』歴史学研究所、2001年(朝鮮語)、Katharine H. S. Moon, Sex Among Allies: Military Prostitution in U.S.Korea relations, Columbia University Press, 1997(英語)など参照。

(3) Asia Watch and The Women's Rights Project, ed., "A Modern Form of Slavery ; Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand", Human Rights Watch, 1993, pp.21-22.

(4) Ibid., pp.21-22.

(5) Kobkul Rayanakorn, "Special Study on Laws Relating to Prostitution and Traffic in Women", Foundation for Woman, Bangkok, 1995, p.17

(6) Morris G. Fox, "Problem of Prostitution in Thailand," in Social Service in Thailand, Department of Public Welfare, Ministry of the Interior, Bangkok: Mahaadthai Press, 1960. Originally submitted to Department of Public Welfare, February 26, 1957), p.143.

(7) これを基準に Rayanakorn (ibid., p8) は、「禁止主義システム」をとる米国とフィリピン、「統制システム」をとるドイツと対比し、タイの売春制度を英国、カナダ、インドなどと同様の「アボリショニスト・システム」に分類している。が、本稿では、その分類方法は採らない。「売春それ自身」を禁止しているか否かは売春禁止主義の強弱を示すものであるが、本稿は、実質的に売春を禁止して売春婦を犯罪者と扱うアプローチの全体を売春禁止主義として扱っている。またラヤナコーンの分類ではアボリショニズムという用語が用いられるが、本来アボリショニズムとは売春に対する国家統制を廃止するというアプローチを意味するので、偽装された形態とはいえ国家的に売買春を統制しているタイをアボリショニスト国家群に分類することは実態を見えにくくする。

(8) "A Modern Form of Slavery", op.cit., pp.25-26.

(9) Sukanya Hantrakul, "Prostitution in Thailand", paper proposed to the Women in Asia Workshop, Monash University, Melbourne, July 22-24, 1983, Wathinee Boonchalaksi and Philip Guest, "Prostitution in Thailand", a report prepared for the research project, "The Sex Sector: Prostitution and Development in Southeast Asia", Institute for Population and Social Research, Machidon University, Thailand, 1994, p.20. Khunying Kanitha Wichiencharoen et al, "Chapeter 11, Women and Commercial Sex", in National Committee on the Perspective Plan and politics for Women's Development, National Commision on Women's Affair(NCWA), Office of the Prime Minister, Thailand, edited and published, Perspective Politics and Planning for the Development of Women(1992-2011),1995, p.11 など。タイにおける売春史研究では1960年法と国連からの圧力の関係は常識となっているようだが、両者の関係を論じたり、国連1949年条約の趣旨とタイの1960年法の内容がかけ離れていることを問題にした研究はまだ行われていないようである。

(10) A Modern Form of Slavery, op.cit., pp.25-26.

(11) Hantarakul, ibid 及 び Malee Pruekpongawalee, "Chapter12. Women and the Law", "Perspective Politics and Planning for the Development of Women(1992-2011), op.cit, pp.15-16.

- (12) A Modern Form of Slavery ,op.cit., pp.22-25.
- (13)ibid.
- (14)ibid.
- (15) ベトナム戦争の終わった 1970 年代半ば以後、タイ政府の輸出指向の経済成長・「開発」政策の結果エリートに富が集中する一方、民衆は周辺化・貧困化し、貧富の差は増大の一途をたどった。1992 年にはトップの 20% と底辺の 20% の富の配分は 55.6% 対 4.5%、農民及び都市の貧困層は 1000 万人以上にのぼるといふ。Suthy Prasartset, Grassroots Movement in Thailand: The Case of the Assembly of the Poor, International Christian University Publication²-A, "Asian Cultural Studies", International Christian University, March 2001, p.149.
- (16)Hantrakul, op.cit., abstract and p.32.
- (17)Wichiencharoen, op.cit, p.15.
- (18)"A Modern Form of Slavery", op.cit., p.23.
- (19)Hantrakul, "Prostitution in Thailand", op.cit.
- (20)Wichiencharoenl, op.cit, p.4.
- (21)ibid., p.3.
- (22)Sukanya Hantrakul, "legalise prostitution to save victim", The Nation(Thailand),26 March 1999, Nation@High Beam Research, <http://www.highbeam.com/library/doc1>.
- (23)Pruekpongsawalee, op.cit.,pp.6-7.
- (24)Wichiencharoen, op.cit., p.1.
- (25)Pruekpongsawalee, op.cit., pp.7-9, pp.13-16.
- (26) タイ総理府次官室・国家女性問題委員会著／西井涼子・江藤双恵訳『タイの女性』（財）アジア女性交流・研究フォーラム、2001 年、71-72 頁
- (27) Pruekpongsawalee, op.cit., pp.7-9, p.16.
- (28)Sukanya Hantrakul, "New Law no deterrent to child prostitution", The Nation(Thailand),11 March 1999,Nation@HighBeam Research, op.cit.
- (29)Sukanya Hantrakul,"Child prostitutes trapped in legal nightmare", The Nation(Thailand),18 March 1999,Nation@HighBeam Research, op.cit.
- (30)Hantrakul,"legalise prostitution to save victim", op.cit.
- (31)2004 年 1 月 31 日に東京・慶應大学で行なわれたシンポジウム「女性の社会的立場と HIV/AIDS」におけるノイ・アピスクの発言。要由紀子さんにシンポジウムの記録ビデオと発言のテープ起こしを提供していただいた。記して感謝します。
- (32) 権香淑「タイの人身取引に関する法的状況」『外国の立法』220、2004 年 5 月、138-139 頁、その他、「売春の合法化」<http://www.lookthai.com/jp/info/tplprosti-debate.HTM>、「新聞報道記事 (2003 年 12 月)」、<http://www3.ocn.ne.jp/tji/sub9s0312html>、「売春産業合法化に強い意欲、地上経済への組み入れ狙う」<http://tani.kicks-ass.net/blog/index.php?itemid=81> など。
- (33) 註 (24) に同じ。
- (34) 前掲「売春産業合法化に強い意欲、地上経済への組み入れ狙う」及びセックスワーカーであり EMPOWER の活動家であるポーさんのインタビュー、於 EMPOWER 事務所 (パッポン、バンコク)、2004

年9月8日、古沢加奈さんの通訳による。

(35) スペイン時代の売春については、Carol Anonuevo, *Prostitution in the Philippines*, in edited and jointly published by the World Council of Churches, Women's Desk and the National Council of Churches, Division of Family Ministries, "Cast the First Stone", 1986, pp.64-54, Ma. Luisa Camagay, "Working Women of Manila in the 19th Century", Quezon City: University of the Philippines Press and the University Center for Women's Studies, 1995, pp/99-118., Luis Camera, "A History of the Inarticulate", Quezon City: New Day Publishers, 2001, pp.131-152.

(36) Camagay, *ibid.*, pp.114-116.

(37) Dery, *ibid.*, pp.136-137.

(38) エリザベス・ウイ・エヴィオータ著/佐竹眞明、稲垣紀代訳『ジェンダーの政治経済学—フィリピンにおける女性と性的分業』明石書店、148頁

(39) エヴィオータ前掲書 148～150頁及びレオ・オフレネオ/ロサリンダ・ピニエーダ・オフレネオ「フィリピンにおける売買春」リン・リーン・リム編著・津田守/さくまゆき子他訳『セックス産業—東南アジアにおける売買春の背景』日本労働研究機構、1999年（原書は *The Sex Sector: The economic and social bases of prostitution in Southern Asia*, International Labour Organization, 1998）pp.145-146、アメリカン・プランの本国における展開については拙稿「日米軍事同盟と売春防止法」「女性・戦争・人権」学会第八大会報告集『「戦後思想」が残したもの—占領・米軍基地・朝鮮戦争』2004年6月20日、59～67頁、その他、Dabid J. Pivar, *Purity and Hygiene: Women, Prostitution, and the "American Plan," 1900-1930*, Greenwood Press, 2002、Nancy K Bristow, *Making Men Moral: Social Engineering during the Great War*, New York University Press, 1996 など。

(40) エヴィオータ前掲書 150～151頁。

(41) Leopoldo M. Moselina, "Olongapo's R&R Industry: A Sociological Analysis of Institutionalized Prostitution", (reprinted from the journal "ANG MAKATAO" Vol.1 NO.1 Janu.-June, 1981) Manila, The Asian Social Institute Communication Center, 1981 及びオフレネオ前掲論文 144-145頁

(42) Moselina, *ibid.*, pp.8-10.

(43) オフレネオ前掲論文 145頁。

(44) Moselina, *ibid.*, p.24.

(45) Edited and published by Women's Legal Bureau, INC. for SIBOL, "Against Prostitution, For the Women in Prostitution: A Position Paper", 1998, p.3.

(46) オフレネオ前掲論文 146～147頁及び152頁

(47) 同前 170頁

(48) Moselina, *ibid.*, pp.24-25.

(49) オフレネオ前掲論文 174-176頁

(50) SARITANA ed, "Policy Paper" in <http://samaritana.org/policypaper.html>

(51) オフレネオ前掲論文 174-176及び169頁

(52) edited and published by Center for Women's Resources, "PIGLAS-DIWA*Issues and Trends About Women in the Philippines", VOL.X. No.1., 1999, p.7.

(53) 国際会議「女性に対する暴力」「戦争と女性」（女性のためのアジア平和国民基金主催）における発言、

http://www.auf.or.jp/woman/pdf/k_bouryoku_sensou_wapdf 及び
http://www.auf.or.jp/woman/pdf/k_bouryoku_sensou_ei/pdf

(54) オフレネオ前掲論文 183-184 頁

(55) edited and published by GABRIELA, "A Nation Can Never Be Free Unless Its Women Are Free", Manila, March 1986, p112.

(56) 筆者自身は 1988 年 8 月にオロンガポ市のブックロードセンターを訪問した。そのときに売春の場にいる女性たちが主人公となった運動に出会ったことが、筆者がこれまで売春制度とフェミニズムに関する研究を続けてくる最大のインスピレーションとなった。

(57) オフレネオ前掲論文 184 頁

(58) オフレネオ前掲論文 184-185 頁

(59) オフレネオ同前及びアウロラ・J・デ・ディオス講演記録 (内閣府主催「男女共同参画グローバル対話」(2001 年 11 月 21 日 於国連大学)、<http://www.gender.go.jp/global/gb2001.html>)

(60) オフレネオ前掲論文 312 頁

(61) Jewel F. Canuday, Mindanao News, "Grassroots to monitor trafficking of entertainers for Balikan troops" Vol. 7 No. 5, June 2003, <http://www.mindanews.com/2003/06/25nws-women.html> 及び権香淑訳「人身取引の対象とされた者の保護及び支援のために必要な制度的メカニズムを構築し、その暴力に対する罰則を定め、人身特に女性及び児童の取引を撲滅する政策を制定するための法律 (協和国法第 9208 号)」『外国の立法』220、2004 年 5 月、152-161 頁、藤本伸樹「本当の『犯罪者』はだれか - 人身売買撤廃に向けた取り組み」『国際化と人権』第 52 号、2003 年 11 月。

(62) オフレネオ前掲論文 177-178 頁及びロサリンダ・オフレネオのインタビュー、2004 年 8 月於フィリピン大学

(63) Introduced by AKBAYAN Representatives Loretta Ann Rosales, Mario Joyo Aguja and Ana Theresia Hontiveros-Baraquel, "EXPLANATORY NOTE" and "AN ACT ADDRESSING THE SYSTEM OF PROSTITUTION, IMPOSING PENALTIES ON ITS PERPETRATORS, PROVIDING PROTECTIVE MEASURES AND SUPPORT SERVICES FOR ITS VICTIMS, AMENDING FOR THE PURPOSE THE REVISED PENAL CODE AND FOR OTHER PURPOSE", submitted to HOUSE OF REPRESENTATIVE

(64) Terry C. Betonio, "Women's groups oppose yearly tax on prostitutes", Asian Labour News, <http://www.asianlabour.org/archives/001122.php>

(65) ディオス前掲講演記録

(66) Canuday, op.cit.

(67) 註 (53) に同じ。

2004年9月3日～9日にタイ、8月16日～27日及び2005年1月3日～9日にフィリピンを訪問した。タイのチュロンコン大学のブラサーセット先生、タマサート大学のマリー先生、また EMPOWER のポーさんにもご協力をいただいた。タイの調査は翻訳や資料収集、通訳と、共同研究者の古沢加奈さんの協力がなければ実現できなかった。フィリピンでは、日本から同行した津田守さん、津田ヨランダ・アルファロさん、そのリサーチアシスタントのリタ・アルファロさん、フィリピン国立大学のマリア・ジョセフィン・バリオス先生、ロランド・トレンチーノ先生、ジュディー・タギワロ先生、ロサリンダ・オフレネオ先生、ミリアムカレッジのオーロラ・ディオス先生から貴重な示唆を賜った。また女性団体連合会 GABRIELA や女性資料センター CWR、売春問題に取り組む CATW など NGO の方々にもご援助をいただいた。お名前を記して、感謝します。

北韓社会と女性の生活

金 貴玉
キム キョク

1、北韓の女性問題認識

北韓女性たちはどのように暮らしているのだろうか？彼女らの存在方式と価値観、生の意味などを知るためには、まず北韓社会について理解しなければならない。さらに北韓に対する理解に先立ち、韓半島全体をあわせる理解が必須である。韓半島分断と冷戦は、南北社会に、異なっているが類似した歴史発展過程を形成したし、そのような状況は南北の競争を悪化させつつも、意図せずに互いに似た分断社会を形成してきた。将来、韓半島の未来社会を建設し、女性問題を克服することにおいても、分断と冷戦が作った社会問題を克服することは同時に進行すると言いうる。このような問題意識にそって、韓国社会で女性問題を認識し克服するために、北韓女性についての正しい理解が必要である。さらに韓半島分断を克服するために南北女性はいかなる努力をせねばならないかを考えてみるべきである。このような観点に基づいて、われわれは北韓女性たちがどのように生きてきて、南北すべての女性は、何を志向すべきかを探索しようと思う。

現在、北韓はフェミニズム、または女性学を不必要だと見ている。北韓ではフェミニズムをおおよそマルクス主義的女性解放論と一致させ捉えている傾向を見せる。言い換えればマルクス主義女性解放論は女性解放の核心的な課題として私有財産の撤廃、性別分業の撤廃、家事労働の社会化と同一労働・同一賃金、男女平等の教育を受ける権利と参政権の達成などを設定した。マルクスレーニン主義から出発し「主体思想」の基礎の上に、政治、経済、社会全般を運営している北韓は、女性解放の主要目標と課題をマルクス主義的基調にそって設定し、1970年代になれば、そのような課題をあらまし解決したと主張する。そして精神労働と肉体労働の差異の除去を含めた完全な分業の撤廃は「高い段階の共産主義社会」に至ってこそ可能であると考えた。したがって北韓は共産主義社会に移行できない過渡期社会主義社会で実現可能な女性解放の課題を大部分解決したのであって、このような理由で北韓では女性解放が達成され女性学は必要ないと主張する。

北韓社会の特徴のなかの一つは、社会運動を国家部門で吸収しているという点である。マルクスのように北韓は、市民社会を個人やブルジョア集団の私的欲望が衝突する領域だとして否定的に認識し、新しい社会主義国家では市民社会領域を止揚し国家と社会領域の分離と対立を解消するために国家が社会部門を統合せねばならないと考えた。北韓の女性問題もまた同じである。1945年、日帝からの解放期から、女性問題と課題を国家

領域が統合し制度化させて解決してきた。さらに政治および経済、社会各部門の女性指導者たちや専門家たちは最高人民会議や地方人民委員会などの幹部として国家部門に参加している。

しかし依然として北韓には家父長的、または男性中心的文化の属性が強く残っており、批判の素地がある。さらに北韓が1970年代に女性問題の主要課題を解決したとしても女性解放論も時代や社会によって変化するので北韓の女性解放論も、理論的にも社会的にも根本的な限界や問題を抱えている。

いまから、北韓で女性問題を解決する女性の生活と運動、女性政策、家父長文化の形成原因について概観し南北が共通に置かれている分断現実を女性主義的観点から南北女性がどのように克服し、南北女性の交流を活性化していくのかを見ていくことにする。

2、北韓女性の歴史

北韓は、女性運動史と女性政策の施行の起源を日帝時代へとさかのぼる。日帝時代の女性運動は、その領域が労働運動、農民運動、または社会主義運動であれ、民族問題、民族解放運動と関連しているが、それは北韓の女性運動史を説明するときも同じである。北韓では、日帝時代の女性運動史を「反日婦女会」や「祖国光復会」を中心に説明しているが、このような北韓の歴史叙述は南北統一の道程においてもう少し検討され研究されねばならない限界をもっている。

この章では、北韓の女性運動を4つの時期、すなわち解放期、朝鮮戦争戦後復旧および社会主義建設期、社会主義制度樹立以降の時期、1990年代以降現在までに分け概観することにする。

1) 解放期

この時期の女性運動はもっとも活発で、初めて近代的な女性政策が施行された。日帝からの解放は南北を問わず日帝の植民地的要素と封建制的要素の清算という二重の課題を全民衆に提示した。そのような二重の課題の中に封建制的家父長制の清算も含まれた。北韓は「北朝鮮臨時人民委員会」を結成し、その課題を急速に解決していった。

北韓ではこのような改革を通称して「民主改革」とか「反帝反封建民主主義革命」とよぶ。その内容

には、もっとも代表的なものとして土地改革があり、大規模企業の国有化、文盲根絶運動、建国思想総動員運動などがある。このような変革的措置を断行するための各種法令には男女平等法令も含まれる。このようなプログラムのうち女性の社会的性格を変えた内容を探ってみることにする。

第一に、女性の存在論的性格と位相を変えるのに最も意味のある事件は男女平等権の制定であるだろう。1946年7月30日公布された「北朝鮮男女平等権についての法令(9ヶ条)」と9月14日に公布された法令の「施行細則(29ヶ条)」に平等権は基礎を置いている。「同一労働・同一賃金」の権利、男性と同等な女性の自由結婚権と自由離婚権を持ち、財産相続権と離婚時の財産・土地分配権を制定してある。早婚やミンミョヌリ制度(訳注:将来、嫁にするために、小さい時から同じ家で娘を育てること)、一夫多妻制、公・私娼制度を禁止した。

第二に、現実的に女性の平等権を保障した最初の制度的結果は土地改革としてあらわれた。土地改革当時、成人男女すべてに同じく1点ずつを付与し、離婚時には女性が財産を持っていくようにすることで、家父長に対する依存的・受動的な生活から社会経済的に独立した個体として覚醒させる条件が準備された。

第三に、「文盲根絶運動」と「建国思想総動員運動」などは、女性たちの近代意識形成に重要な役割を果たした。解放直前、全国の文盲率は77.8%に達し、女性の文盲率は90%以上であった。1945年

末に北韓の各道に夜学会が始まり、1946年5月、本格的に「成人学校」で文盲退治運動が開始され、1949年初頭に終了した。さらに建国思想総動員運動では日帝時代の残滓や迷信崇拜や男尊女卑思想がえぐり出されていった。

第四に、「朝鮮民主女性同盟」(以下、女盟)が1945年11月18日創立されるなかで知識人女性のみならず一般女性が初めて大衆社会団体に加入するようになった。女盟員たちは、男女平等権を実現していくのに障害物となる男性や社会団体に対して説得と批判をしつつ自らの力で女性の権利を実現することの先頭に立っし、一般女性たちに女性解放の認識を普及した。

男女平等権法令 (1946. 7.30)

- 第一条 国家、経済、文化、社会、政治生活のあらゆる領域で女性は男と平等権を持つ。
- 第二条 地方主権機関、または最高主権機関の選挙において、女性は男と同等な選挙権と被選挙権を持つ。
- 第三条 女性は男と同等な労働の権利と同一な賃金と社会的保険、および教育の権利を持つ。
- 第四条 女性は男と同様に自由結婚の権利を持つ。結婚する本人の同意なき非自由的で強制的な結婚を禁止する。
- 第五条 結婚生活において夫婦関係が困難で夫婦関係をこれ以上継続できない条件が生じるときには、女性も男と同等の自由離婚の権利を持つ。母性として児童養育費を以前の夫に要求する訴訟権を認め、離婚と児童養育費に関する訴訟は人民裁判所で処理するよう規定する。
- 第六条 結婚年齢は女性満17歳、男性満18歳以上と規定する。
- 第七条 中世期的封建関係の遺習である一夫多妻制と女を妻や妾として売買する女性人権蹂躪の弊害を将来禁止する。公娼、私娼およびキーセン制度(妓生券番一訳注:日帝時代の制度で日本の検番のようなもの、妓生学校)を禁止する。この項に違反する者は法によって処罰する。
- 第八条 女性は男と同等の財産および土地相続権を持ち、離婚するときには財産と土地を分け持つ権利を持つ。
本法令の発布と同時に朝鮮女性の<権利>に関する日本帝国主義の法令と規則を無効とする。

本法令は公布する日から効力を発生する。

2) 朝鮮戦争・戦後復旧期と社会主義建設期

この時期、女性たちは戦争で完全に廃墟になった社会を戦後復旧することに主役として乗り出すようになった。朝鮮戦争直後、北韓にはトラック一台分の女性に男性一人を意味する「トラック対1」という冗談が流行ったという。女性100人あたりの男性の数を示す性比を見れば、日帝時代末期、南部が93.2であったとすれば、工業施設の多かった北部地域は男性がより多く108.3であった。戦後、状況が逆転して北韓では1953年性比が88.3、1956年性比91.6、1960年93.8だった。南韓の場合にも、1953年の性比は97.6、1956年の性比は95.4で女超(女性の多い傾向)を見せていて、「ベビーブーム」の時期を経ながら、1960年になれば100.7で性比上の均衡をなすようになる(統計庁、1997:51)。反面、北韓は長い間、女超社会の特性を見せていて、1990年代になってようやく性比のバランスが取れるようになった。

労働力が足りない産業の各部門で、北韓は女超社会であったので、女性たちが工場を直接動かすとか、農作業を専担していたことは言うまでもなく、これらは過去、女性禁制地帯であったトラックや列車輸送、漁業(船員)、鉱業(鉱夫)にも投入された。

足りない労働力と生産道具による困難を克服するために、1954年から農業をはじめとした中小商工業、手工業が協同化されはじめた。一ヶ月で成し遂げられた土地改革とは違い協同化は個人的・地域的偏差が大きく、4年が過ぎた1958年になってようやく終わった。協同化は女性と関連した生活を次のように変えた。

第一に、共同所有・共同生産・共同分配という形式で協同農場を運営するようになるやいなや、協同農は家族農体系とは違う社会的関係や家族形態を作るようになった。すなわち「生産の単位=家族単位」だった体系が「生産単位=農場単位」に変わるようになった。家庭は消費の単位に変わりながら個人は家庭より協同農場や工場などの社会、すな

わち集団主義的な影響を受けるようになった。

第二に、女超社会で農業の女性化が進んだ。そのような条件は早期に女性管理者、幹部たちが成長できる基盤を作り出した。ハン・ダルファ協同管理委員長のような人物が1960年代から輩出された。そのような内容が込められている有名な北韓映画として「トラジの花」をあげることができる。

第三に、北韓社会全体としてみれば、1958年8月社会主義制度が樹立されるなかで計画経済を全社会部門へ拡大させることのできる条件を形成し、非農業部門は大部分、国有化され、労働者、事務勤労者は国家から賃金をもらい食糧を配給されるようになった。こうして女性の生計解決の主体は女性自身になった。

3) 社会主義制度樹立以降の時期

1950年代末から1980年に至る時期は、女性の社会的参与が最大に拡大され、女性関連社会保障制度が体系的に樹立された時期である。社会のすべての部門が国営と協同的所有に単純化されるなかで個人の税金が無くなり、教育においては11年制義務教育が実施された。無償治療を内容としている「社会主義予防医学」も広く施行され、各種女性政策が推進された。

北韓は1970年代から本格的に「3大技術革命」を推進し、女性の社会参与を安定化させるために「女性の家事仕事からの解放」という課題を提起しそれを遂行していった。前の時期に始まった「女性の労働階級化」政策を社会全体に広げるための女性福祉制度を体系的に整備して実施した。さらに女性の幹部化とインテリ化も推進した。その結果、1970年代になれば女性労働力が満15歳以上の女性の70%を占めるようになる。より具体的な女性関連政策を見れば次のようだ。

まず全国的に託児所および幼稚園が建設された。1947年、託児所設立についての規則が制定されて以来、託児所および幼稚園は粘り強く増設され、

1987年ごろには3万8千あまりの託児所および幼稚園に2百万人以上が収容されることでもって、満0歳から満5歳まで嬰兒・乳児の80%ほどを収容することができた。

さらに母性保護制度が樹立された。一般女性についての月一回の有給生理休暇制が認定されており、妊産婦に対しては軽い業務に配置する措置と、時間外労働、夜間労働禁止措置を取っている。さらに妊産婦に毎月一回の健康診断、出産が近づけば15日に一回、一週間に一回ずつ、定期的に無料診療を実施している。出産する場合、ピョンヤン産院やその他の産院で無料で出産することができるとして職場女性の場合、1986年からは産前60日、産後90日、合わせて150日の100%有給出産休暇（以前は産前産後77日有給出産休暇）を実施している（リ・ギョンヘ、1990）。また職場の母親に授乳時間を与え、授乳時間は生後1年以下の乳児を持つ母親の場合、午前・午後各2回、各30分ずつ、一年以上の乳児を持つ母親の場合、午前午後各一回、各30分ずつ割り当てられている。農村にあつては1985年から社会福祉政策が都市労働者、事務員と同一に施行されはじめた。

さらに女性の「家事しごとからの解放」のため「家事の社会化」政策を推進し1950年代後半から各種の衣服工場と生活必需品工場、共同洗濯所、共同食堂を運営し、家庭用冷凍庫と電気釜などの台所用品を供給していった（リ・ギョンヘ、1990）。以降、ご飯工場や副食工場、みそ工場、しょうゆ工場などが全国的に設立された。

4) 1990年代 苦難の行軍期と最近の時期

1990年代以降、最近まで、北韓は政権樹立以降、一大危機を迎えた。1990年代危機の時期を北韓は「苦難の行軍」期とよぶが、これは1994年7月、金日成主席の逝去と3年連続の大洪水で始まり、1998年に入るなかで終わった。このような経済難は1980年代末、1990年代初めの社会主義国家の没

落によって加速された。1990年代中盤、食糧難とエネルギー危機を含めた経済危機は暫時、党的指揮体系を弱体化させ、社会組織力さえ弱体化させた。そのなかで女性の生活も疲弊し、女性政策自体は廃止されなかったが、事実上、色あせていった。

1998年「強性大国」を宣言した北韓は、経済をよみがえらせ、米国との関係を正常化しようと考えた。2000年6・15南北共同宣言を前後して「実利社会主義」路線を採り、特区モデルの経済改革措置や2002年「7・1经济管理改善措置」を取り、市場原理を導入するなど一連の改革措置を取っている。しかし米国の世界覇権戦略にともない北韓の経済再生は平坦であるとは限らないと展望される。

2004年7月末、468人の大量入国北韓離脱住民たちのなかの70%以上が女性であるという事実からも、経済難が女性にとって、よりいっそう残酷であったことを推測させる。最近、北韓で製作されたテレビドラマや映画にもこのような実情が反映されているが、「春を待つ娘たち」という映画でも、エネルギー危機の実状をうかがい知ることができる。このような大衆メディアで目に付く点は、女性を主人公にして克服過程を描いていることだ。

まず経済難が女性の生活に及ぼした影響を明らかにすることにしよう。

第一に、総体的経済危機で工場稼働率が2～30%水準に落ち込むや、食糧供給が難しくなり、1995年からは正常な食糧供給自体がほとんどできなかった。食料配給がだめになるや、食糧や生活必需品を求めるために職場に縛られている男性に比べて相対的に自由な女性たちと家庭の主婦たちが個人の自宅農園を作り市場に出して売るとか、外貨稼ぎ、中国との国境密貿易を通じて、食糧や生活必需品を求めて出歩くことが増えた。

第二に、女性たちが食糧を探して歩き回ることが増える中で、ひどい場合には一部で家族解体の様相が発生した。苦難の行軍がもたらした家族解体、家族貧困化の問題のなかに「コッチェビ（訳注：北韓版ストリートチルドレン）」のような児童遺棄問題と

「売られゆく脱北女性」のような性売買問題、脱北者のうち女性の比率急増のような問題が含まれている。

第三に、家庭の主婦たちが、生計問題について夫たちよりもよりいっそう多く神経を使わねばならなかったため、女盟や「人民班」のような社会活動を怠けることになり、社会組織上の緩み現象が深化した。

北韓では経済難の時期、公式的には「家庭へ！」政策がとられなかったが、事実上、多くの社会活動をしていた女性たちが食糧や生活必需品などを探すために職場や社会を離れることのできる道が開かれていた。女性たちは「朝中国境」を出たり入ったりしながら国境密貿易をすることもあつし、間違えば人身売買団に売られ性売買業へ流れ込んだり、朝鮮族や漢族の男性たちに強制婚をさせられる事例まである。実際に経済難を克服することに女性の役割はこれまでのどの時期よりも大きかったといえる。さらにこのような条件とともに入国仲介斡旋業者たちの役割が加わることによって、1990年代中盤、以前はまれだった女性脱北者や家族脱北者の数や比率が高まった。

北韓ではこのような経済難や全般的な社会問題を克服するのに、女性の役割を強調している。

第一に、女性たちの組織生活をより強調している。特に女盟が中心になりそのような問題を解決して組織を整備するために女性たちに対する「政治思想的な教養」を強化し、芸術小組活動や共同内職のような経済活動に力を注いでいる。

第二に、これとともに「家庭の革命化」をいっそう強調している。すなわち女性の革命化は家庭の革命化と同時に進められると見ているのだ。このために1961年から女盟では「オモニ学校」を設立し、女性の思想意識改革事業を推進してきたが、最近、家庭の革命化政策に拍車をかけ夫婦や嫁・姑が、いっしょに政治思想学習をする気風を奮い立たせている。

第三に、北韓では多産奨励策を実施し、「母性英雄」賞を拡大している。1990年代、人口の絶対的規模が減少しながら、人口成長は北韓の未来を左右する主要要因になった。1980～90年代、男女の平均婚姻年齢は、男30.1歳、女27.8歳から、2000年代に入って男27.3歳、女24.8歳に下向移動した。このような現実により、1990年代の一大経済危機状況で、公式的ではないとしても事実上、女性たちは食糧および生活必需品購入や結婚、および出産・養育とともに職場から追い出されることで、「家庭へ！」現象が蔓延していたと見られる。

母性英雄

多産奨励政策を意味する北韓の言葉である（「朝鮮女性」1999.1）。多産奨励のために母性英雄制度を樹立したというが、3つ子を産んだ女性に金正日国防委員長は銀粧刃と金の指輪を贈ってやることもあり、多くの社会の恵沢を与えているというような話はよく報道されている。母性保護制度としては産後1年までの産婦と4歳以下の子供に白米を優先配給して米粉を配給し、一世帯にきょうだい3人以上の子供に対しては託児所で優先的に預けられるようにし、子供用品、学用品費の50%以上を国家が補償し、4人以上育てる女性に特別補助金を支給した（「朝鮮女性」2000.1）。

第四に、女性たちはかつては最小限に存在していた「農民市場」や「チャンマダン（訳注：市場の意）」のような第2部門の経済領域の主役として浮上した。他の社会主義国家と違い、北韓では「農民市場」または「チャンマダン」を国家管理下におき、農民や一般住民たちの私的欲望を最小限度に充足させてきた。ところで1990年代以降、この部門が急成長するようになり、食糧の大部分も農民市場へ流れ込むようになるなかで、計画経済がこれを統制することのできない状況になった。2002年7.1経済管理改善措置を取り、食糧価格と賃金を現実化させて2003年には農民市場を「総合市場」という形態へ統廃合し国家の統制下に私的領域を置いている。北韓女性たちはこのような私的領域でたくさん活動しながら家庭経済に責任をとることの先頭に立っている。

3、北韓女性の現実

北韓では女性をよく「花」とよぶ。南韓では女性を「花」と呼べば、女性卑下発言として、個人女性や団体が問題提起するだろう。しかし北韓では女性を、家庭の花、国の花、革命の花と考える傾向がある。「花」概念をめぐる南北間の大きな差異がある。北韓の花として北韓女性がどのように存在しているのかを、家庭、社会、政治、経済活動などに分けて、見てみようと思う。

1) 北韓の家庭生活と性文化

北韓は家庭を社会的基礎単位として認識している。北韓の家庭生活は1990年制定された「社会主義家族法」に基礎をおいて作り上げられてきた。しかしその根幹は1946年男女平等権法令に由来する。男女平等権法は、家族秩序を規定し、1950年代後半になれば「朝鮮家族法」といって家族制度の基礎を準備した（チョ・イルホ、1958）。

北韓家族制度の特徴は次のようだ（法院行政処、1998）。まず第一に、1946年以降、戸主制が撤廃されたことが北韓家族制度でもっとも重要な特徴である。

第二に、「公民は自由結婚の権利を持つ」（8条）とし、自由結婚権を保障している。社会的慣習により、北韓にも1980年代から本格的に自由恋愛風習が広がり、自由な男女交際を奨励している。しかし重婚は禁じている。

第三に、北韓は結婚年齢を「男18歳、女17歳」（9条）と定めているが、成年年齢が満17歳なので父母の同意は必要ないかわり、早婚は禁じている。

第四に、離婚は裁判によってのみ可能である。1956年以前には協議離婚を許容していたが家族法に司法的性格が消える中で裁判離婚だけを許容している。

第五に、北韓もまた父姓追従の原則を固守して「子女は父の姓を名乗る」（26条）と規定していたし、

そうできない場合、母の姓を名乗ると規定している。南韓との違いは継父母と継親子の関係(29条)にあって継父と継母の双方を同等と見ている点だ。

第六に、北韓家族法は父母子息間に「孝」と扶養の意味を強調し義務を守らない場合、法的制裁が課せられる。

北韓には公式に性売買がないかわりに、それなりの性文化を持っている。自由恋愛と自由結婚—自由離婚留保—を許容すると、婚前妊娠もときどきあり、未婚の母もいる。しかし恋愛をすればたいてい結婚するのが当然視されている。さらに嫁・姑対立や夫婦の対立もときどき報道されるが、集団主義社会を強調する北韓では家庭内のめごとにも隣人民裁判所や同じ女盟員たちがめごとを解決するのに介入しする(金貴玉 他、2000)。

北韓社会の特性上、夫婦間暴力があるときには、誰が誰を殴ったのかという結果に関心を持つよりは、なぜ殴ったのかという動機を重視する傾向をみせる。

家事労働において協業はあるがたいてい女性のしごと—主に台所仕事—と男性のしごと、主に台所以外のしごと—が分けられている。家庭内の性別分業は夫婦のみでなく子供たちにも当然視される傾向をみせる(金貴玉 他、2000)。妻が出張するときは夫が家事労働をしもするが、一般的な現象ではない。夫の家事手伝いが最近になって広がっているが、主に若い世代を中心におこっている。

2) 女性の社会的活動と朝鮮民主女性同盟

北韓のような集団主義社会では、すべての人が社会団体に所属し、社会活動は社会団体を媒介にしてなされる。北韓女性の代表的な女性団体は、朝鮮民主女性同盟(女盟)である。1945年11月18日「北朝鮮民主女性同盟」が創立され、1951年1月に「南北朝鮮女性同盟」合同中央委員会で「朝鮮民主女性同盟」(初代委員長パクチョンエ、2004年現在パクスニ)に統合改称された。

女盟は他の勤労団体のように党と国家を一般女性

とつなぐ連結リングである。創立当時には植民地的残滓と封建的残滓の清算、各種人民政権機関の建設、社会主義的改造などの過程では闘争的性格が強かったが、1950年代後半以降には、社会的課題を解決する過程で政治思想的教育の場として性格が変わった。より具体的な女盟の任務は①社会主義生活様式確立②女性たちの思想革命を強化し女性たちの革命化・労働階級化事業の推進③共産主義教養強化④千里馬作業班運動⑤後世に対する教育強化⑥人民軍援護事業の強化などと規定されている。

女盟機構は中央から末端に至るまで行政的単位で構成されており、班・里・郡・道・中央に女性同盟委員会が構成されている。中央部署として組織部、地方指導部、宣伝煽動部、児童教養部、生活文化部、労働女性部、統制部などを置いている。会員(盟員)数は1970年代まで270万人以上を数えたが、1980年代後半以来2002年現在、約120万人以上に達する。機関紙として「勤労女性」と機関誌「朝鮮女性」を発刊している。

女盟の他の女性団体があるが、女盟の外郭組織としての性格を帯びている。「アジア女性たちと連帯する朝鮮女性協会」や、日本軍「慰安婦」問題のような特別テーマと関連した団体として「従軍慰安婦および太平洋戦争被害者補償対策委員会」などがある。現在、北韓には、党・国家から自律的な第2の女性利益団体が生まれる可能性は希薄に見える。

一方、女性が主に活動しているもう一つの社会基礎組織としては「人民班」をあげることができる。地域的特性によって差はあるが、20～30世帯が一つの人民班になるのだが、人民班は相互扶助と統制の役割をする。ある家の父母が出張する場合、子供を見てやるとか地域動員にも人民班が中心になって動く。

3) 北韓女性の経済活動

北韓では、働けるのならすべての人が皆働くというのが常識であり、労働政策である。まず北韓で働く女性の規模や職種を次の表を通じて見てみよう。

2000年代になって北韓女性の経済活動人口は全体経済活動人口の50%に達するというが、具体的な統計は発表されておらず、1993年末、北韓が国連に報告した資料に依存するほか無い。この資料によれば、女性就業者数は約544万人余りである。全体経済活動参与率（事実上、就業率）の49%に達し、15歳以上の女性たちのなかで経済活動参与率は約70%に達する。

<表1> 1993年末 労働力職業分布と女性労働力比率

産業	男 (人)	女 (人)	男+女 (人)	男性 %	女性 %	女性労働 力分布 %
農業	1718021	1663909	3381930	30.7	49.2	30.0
工業	1821658	2196674	4118332	37.4	53.3	39.4
建設・ 地質	352124	112242	464366	4.2	24.2	2.0
運輸・ 通信	285321	117156	402477	3.7	29.1	2.0
商業・ 流通	161097	347533	508630	4.6	68.3	6.2
教育・ 文化保健	339459	50418	843647	7.7	59.8	9.6
その他	784171	501289	1285460	11.7	40.0	9.0
合計	5561851	5442991	11004842	100.0	49.5	100.0

資料：北韓が国連に送る資料

女性就業率が女性全体の70%に達するようになったのは、北韓の女性労働階級化政策に起因している。女性労働階級化政策は、1958年「人民経済の各部門に女性をより引き入れることについて」を発表する中で画期的な転換点を迎えることになり、1960、70年代の経済計画に従って本格的に推進された。特に1970年代の3大技術革命の推進は女性労働力の需要を切実に要求した。1978年4月に発表された「社会主義労働法」は女性労働者が社会的労働に参加することができるように、あらゆる

条件を保障し職場に出て行けない家庭婦人と街頭女性たちには家内作業班と家内協同組合を通じて働けるようにした。

彼女らが働く分野は農業から工業、建設、地質、教育、文化保健など多様であり、特に農業と工業分野に多く従事している。北韓男性と比較して女性が多く従事している分野は工業—主に軽工業分野—、商業および流通、教育・文化保健分野だ。

北韓では1946年いらい、「同一労働・同一賃金」制にしたがって同じ部門、同じ職級であれば同じ賃金を受け取ることを原則としている。しかし北韓女性たちの70%程度が働いている軽工業部門や80%ほどが働いている2002年9月以前まで「人民学校」だった小学校の場合には重工業部門や大学教員の賃金より低いほうだ。（訳注：この一文は、%が合わないと思いますが、原文のままです）言い換えれば男女間には一定度の水平的分業が存在していることを確認できる。

4) 北韓女性の政治活動

北韓女性たちの政治活動において、目立っている分野は立法機構である最高人民会議と、道、市、郡人民会議分野である。2003年第11期代議員選挙の結果で性別構成についての言及がないことから推し量って、去る10期や9期最高人民会議代議員での性別構成と大きく違わないものと推測される。女性代議員は全体687人の20.1%に該当する138人である。代議員は専門職業政治家であるというよりはたいてい現場の専門家、努力英雄として自分の分野で長い間実力を蓄えてきた職能職の代表女性たちである。特に最高人民会議の実質的な権限をもっている常任委員会（前・常設会議）で女性委員の割合は8期15人中、3人（20%）、9期15人中、3人（20%）、10期現在17人中2名（11.8%）を占めている。さらに道、市、郡人民委員会選挙で女性委員が占めている割合は1期選挙があった1947年から13%を超えた（リ・ギョンへ、1990：71）。

さらに社会主義諸国家が伝統的に「生産場」内直接民主主義を強調してきた。その結果、女性が多い職場では女性幹部の割合が高いと知られている。さらに女性技術家（技師級）、専門家を含むインテリの割合が約40%に達しており社会生活で女

性の発言権が強いものと評価される。さらに協同農場管理委員長も女性になる場合が多く1992年現在、道の農業管理委員長はすべて女性で構成されているほど地方政府レベルでは女性幹部の割合が高い(ソ・グアンヒ、1991:426)。完全な両性平等を目標に置いてみれば、このような女性の参加率は高くない。しかし現実的に多くの国を比較するとき、北韓女性の政治参加率が低くないというのが総評である。

しかし北韓女性の経済活動や政治活動参加率が相当に高く、性売買が完全に消滅したにも関わらず、北韓に男性中心の文化が消えないのはなぜだろうか？

4. 北韓の家父長文化の特徴と形成原因

南韓女性たちの「花」概念に対する拒否感にくらべ、北韓での肯定的な「花」概念は南北女性の違いだけではなく南北社会の違いも含んでいる。北韓には性売買業や性の商品化現象がなく、経済的・政治社会的に女性の地位が高く、男女平等指数も相当に高いほうだという点から肯定的な意味で「花」が位置づけられている。最近、南韓を訪問しブームを巻き起こすほど人気のあった「美女応援団」は、はっきりと南韓マスコミの扇情的な報道態度の結果である。にもかかわらず応援団を若い女性で埋めることでもって南側のマスコミのあのような反応を結果したことには北側の女性に対する視線が下敷きにされていることを座視するのはむづかしい。つまり生活世界全般的に男性中心的態度や家父長文化は北韓社会の特性にまで数えられるくらいに否定的な「花」イメージもはっきりと残っている。そのような女性性を固着させている「花」概念が生産・再生産されているのは北韓に家父長文化が生活文化として残っているからだ。その原因はなんだろうか？

まず北韓式家父長的文化の特徴は、北韓の家父長的指導者像に集約される。北韓ではいわゆる「白

頭三將軍」のなかの一人として金貞淑を数える。金貞淑が母のイメージを代表するならば、金日成は「朝鮮民族」の「親」であり、国家の最高指導者を象徴する。「社会政治的生命体」を特徴にする北韓社会では首領・金日成を中央に置き、同心円構造で、首領一党一大衆が「一つの体、一つの心」を成していると説明する。それで金貞淑は、抗日武装闘争で女性戦士でありながら同時に首領の補佐であり、後継者である金正日の母として意味をもち、最高指導者の影のように存在する。

このような金貞淑についてのイメージは社会的女性イメージと一致している。言い換えれば北韓の女性に対する典型的なイメージは次のようだ。

女性は家庭の主婦であり、すべての家庭に健全で睦まじい雰囲気がいっぱい溢れるようにする花である。老いた両親が余生を豊かに送れるようによく世話をするのも女性たちであり、夫が革命事業をうまくやるように積極的に助けてやるのも、妻であり革命同志である女性である。息子や娘を産み育てるのも女性たちであり、彼らを革命偉業の頼もしい後継者として準備させるいちばんの教育者も女性である。(「朝鮮女性」1999.3)。

金貞淑が「革命的オモニ像」、北韓式母性性の化身として描写されている雰囲気からは、制度的に男女差別が撤廃されたとしても、女性を副次的なものとみて男性中心的意識や家父長文化を助長させる。

第二に、十分に男女平等でありえない制度もまた家父長文化を助長する原因として残っている。北韓では1946年男女平等権法令や以降の憲法、労働法など大部分の法条項で男女差別条項を撤廃した。しかし男性を中心に姓を継承するようになっていとか、過去、食糧配給や副食配給を「世帯主」である夫を中心に支給したことも男性優越意識を助長させる。

第三に、母性保護制度および女性についての社

会保障制度もまた家父長意識を助長する、意図しない結果を生んだ。母性保護および女性についての社会保障制度は社会全体の相互扶助の原理下に作り上げられているが相対的に多くの男性の物的負担がともなうという現実的問題によって、女性に「優待制」を実施しているという意識が蔓延している。そのような条件によって女性は家庭や社会で二重労働をするようになり北韓式スーパーウーマン・コンプレックスを持たせられる。このような諸問題が家父長文化を固着化させる原因としても作用する。

第四に、北韓社会の特徴である「伝統」を強調する「ウリ式社会主義」もまた家父長文化を温存する役割を果たしている。ウリ式社会主義を特徴づけるいろいろな要素のなかで「社会主義的民族文化」、

すなわち「民族的形式に社会主義的内容」を重視する北韓文化によって伝統が重視される。すなわち忠孝思想や社会主義的先輩優待思想、女性らしさなどが強調されている。

第五に、朝鮮戦争以来、最近まで、北韓は「女超社会」であった。戦時に軍人が80万人以上戦死し、1949年10万人程度の軍隊が戦後50万人に急増し、20-30歳の若い男性が希少となる現象が現れた。長い女超社会では以上の要因と結合して男性優越意識を自然に内面化させたと見られる。

北韓は制度的水準では、両性平等的条件を備えてきたにもかかわらず、文化的水準では分断がかもし出した人口学的条件と北韓の政治社会的特性が結合しながら家父長的文化が強く残っている。

5. 南北女性の分断社会克服のための努

現在、北韓女性はさまざまな課題を抱えている。何よりもまず北韓の経済回生が第一の課題である。経済が生き返ってようやく1970-80年代北韓女性たちが享受していた女性に対する社会保障制度が正常作動できて女性たちも安定して社会活動をすることができる。

第二に、北韓では女性が家庭から解放されるための条件として「家事の社会化」を主張してきた。しかし家事の社会化は経済力が高まれば拡大されるとしてもすべての家事労働を社会化するには限界がある。したがって北韓では家事の男女および家族構成員協業運動が全面的に起きなくてはならない。

第三に、女性の意思決定参加の幅が拡大され、質が高められねばならない。国家が社会的課題を一定の水準で、一方では受容し、また一方では統制しながら女性の社会進出が数的には確保されてきたが、意思決定過程で参加度は落ちるものと判断される。最高人民会議の代議員で女性が占めている割合は20%程度であり相当に高いほうである。しかし実質的な権限をもっている常任委員会で女性委員の割合は8期15人中3人(20%)、9期15人中3人(20%)、10期17人中2人(11.8%)で、最高意思決定過程で女性の参加率は高くない方であり、党の場合にはより劣悪である。最高意思決定過程で女性の参加率がより高められねばならない。

第四に、これとともに北韓女性の運動意識は1940-50年代に比べ後退したと見られる。社会的解放は主体意識が確立していない限り、保障されない。さらに両性平等の課題は固定されていたり、必ずしも経済的水準に比例しない。北韓は、かつて先進的な女性政策を採ってきたが国家主導で女性政策が行われることでもって女性の自律性領域が萎縮した。その結果、北韓の経済的危機状況で、女性政策も後退を経るほかはなかった。女性の主体性回復と女性意識の自覚こそ、女性平等社会を早めることができる。

最後に、南北分断は60年のあいだ、分断費用を支出するよう強要してきたし、南北社会すべてに軍事主

義を拡大してきた。そのような条件は南北社会すべてに家父長的文化を拡大再生産して来て、両性平等の条件を狭くさせ、両性平等文化を抑圧してきた。統一論議にも事実はジェンダーブラインド的要素が強い。韓半島平和と統一を準備して平和統一の展望を提示することにおいて、女性主義的観点が定立されねばならない必要がある。南北女性が韓半島平和統一の問題に介入することでもって平和統一の過程で、両性平等の社会を主張し保障されることができうる。さらに軍備削減を女性や少数者のための平和の費用として転用することができる。このような関心と呼び起こすためには、いま南北女性の対話と交流が位置づけられねばならない。

南北の女性たちが中心になり統一の道を開いた大切な交流経験がある。1991年から1993年まで4回行われた進歩的教会女性団体と韓国女性団体連合が中心になった「アジアの平和と女性の役割」が名実ともに備わった南北女性交流の元祖だといえる。さらに2002年10月には分断以来、大規模の南北海外女性が一か所に集まる「南北女性統一大会」が開催されたこともある。とくに1991年の対話と交流は、女性民間人が主導した点や、南北当局間対話が小康状態に陥っていた1993年にも持続されたという点で歴史的意味を持っている。将来、平和統一の道で各界各層の南北女性たちがより多様な活動をするようになるだろう。そのためには、南北女性が共通の課題として抱えている問題から接近する。すなわち、南北女性が共通して置かれている問題のうち、現在もっとも至急な懸案問題の一つとして、韓半島平和定着と軍備縮小、および女性福祉の問題を設定することができるのではないかと思う。さらに女性の社会活動を活性化させることのできる方法を南北がともに探ってゆき、統一論議構造にも南北女性がともに参加せねばならない。

いまや統一は過去へ回帰するのではなく、新しい韓半島社会文化共同体を作る過程である。統一の道に、女性主流化を実現するためには南北女性の交流と親善、相互理解に基づいた女性主義的統一観の定立が急がれている。

<参考文献>

一大韓民国 文献

金貴玉ほか。2000。「北韓女性はどのように暮らしているのだろうか」タンデ。

金貴玉。2003。「統一過程での女性の役割と南北女性交流の課題:2002年南北女性統一大会を中心に」。『女性と平和』第3号

法院行政処。1998。『北韓の家族法』法院行政処。

ソン・ボンスク、イ・ギョンスク、キム・エシル。1991。『北韓の女性生活』ナナム出版。

女性韓国社会研究所。2001。『北韓女性の暮らしと夢』。社会文化研究所(2001)

オ・ユソク。2001。「北韓社会主義体制の家父長制」。『経済と社会』春号

ユン・ミリャン。1991。『北韓の女性政策』。ハヌル。

イ・ベヨンほか。1999。『わが国の女性たちはどのように生きたのか2』。青年社。

イ・ヒャンギョ。2000。『北韓社会主義普通教育の形成 1945-1950』。ソウル大学校大学院 教育学科教育学専攻 博士学位論文。

韓国女性開発院。2000。「女性統計年報」。韓国女性開発院。

韓国女性開発院。1992。「北韓女性の地位に関する研究—女性関連法および政策を中心に—」。韓国女性開発院。

—朝鮮民主主義人民共和国 文献

リ・ギョンヘ。1990。『女性問題解決経験』。ピョンヤン：社会科学出版社。

ソ・グァンヒ。1992。『農業戦線の陣頭に立つて』。ピョンヤン：社会科学出版社。

ソン・チョヌ。1986。『社会生活の民主化経験』。ピョンヤン：社会科学出版社。

チョ・イルホ。1958。「朝鮮家族法」。ピョンヤン：教育図書出版社。

【永谷ゆき子 訳】

米軍政期 朝鮮婦女総同盟の組織と活動研究

梁 東淑
ヤン ドンスク

目次

- 1、序論
- 2、朝鮮婦女総同盟の組織と路線
 - (1) 朝鮮婦女総同盟の組織
 - (2) 朝鮮婦女総同盟の路線
- 3、朝鮮婦女総同盟の活動(1945.12-1946.7)
 - (1) 人民政権樹立運動
 - (2) 公私娼廃止運動
- 4、結論

1、序論

8.15 解放直後、南韓の朝鮮民衆は、親日残滓および親日派の徹底した剔抉(てつけつ)と民主主義的諸権利確保を通じた進歩的民主主義国家建設のために奮闘した。女性たちもまた都市と農村、そして労働者・農民・学生・家庭の主婦・知識人・娼妓など、多くの地域と多様な階層で民主主義的要求を掲げて闘争した。この過程で女性たちの多様な要求闘争を組織的・統一的に集中させ、人民政権樹立へと進むことを目標にした「朝鮮婦女総同盟」(以下、婦総)が1945年12月22日、結成された。

婦総は1947年2月10日「南朝鮮民主女性同盟」へと組織名称を変える前までの、非常に短い期間に存在した団体だったが、多様な活動をしたのみならず、婦総活動の変化を規定した様々な社会・政治的激変の過程を通過しながら、親日残滓の不徹底な解決と封建的慣習によって苦しめられてきた女性たちの境遇に結合し、多様な民主主義的要求闘争を遂行した。

解放後、はっきりした足跡を残した婦総についての今までの研究成果としては、金南植、宋連玉、文敬蘭、李承姫の研究がある。金南植⁽¹⁾の研究は婦総を本格的に扱った文章ではないが、朝鮮共産党と関連して最初に婦総を研究したという点に意義がある。彼は朝鮮共産党の主導下に結成された婦総が共産主義者で構成された非大衆的組織だと評価した。

以降、宋連玉⁽²⁾は、婦総路線と成員について本格的分析を行った。これを通じて婦総が多様な階層を包括した組織であることを明らかにし、金南植の婦総評価に反論を提起した。宋連玉は、婦総の組織分析

を南韓だけに限定しなかった。たとえ北朝鮮女性団体の活動と関係分析が不十分であるという限界があっても、北側の北朝鮮民主女性同盟と婦総組織を関連させて評価した。

米軍政期の女性運動一般を扱った文敬蘭の研究⁽³⁾は、米軍政期女性運動の実相を、左・右翼女性運動団体を中心に分析し、婦総についての進展した客観的理解を図ることができた。婦総の成員を主導的な活動家と一般成員に区別し、主に主導的活動家は労働者から娼妓・知識人女性など多様な階層の女性たちであり、日帝時代から活動してきた社会主義女性運動家が主に婦総の活動と指導に責任を負っていたと明らかにした。一般女性成員の場合は、農民が大部分で、家庭の主婦など非常に多様な階層を包括し、非常に大衆的な組織だと評価した。左・右翼女性運動についての評価が両非論的な方式だという限界点を持っているが、宋連玉の見解に根拠を補ってくれた。

李承姫の論文⁽⁴⁾は、文敬蘭のこのような限界を批判し、婦総をより厳密に評価した。李承姫は今までの婦総研究をより体系的に総合したが、まず婦総が組織化の対象として労働者・農民をはじめとした基層女性と良心的な知識人女性を優先視したとしても、実際に婦総に占めている彼女たちの位置がどの程度であったのかは区別して評価すべきだと主張した。特に組織成員をめぐるこの間の研究成果の延長線上に一般成員にまでその分析対象を拡大して、婦総の組織成員を通じた婦総の性格をより厳密に分析した。のみならず婦総組織についての分析も、制限されてはいるが初めて地方まで拡大して分析し、婦総の客観的な組織化程度を予想できるようにさせた。

李承姫は婦総の活動も3つの時期に区分し、各時期の婦総活動の特徴を規定した。しかし李承姫の研究は主に組織と路線中心の分析に限られるので、婦総の活動過程についての具体的分析が不十分である。李承姫は婦総活動の時期区分の根拠を、朝鮮共産党の戦術転換にともなう婦総の活動変化に求めた。婦総の最初の活動時期を朝鮮共産党の戦術転換と理解される新戦術が出てくる1946年7月までと見て、この時期を合法的女性運動が活性化した時期だと評価した。李承姫は婦総活動の変化と人民政権樹立を目標に運動を進めた朝鮮共産党戦術との関連に注目した。そこで婦総の人民政権樹立運動に注目したが、婦総の人民政権樹立のための具体的活動過程の分析が不在で、人民政権樹立運動を通じた進歩的民主主義国家建設運動と、女性たちの民主主義的要求闘争の関連を正しく解明することができなかった。結果的に1946年前半期の婦総による人民政権樹立運動の意義を理解することにおいて限界を持っている。

以上の研究成果と限界に留意して、本論文は婦総の組織過程を具体的に分析し、これを通じて婦総の結成背景、そしてその意味と特徴を再評価した。婦総路線において人民政権樹立闘争と民主主義的な各種権利闘争を通じて建設される進歩的民主主義国家建設の目標が女性といかなる連関を持つのかを概観することで、おもに宣言と綱領・行動綱領を分析して組織路線を確定することに留まっていた婦総路線分析についての既存研究の限界を超え、人民政権樹立運動と進歩的民主主義国家建設運動という婦総の1946年前半期の活動が女性たちの諸民主主義的闘争と原則的に結合されていたことが明らかになるだろう。

最後に、本論文は婦総の活動を1946年7月までに制限した。その時期の活動過程を考察し、婦総活動の目標であった人民政権樹立運動の意義を評価した。特に婦総の人民政権樹立運動への集中と女性の民主主義的闘争との結合をよく示している活動は公私娼制廃止運動であるので、これを婦総活動の分析対象とした。

本論文で利用される資料は、まず解放直後の新聞である。特に今までの婦総研究で引用されなかった史料で、最近、写真復刻された〈現代日報〉〈建国〉〈大衆新報〉などの新聞を引用した。これらの新聞には当時の社会の姿と、若干の明らかにならなかった婦総会議の内容が掲載されている。そのほかの婦総路

線分析は、解放直後の婦女運動に関する雑誌を使用した。すでに写真復刻された雑誌であるが、いままで婦総路線分析において使用されなかった。その雑誌は婦総の女性解放思想と婦総の人民政権樹立運動を理解するのに役立つ。そのほかの詳しい内容は婦女運動についての各種定期刊行物と各種社会団体の会議録を参照した。

2、 朝鮮婦女総同盟の組織と路線

(1) 朝鮮婦女総同盟の組織

解放直後、日帝残滓の清算と封建的遺習の打破を通じた朝鮮の進歩的民主主義国家建設は民衆の集約的要求であった。このような要求は民衆の「日帝残滓および親日派の剔抉と諸民主主義権利闘争を通じた進歩的民主主義国家建設」を志向して進められた「人民共和国」樹立宣布⁽⁵⁾でよく現れている。

人民共和国樹立を契機として地方で解放直後に作られた「建国準備委員会」支部は自然に地方人民委員へ吸収され、自治行政機構としての地方人民委員会は強力な組織として台頭した⁽⁶⁾。1945年8月17日に結成された「建国婦女同盟」⁽⁷⁾は、建国同盟の姉妹団体として劉英俊を委員長として罹災民救済運動・援助活動・啓蒙運動などを遂行した⁽⁸⁾。特に人民委員会と連帯して全国的規模の啓蒙宣伝活動を計画し、女性の政治的訓練と地位向上を図った。中央の人民委員会事業において建国婦女同盟はハングル講習を主催する活動を他の団体と連帯して推進したこともあった。⁽⁹⁾特に啓蒙運動の方式は、学校教育よりは団体訓練と社会的教育方式が適していると評価し、このような活動を堤川、仁川、水原、江原道などの地域まで包括してやり遂げた。特に未婚の女性は農村地域で活動することもあった。⁽¹⁰⁾建国婦女同盟の代表、李順今は1945年「反ファッション国際婦人大会」にメッセージを送り、国際女性運動との連携形成のために努力したこともあった。そのメッセージを通じて「日本の残滓、および婦女自身の民主主義的諸権利闘争はもっぱら全世界の協助と各階級の男たちの協助の中でだけ成功するもの」だと主張した。⁽¹¹⁾国際的女性運動の動向に

ついて建国婦女同盟は大きな関心を待ち、その内容を新聞にたびたび掲載した。⁽¹²⁾

しかし国内の政治的な情勢は、李承晩の人民共和国否定⁽¹³⁾、金九をはじめとする在重慶臨時政府勢力の李承晩勢力との提携状況⁽¹⁴⁾、そして米軍政の10月10日人民共和国否定宣言⁽¹⁵⁾とともに、地方人民委員たちに対する大規模検挙・拘束状況へと至った。建国準備委員会から人民委員会へ改編される過程で米軍政と右翼の人民委員会弾圧は人民委員会と密接な関係を結んでいた建国婦女同盟の分裂を予告する条件になった。特に植民地国家権力の機能中止という状況で、各地の人民委員会と結合した女性たちは、治安・積算管理・食糧管理のみならず、徴税・学校開設などの活動を遂行し、事実上、代替権力として活動していた。⁽¹⁶⁾しかし米軍政および各行政機構への親日派勢力の登用と再登用の問題は、多くの人民委員会をはじめとした女性たちの不満の対象になった。米軍政と人民委員会の関係において親日派の剔抉問題は常に摩擦原因であったのだ。⁽¹⁷⁾

このように女性大衆が親日派剔抉と自身の要求をもって人民委員会と結合し実践する状況において建国婦女同盟内では兪珥卿、李孝徳、梁漢拿などが脱退し、1945年9月10日、50余名の会員たちとともに「韓国愛国婦人会」を結成した。⁽¹⁸⁾さらに建国婦女同盟から脱退した任永信などは、李承晩統一運動の支持基盤になる「朝鮮女子国民党」を1945年9月14日創設した。⁽¹⁹⁾

「朝鮮婦女総同盟」は1945年8月17日に結成された建国婦女同盟を母体にして1945年12月22日に結成された。結成の直接的契機は建国婦女同盟からの一部指導者の脱退であり、婦総の結成は当時の政治情勢と女性運動内部の条件と状況が反

映した結果であった。

建国婦女同盟は、1945年12月6日「全国婦女団体代表者大会準備委員会」が発足し「全朝鮮婦人団体代表者大会」を1945年12月22日に開催するという提案書⁽²⁰⁾を提出した後、婦総結成のために代表者大会参加構成原則を発表した。その内容は、第一に各郡単位では女性団体代表として2人を派遣すること、第二に団体がいないところでは郡女性大会を開いてその代表として2人を派遣すること、第三に企業場所（工場その他職場）に女性従業員がいるところでは2人以上の代表を派遣すること、第四に清津、城津、興南、咸興、元山、新義州、鎮南浦、開城、永登浦、富平、三陟、馬山、晋州、全州、光州、木浦、馬山、大田からは5人を派遣すること、第五に仁川、平壤、大邱、釜山からは8人ずつ派遣すること、第六にソウルからは15人を派遣することであった。⁽²¹⁾ 婦総の参加構成原則で特徴的な点は、行政単位と生産単位の女性たちの結合であった。

ついに婦総は「全国婦女団体代表者大会」を通じて、150の支部と約180万人の会員を持つ組織として1945年12月22日結成された。各地域支部は大部分、建国婦女同盟の支部、あるいは自生的な女性会組織がそのまま婦総に転化した方式を通じて組織された。⁽²²⁾ 婦総はこのように建国婦女同盟をはじめとして全国にある女性団体を発展的に解消して改編する過程を通じて結成された。⁽²³⁾

南北朝鮮の全国各地方に散在した148の地方女性団体代表458人が南北分割という地理的条件下で婦総結成に参加した。⁽²⁴⁾ これは婦総が全国的組織として、自身の展望を想定したからである。婦総結成前、北朝鮮には「北朝鮮民主女性同盟」がすでに存在していた。⁽²⁵⁾ 南と北でそれぞれ女性運動団体の組織名称は異なっていたが、これは米ソ軍政による地理的南北分割という状況で女性運動の合理的組織配置として理解しうる。12月、南韓で朝鮮婦女総同盟が結成された後、北側の朴正愛は北朝鮮民主女性同盟委員長でありながら婦総傘

下に入り活動を企図し、⁽²⁶⁾ 47年2月10-11日に婦総第2回全国大会で彼女が婦総名誉議長になった事実は、これをよく証明してくれる。⁽²⁷⁾ のみならず45年10月日本で在日朝鮮婦女同盟結成準備委員会が推進され、47年10月13-14日、大会で「在日本民主女性同盟」という名前で女性組織が結成された。ところで朝鮮婦女総同盟は47年2月「南朝鮮民主女性同盟」へと組織名称を変え、「北朝鮮民主女性同盟」と統一を成し遂げた。⁽²⁸⁾ そのためこれら在日女性運動組織は、名称に統一を見るために「婦女同盟」を「民主女性同盟」に改称した。⁽²⁹⁾ これは婦総と北朝鮮民主女性同盟が、この時期、互いを質の違う団体だと前提しなかったことを意味する。二つの団体ともに全国的南北単一化を目標に女性運動の統一を展望して民族統一戦線を通じた人民政権樹立を展望していた。⁽³⁰⁾

婦総結成大会で選出された中央委員は156人で、常務執行委員は59人である。婦総組織は中央集権制で中央の下部である市・道には、総支部・部、郡には支部、面・村・里には分会など、部落には班を置いた。ソウル市は中央に直属し中央幹部と各道責任者は下の表のとおりである。⁽³¹⁾

<表1>朝鮮婦女総同盟の中央役員

中央部署	役員名簿
中央執行委員長	劉英俊
副委員長	丁七星、許河伯
総務部	李桂順、高明子、李揆英、金炳淑、趙文来、文快承、白柱眞、金水準
組織部	趙元淑、李順今、李瓊姬、崔玉禧、尹承敏、許東春、李慶夏、李貞淑
宣伝部	金葬實、金命時、李景仙、辛金玉、喪終三、廉鳳卿、陳惠子、具茂善、崔玉星、朴来賢、朱掌杆
文教部	朴鎮洪、金志閑、金源珠、元宰熙、呂鶴九、金光浩、金貞媛、朴景子、池英愛、李現郁、文芬蘭、金愛理、李應淑
調査連絡部	丁南淑、李喜子、丁貞鎮、金思任
財政部	徐石田、元明順、南宮鎮、洪鐘嬭、文玉善
援護部	金温、劉金鳳、權一波、姜惠淑、金玉培、梁鳳順、吳貧烈

<表2>朝鮮婦女総同盟の各道責任者

ソウル支部	許河伯
京畿道総支部	申平
忠南総支部	權有鎮
忠北総支部	金東日
慶北総支部	金春壽
慶南総支部	洪順南
全南総支部	金洪思
全北総支部	林平国
江原道総支部	林春子

一方、婦総成員は多くの民主主義政党および社会団体の成員と重複していた。婦総委員長である劉英俊、丁七星、高明子、李佳順、趙元淑、李順今、李景仙は、朝鮮共産黨員で婦総中央委員であった。そして金命時、朴鎮洪、許貞淑などの独立同盟系列、金温、チェギョボク、李華卿の人民党系列の成員が婦総成員として活動した。⁽³²⁾ これらは日帝時代に朝鮮女子同友会の発起人に始まり権友会活動に至るまで、日帝下から女性運動指導者として豊かな経験を持ってきた。⁽³³⁾ 婦総幹部成員は、インテリ、^{キーセン} 妓生、女性労働者出身など基層女性が多かった。一般成員は農家の女性が大部分だが、多様な階層の女性が所属していた。⁽³⁴⁾ 「朝鮮労働組合全国評議会」傘下の中央婦人部も、婦総の中央執行委員である許均が韓哲と共同で担った。⁽³⁵⁾ 「全国農民組合総連盟」傘下の中央婦女部もまた婦総中央執行委員である劉金鳳が兼任した。⁽³⁶⁾ 「全国青年団体総同盟」に加入した「青年女子同盟」は1945年12月11日に結成された。以降、婦総結成に結合し、同時に青総に加入したが青年女子同盟の成員はほとんどが婦総役員として活動した。⁽³⁷⁾

婦総の全国的活動および組織化は朝鮮共産党の党的次元の支持・支援と連結された。⁽³⁸⁾ 1945年12月24日、婦総結成大会3日目にあたる日、婦総は朴憲永に朝鮮共産党の路線に全面的に同意するというメッセージを伝えた。⁽³⁹⁾ 朝鮮共産党もまた女性解放の一步を踏み出した婦総結成を祝賀しメッセージを婦総に伝えた。その内容を要約すれば、第一に、女性の真の解放は人民政權樹立によって

のみ可能だということ、第二に、民族統一戦線は「伏せておいて一つになろう」という主張ではなくて、親日派・民族反逆者を除いた人民の総意によって結成されねばならないということ、第三に、朝鮮女性もこのような路線を守って初めて解放を勝ち取れるということ、第四に、女性運動の当面課題はこのような路線の死守をはじめとして農村女性の啓蒙、国家建設への参与、封建的殘滓肅清のための闘争への積極的な参加などの内容であった。⁽⁴⁰⁾

このように朝鮮共産党の支持・支援下で婦総成員たちは社会全体、各運動勢力と連帯した。労働者・農民たちを中心にして多くの部門勢力が利害関係を統一させざる過程で自身の課題は具体化されうるし、その過程においてのみ自身の課題は実現されうるという原則をはっきりとさせた。これは婦総結成式で「婦人の解放は人類解放の一尺度である」「婦人解放運動の成功は婦人だけで可能なことではない。その政治的解放のためにはすべての反封建的な革命勢力と同盟せねばならず、その社会的解放のためにはあくまでも労働者階級と同盟しなくてはならない」と主張したことに良く現れていた。⁽⁴¹⁾

大部分が朝鮮共産党路線に同意した社会主義女性指導者たちで構成された婦総中央委員会で、民主主義的組織活動方式は婦総結成大会においてよく現れた。婦総結成大会で提起された重要な討論案件は、女性の生活改善闘争方針であった。女性の生活改善は人民共和国の建設と勝利の後に可能であるという意見が、婦総内で論争になった。この論争に婦総地方代議員たちは積極的に参加し討論したが、結局、婦総結成大会でそのような意見は極左的見解として批判され、婦総の立場として適切でないとして整理された。⁽⁴²⁾ 多様な意見の解決方式において、婦総の組織活動は民主主義的だった。のみならず婦総結成大会は当時諸団体が行った会議で全く見ることのできなかつた民主主義的会議方式をよく表し大きな成果であったという評価も受けた。⁽⁴³⁾ さらに1946年2月15日「民主主義民族戦線」結成大会で、比例代表制による代議員選出での婦総

の不合理な待遇に対して異議を提起する中央幹部の姿は⁽⁴⁴⁾ 民主主義的な組織活動方式をよく示している。

要約すれば、朝鮮婦女総同盟は解放直後に結成された建国婦女同盟内からの一部女性運動指導者たちの脱退状況を契機として結成された。さらに婦総結成は、当時の米軍政と右翼政治勢力の左翼勢力に対する弾圧と左翼運動の条件下でなされた。婦総は全国婦女子団体代表者大会を通じて全国の女性団体を統一的に集めきり統一的で全国的な女性運動を作ることを目標に結成された。そして結成過程で女性たちの独自の活動を展望して婦総が結成されたが、その方式において朝鮮共産党の党的活動を担保として婦総が結成されたという特徴を持った。そして社会主義女性運動家たちの民主主義的組織活動方式と結合した各地域女性団体が女性の進むべきところを決定した主体的結集であったことに歴史的意味があった。

(2) 朝鮮婦女総同盟の路線

1945年12月22日に結成された朝鮮婦女総同盟は、結成大会で自身の路線を綱領・行動綱領と宣言文を通じて明らかにした。綱領は「第一、朝鮮女性の政治的・経済的・社会的完全解放のために努力する、第二、進歩的民主主義国家建設と発展に積極的に努力する、第三、朝鮮女性の国際的提携を図り、世界平和と文化向上に努力する」という内容であった。⁽⁴⁵⁾

婦総の行動綱領は「政治的に男女平等の選挙権・被選挙権の確立、親日派・民族反逆者・国粹主義者を除いた民族統一戦線結成の積極的参与、言論・出版・集会・結社の自由、経済的には女性の経済的平等権と自主性確立、男女賃金差別制の撤廃、8時間労働制、勤労婦人の産前産後各1ヶ月の有給休養制の確立、託児所のような社会施設の完備、社会的に封建的家父長制度の抑圧から解放を要求する公私娼制と人身売買撤廃、一夫一婦制実施、教育に対する男女差別撤廃、国家負担

による女性文盲根絶機関の設立、生活改善、母子保護法制定、封建的結婚制の撤廃、農村に国家負担の医療機関設置」などが提示された。⁽⁴⁶⁾

宣言文は、朝鮮において日本帝国主義の植民地政策により、女性が20世紀に生きながらもいまだに半封建的な遺習に縛られていると述べ、女性も「人権、道徳、政治、経済、文化面で人間として当然に持たねばならない地位と権利を持ち、自由と平等と自主を享有しなければならない」と明示した。一方「連合国によって解放された朝鮮は、もっとも進歩的で民主主義的な楽園を建設する義務・権利と自負を持つようになったので、36年間、朝鮮民族を搾取し意識的に無知と退歩と暗黒を強要した封建残滓の完全な剔抉なしには、全民族が渴望する進歩的民主主義国家建設はとうてい不可能なことであると宣言した。⁽⁴⁷⁾

朝鮮の女性たちは日帝時代の苦痛の経験を通じて「資本専制主義、即、あらゆる非民主主義であり、これこそ婦女のもっとも大きな強敵であること」⁽⁴⁸⁾を知ったし、われわれの目標は「婦人の政治的・経済的・社会的な完全な解放と進歩的民主主義国家建設に置き、それを達成するために民族統一戦線に積極的に参加」⁽⁴⁹⁾することだと、婦総は実践態度を決定した。そして「朝鮮女性解放の道は、もっぱら人民共和国を死守」⁽⁵⁰⁾することにあると見て、ホッジ中将の人民共和国否定についての認識の修正のためにホッジ中将に決議文を送ることを決議した。さらに当時モスクワで開かれている三相会談に朝鮮人民共和国支持決議文を送った。⁽⁵¹⁾

当面の任務としては、「朝鮮女性の強力な闘争で日本帝国主義の残滓勢力と封建残滓を根本的に清算すると同時に進歩的民主主義国家建設と人民の政権樹立にまい進すること、さらに女性の政治的・経済的・社会的平等権の獲得と労働女性の勤労条件の改善と生活改善、および一夫一婦制の実施、そして公私娼制と人身売買撤廃などの反帝・反封建の課題を積極的に実現させきり、女性の利益擁護のために闘争すること」と決定した。⁽⁵²⁾ このための

啓蒙運動、文盲根絶運動、宣伝活動、組織問題、協同組合運動、生活改善運動についての方針を出した。⁽⁵³⁾

特に建国婦女同盟から脱退した女性指導者たちにより結成された「韓国愛国婦人会」、「朝鮮女子国民党」では当時重要な課題だった日帝残滓の清算や土地問題の解決に対する綱領や宣言文が不在であり、その他の文でも具体的な課題や行動綱領が存在しなかった。⁽⁵⁴⁾ このような状況に比べてみれば、婦総の綱領と宣言では女性解放についての認識が具体的であり、少数女性による政治参加に重点を置いたまま活動している女性運動指導者たちを批判した。彼らの政治参加は女性の参政権運動にだけ極限された政治運動で、封建的な女性観念に対する果敢な闘争が必要な政治運動とは違いを持っていた。封建的な女性観念との闘争が必要な理由は、日本帝国主義下の毒素である封建遺習が女性の政治的自覚を妨げているからであった。こういう意味で少数の女性運動指導者に極限された政治運動とは違う、女性たちの大衆政治運動が作り出されねばならなかったのである。⁽⁵⁵⁾

婦総は現在の朝鮮で真の女性の政治参加は、貧富の格差なしに経済的余裕と生活の簡便化が保障され家庭内での労働を減らすことができる条件確保においてなしうと考えた。⁽⁵⁶⁾ 多くの女性が台所と居間という家庭内でだけ生きてきた理由から、女性が政治参加するということは、当時の女性としては考えられなかった。なおかつ日本帝国主義下では財産と知識を所有した者だけが政治に参加したので、多くの朝鮮女性をはじめとした朝鮮人にとって、政治をする人は「彼らの敵であり命令する者」であり、朝鮮人は彼らに服従するものであるとのみ考えてきた。⁽⁵⁷⁾

そこで婦総は女性問題についての教育と啓蒙、たとえば一夫一婦制の問題を討論し教育することに力点を置いた。このような活動は当時の女性たちから多くの支持を受けた。済州島で自治的な婦女会組織が、社会主義女性運動家たちの設立した夜学を

通じて教育を受け大きな影響を受けたことについて多くの女性たちは社会主義女性運動に多くの支持を送ったという。⁽⁵⁸⁾

婦総が綱領と宣言を通じて提起した女性の民主主義的課題は、民族統一運動による人民政権樹立と進歩的民主主義国家の役割とに密接に関連していた。進歩的民主主義国家がいかなる過程で建設され任務が何であるのかについて、婦総はその問題が女性たちといかなる関連があるのかを言及した一節で、よく表現している。代表的な内容として、人民政権により建設される進歩的民主主義国家と家庭の関係に関する問題であった。進歩的民主主義国家は家庭との関係を新しく確立し女性の民主主義的権利確保についての展望を持たねばならないという内容であった。とくに今の朝鮮の特殊な状況は、家庭が封建的生活様式をそのまま温存・強化しながら発展するために家庭内の封建的要素の打破は女性啓蒙運動の重要課題と指摘した。⁽⁵⁹⁾

家庭での封建的要素の具体的内容を、婦総は「観念的なものと物質上のもの」に分けた。「物質上」の封建的要素は、衣食住における封建的時代の不合理な制度・様式であり、これは全国的な社会政策なしには解決できなかった。そして「観念上」の封建的要素は「女はしとやかで貞淑でなくてはならないとか、(訳注：男子は良いものを食べるが)娘たちは何を食べてもかまわないとか、女に平等を言ったらいけないということ、または女は家庭のことでもしていればよいのであつて読書するだとか勉強するだとかいうことは必要ない」という認識であった。⁽⁶⁰⁾ このような家庭内の封建的要素が女性の社会的進出⁽⁶¹⁾と女性の真の主体形成を妨げるので、婦総は家庭内婦女の闘争を督励した。⁽⁶²⁾ 婦総は、夫や家族の一族がどうかの利害関係で夫の後ろを追いかけて街頭へ出て闘う右翼女性運動団体を批判し、女性自身の問題についてみずから意識し独自の実践で「女性の単純な内助」という次元とは違う女性運動を主張した。⁽⁶³⁾

特に封建的要素の打破は、将来樹立される人民

政権によって建設される進歩的民主主義国家の役割と関連した。婦総は現在の朝鮮社会において家庭がすでに社会的性格を獲得しており、家庭問題を意識的で計画的な国家政策として解決しようとした。女性解放の条件である女性の経済的自立の妨害要素を、婦総は、朝鮮の家族制度、そして科学技術の成果である各種文化施設を家庭に導入し得ないことに求めた。結局、このための解決策は封建的家族制度の打破と科学技術の成果の家庭への導入であるが、これは国家財政問題、科学技術普及問題などと連関し、結局、社会的諸問題と結びつき、国家と女性問題の解決は関連するほかなかった。(64) このように婦総にとって女性解放は家庭問題の解決を条件にして成し遂げられる問題であった。女性の全面的負担である家庭での仕事を、国家政策的側面で試み共同で負担解決しようと考えた点、すなわち家庭問題を国家公共政策的次元にまで拡張し連関づけ、女性の社会的活動と実践の自由を保証しようとした。(65)

人民政権樹立を通じて建設される進歩的民主主義国家は家庭との関係を新しく確立し、女性に対し持つべき任務として生産力の発展展望を国家の経済政策(66)のなかで保証し、ついに女性が現実的苦痛である家事労働の負担から逃れるように、その条件変化を図らねばならないと婦総は主張したのである。特に農村経済において機械化への展望は重要だが、これは時間の余裕をもたらし、また公共住宅政策であるアパートを建設し社会的共同体生活を目指し、それを通じて家事労働の簡素化と科学化を成し遂げることを、婦総委員長の劉英俊は女性座談会の場を通じて主張した。劉英俊は、座談会で現在の生活様式と制度の変化が女性解放の前提条件であり、これを国家的に実行しなければいけないと強調した。またこのような条件作りを通じて都市女性と農村女性の連帯は成し遂げられると考えた。(67) このような認識は婦総結成大会で「家庭生活を簡便で明白にすることと、これを科学化しよう」という決議として確認された。(68)

ところで科学技術と生産力の発展を担保とした「家事労働の簡素化と科学化」は現在の朝鮮の経済関係と関連する問題として朝鮮ではいまだ保証されていなかった。農村はいまだに大多数の農民が半封建的土地所有関係で縛り付けられ、農業における自由な発展の道を実現させられずにいた。そしてこのような農業の現実のために工業発展の不可欠な条件になる商品経済と国内市場が拡張されえず工業発展は制約されていた。(69) したがって婦総は土地所有関係の変革を通じて農村での半封建的生産関係を止揚し、農業生産力の発展をめざすことが必ず必要だと認識した朝鮮共産党の経済政策に同意した。そして重要産業では親日派・民族反逆者のすべての企業と財産を国有化し、朝鮮において国家政策的次元で主導し基幹産業発展をめざし工業生産力の発展を成し遂げるべきであると認識した朝鮮共産党の経済政策的志向(70)と合致した。

このように女性問題の解決の不可欠な要素である「家事労働の簡素化と科学化」は朝鮮の経済関係と連関した。したがって女性解放のための課題が、当時一般的な要求である半封建的土地問題解決、産業の国有化などの問題と連関させられた。婦総の女性運動の方向は、まさにこのような女性たちの基本的な日常擁護闘争の中で一般的な要求を結合させ女性問題の本質について認識し、具体的な実践をめざそうとした朝鮮共産党(71)と結合した。

婦総は、女性の自発的な参加によって建設される進歩的民主主義国家建設を上記のように展望した。婦総が意味する進歩的民主主義国家の建設方式は女性の現在の状態を批判し、ひいては主体的で自発的で能動的な女性として形成するために行動を引き出す方式であった。進歩的民主主義国家建設は、このような一般女性の能動性を彼女たち自身の要求から自ずと引き出し、将来彼女たちの大規模で自発的な参加によって建設されるものであった。これが婦総の理解した進歩的民主主義国家の内容であり、この課題を遂行すべき権力的表現として人民政権樹立を提起した。

3、朝鮮婦女総同盟の活動 (1945.12-1946.7)

(1) 人民政権樹立運動

婦総は中央組織の結成以降、全国的な支部結成を推し進め、組織化に心血を傾けた。⁽⁷²⁾このときの方式は、女性たちに対する啓蒙運動、文盲根絶運動、宣伝活動、協同組合運動、生活改善運動などを通じた日常活動であった。⁽⁷³⁾婦総はこのような組織化過程が、女性の利害を代弁する女性運動の発展に服務し人民政権樹立運動の物理的基盤になると認識していた。⁽⁷⁴⁾

婦総は民族統一運動のなかで闘い取られる人民政権樹立と進歩的民主主義国家建設の目標に米軍政は反しないと判断した。⁽⁷⁵⁾なぜならば米ソ軍政は長期的な権力として存在するものではないからであった。そして婦総は、米軍政を朝鮮内の多くの政治勢力と関連して理解した。婦総の結成大会で婦総指導者たちが米軍政と右翼政治勢力による南朝鮮革命闘士たちの不法拘禁に反対しつつ、これを「反民族的な不正不当利益を得ようとする輩の責任」であると見る⁽⁷⁶⁾態度において、このような観点をよくあらわした。

一方、婦総は金九および在重慶臨時政府勢力に対して自分たちだけが真の連帯勢力であると語り⁽⁷⁷⁾人民共和国否定を宣言した李承晩と提携しようとする在重慶臨時政府勢力と提携を図ろうとした。当時、民族統一運動過程で継続される政治的提携の失敗は女性運動内で政治的な状況と関連して作られた内部的分裂につながった。婦総は李承晩を民族統一運動過程で除外させること、そして韓民党で主催する国民大会に参加しないこと⁽⁷⁸⁾を自身の実践方針として決定した。またもう一方では、人民共和国支持と中央人民委員会と朴憲永にメッセージを送り人民共和国死守を決議事項として決定した。⁽⁷⁹⁾

12月28日モスクワ三相決定が国内に知られた後、金九を中心にした臨時政府勢力は12月28日いわゆる「反託国民総動員委員会」を結成し、12月31日、人民共和国の「統一委員会構成」提案を拒否した。

以降、金九は「非常政治会議」を開き李承晩勢力の「独立促成中央協議会」と提携した。ついに1月22日二つの勢力の連帯で「非常国民会議準備会」がつくられ、2月1日「非常国民会議」が開幕した。その会議で過渡政権樹立の最高政務委員28人は、「過渡政権についての産婆役」を自身の任務として想定し「南朝鮮大韓民国代表民主議員」を2月14日結成した。⁽⁸⁰⁾このような一連の政治的流れは右翼民族主義と結合して進められる信託統治反対運動とともに進行した。

朝鮮解放の国際性を認識していた婦総は、朝鮮の問題が国際的制約を受けるだろうと考えたが、それは的確な国際情勢認識であった。特に1946年3月8日「国際婦人デー」記念式でその点ははっきりと現れた。その内容は、第一に朝鮮についてのモスクワ三相会議決定は世界民主主義路線の具体化であり、第二に朝鮮民族の民主主義路線への発展は米国・ソ連・イギリスの共同決定により約束されたものであることが周知の事実であるというものである。したがって朝鮮民族の主観的願いからだけ民主主義路線が始まり実現されるのではないと明らかにした。⁽⁸¹⁾このような認識に基づいて婦総は初期反託運動の情勢においてモスクワ三相会議の決定を支持することができた。⁽⁸²⁾しかしこのような国際的関係が日帝植民地時代の経験を持った朝鮮民族にとっては情緒的に拒否されうるし、信託問題をめぐって繰り広げられる朝鮮民族運動が国粋主義的・排他主義的・民族主義運動へ誘導される基礎を持ちうると見た。⁽⁸³⁾これは婦総が「効率的な統治を保障する強力な民衆たちの統合および動員理念として民族主義」が使用されうることを認識することを示す。李承晩をはじめとした諸勢力が「統一についての渴求などから吹き上がる民衆の烈火のような伝統的民族意識を適切に誘導・排出するために、さらに民族構成員相互の民主主義的同等権を必然的に前提とする民族主義的要請において、統一成就と民主主義構築という当然の要求事項には背き、伝統的な復古的な民族観念で民衆を率いていくとい

と」⁽⁸⁴⁾を認識したことを示す。

一方、信託統治案発表以降、建国婦女同盟から脱退した女性運動家たちは46年1月1日「全国婦女大会」を開き、反託を決議した。⁽⁸⁵⁾その後、金マリサ、^{ユダクキョン}兪珏卿、黄基聖、任永信などは1946年1月10日「独立促成中央婦人団」を結成した。⁽⁸⁶⁾彼女らの活動は主に軍政庁前で反託デモを展開することであった。⁽⁸⁷⁾そして女子国民党の副委員長である金星と副総務の黄賢淑は大韓民国代表民主議員に参加した。そして「独立促成中央婦人団」の任永信は、民主議員議長である李承晩議長秘書として任命され活動した。李承晩と金九勢力とのつながりを持って活動を展開していたこれら団体は女性の具体的利害を代弁することとは乖離した少数女性政治指導者輩出に努力を傾けた。⁽⁸⁸⁾

一方、米軍政は一連の反民主悪法を制定し⁽⁸⁹⁾12月末以降、弾圧を強化していった。1946年4月に大々的な逮捕が行われるが、6日に馬山では警察が、労働組合協議会、民主主義民族戦線、人民委員会、婦総、青年同盟などを捜索し幹部15人を検挙した。さらに7日鎮海では、婦総幹部など27人が検挙された。⁽⁹⁰⁾米軍政の婦総に対する弾圧と信託問題についての李承晩と金九の役割を、婦総は非常国民会議および民主議員に対する責任において理解した。⁽⁹¹⁾

金九と李承晩の妥協によって民族統一運動による人民政権樹立が難関にぶつかるや否や、当時婦総をはじめとした各政党および民主主義的社会団体は1946年2月15日～16日「民主主義民族戦線」(以下、民戦)を結成した。⁽⁹²⁾これは金九と李承晩の非常国民会議についての動きに対する対応であった。婦総も民戦傘下団体として加入し、婦総成員20人が民戦代議員として選出された。⁽⁹³⁾「満18歳以上の男女には性別、階級、身分、財産などの区別なく、すべて選挙・被選挙権があり、男女平等の原則下で民族の半数である婦人の経済的政治的地位を向上させ、教育は義務制として実施するが国家負担とし、人民に権利を享有できる」進歩

的民主主義国家建設および人民政権の樹立を、民戦は一つの綱領として定め女性問題が解決すべき課題であることを明らかにした。⁽⁹⁴⁾

1946年2月20日軍政庁法令第55号をもって政党登録法が制定されたが、婦総をはじめとした各団体は朝鮮の民主主義に反すると理解し政党登録法の撤回を要求した。⁽⁹⁵⁾政党法の内容の核心は、米ソ共同委員会による臨時政府樹立に備え李承晩をはじめとした諸勢力の物的土台形成に有利な政治地形を作るための措置であった。結局政治活動の自由を保障するという意味よりは、大衆的基盤と地域基盤が脆弱な極右勢力を保障してやる装置であった。⁽⁹⁶⁾そこで婦総はこの政党登録法の撤回についての決議書を連合国総司令官マッカーサーに送り、各政党、大衆団体と連帯して共同闘争を行った。⁽⁹⁷⁾特に釜山地域の場合、政党再登録に対する反発が3月中ずっと道全域で展開され、これにともなって4月8日政党登録要求を無視したという理由で婦総をはじめとした民主主義諸団体は捜索を受け検挙された。⁽⁹⁸⁾

婦総は3月8日国際婦人デーを迎え3月1日から3月8日まで「婦女解放闘争記念週間」として定め、大々的な行事をした。⁽⁹⁹⁾3.1節の行事準備に結合して⁽¹⁰⁰⁾3月8日「国際婦人デー」記念行事を準備した。この記念行事で婦総は、モスクワ三相決定による米ソ共同委員会死守へと女性運動の方向を合わせた。さらに米ソ共同委員会により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立過程で大きな制約条件になっている政党登録法は自由な政治活動を拘束する世界のどの国でも見つけることのできない法令であると批判し、米軍政に政党登録法の即時撤回を要求すると決定した。⁽¹⁰¹⁾

一方、婦総は1946年3月8日「国際婦人デー」に各種の決議事項を提出した。特に婦総は「工場へ、農村へ、街頭へ!」というスローガンのもとに基層生産組織にいる多くの女性たちの苦痛をいっそう深く取り上げ、彼女たちの要求のために闘争しようという方針を決定した。⁽¹⁰²⁾実際1946年春、極度

の食糧不足と物価暴騰により民衆の生活はいつそう貧窮した。このような状況は当時の女性の頻繁な自殺と⁽¹⁰³⁾遺棄児童の増加⁽¹⁰⁴⁾、家庭内暴力問題⁽¹⁰⁵⁾によって代弁される社会問題の増加とも関連があった。この当時、ソウルでは3000人余りの主婦を含む民衆が食糧問題で米軍政と市当局に嘆願をしたこともあった。⁽¹⁰⁶⁾

このような状況において1946年3月27日、婦総は100人余の主婦が集まるなかで高明子の司会で「主婦食糧対策懇談会」を開き、緊迫した食糧問題についての方向を模索した。そして「食糧配給機関の運営を直接主婦の手で運営させること」を要求事項として決定した。⁽¹⁰⁷⁾食糧問題は家族の世話と家事仕事を一次的に担当していた女性たちを米要求闘争の主要集団へと登場させた。婦総は女性みずから協同組合をつうじて食糧を配給しようとした自律的食糧対策活動を保証してくれる人民政権を想定した。婦総は、食糧問題解決の代案を土地所有関係の再編を通じた無償没収・無償分配の土地問題解決ととらえ、民戦を通じて女性たちに対して土地問題に関して宣伝し討論した。⁽¹⁰⁸⁾

1946年3月28日、婦総は食糧問題についての討議を経た後に人民委員会主催で開催された「食糧問題協議会のための各政党社会団体代表の集い」に参加し、他の社会運動勢力と共同でこの問題に対処するという方針を下した。⁽¹⁰⁹⁾そして各洞の主婦代表で構成された「食糧対策協議会」を構成した。⁽¹¹⁰⁾

女性たちの基本闘争方針にしたがい、婦総は女性の各種デモに結合し、その闘争を組織した。婦総の食糧対策についての方針が一般女性たちとともに進められるならば、食糧難による女性の不満として爆発し、提起された闘争要求である「食糧配給を直接女性の手で運営させよ!」という要求は、地主と悪辣な商人の利益を代弁し親日派を大挙登用して軍政を維持していく米軍政との摩擦を避けることはできないものであった。⁽¹¹¹⁾そして実際、多数の地方人民委員会と結合した女性はそのような摩擦を

避けず、親日派の別袂を叫び食糧問題と結合して闘争した。⁽¹¹²⁾特に三陟では300人で始まった女性たちの米要求闘争が二日目には3000人にいった。⁽¹¹³⁾大多数の民衆女性たちの生活難から来る苦痛に、婦総は彼女たちとともに行動した。当時の右翼女性運動指導者たちが李承晩・金九と連帯し女性たちの実際的な苦痛を無視したまま反託運動だけを主導しているとき、婦総は食糧対策の問題を自身の問題として考えデモ形態として表出している女性たちの主体的な闘争活動に注目した。婦総は、食糧対策運動が女性を自覚された主体へ確立させることができるようにする契機だと認識していたのであった。

婦総はさらに1946年3月8日「国際婦人デー」を迎え、ホッジ中将に公私娼の即時廃止のための決議文を提出し女性問題についての社会的世論を喚起した。⁽¹¹⁴⁾さらにモスクワ三相決定以降、国内の右翼女性運動指導者の反託運動への集中状況においてモスクワ三相決定が持っている意味を女性たちに宣伝する必要性を持ち、婦総内でモスクワ三相決定についての意味を宣伝する事業も進めた。⁽¹¹⁵⁾婦総はここで女性の政治闘争は女性参政権運動にだけ極限されてはならず、特に有産階級女性の参政権運動は自身の政治運動とは対比されると指摘した。「資本専制主義的な政権獲得とぜいたくな女性政治家の女性参政権運動」は自身の女性運動とは距離があった。「自分たちの政府は、社会的制度と経済的制度において女性解放が実現される政府、民主主義原則において樹立される進歩的民主主義的政府」でなければならないと主張した。現在朝鮮には「民主主義に反撃し民族の分裂と国際的孤立を自任して登場してくる資本専制主義と真の民主主義という2大陣営が争っている」と宣伝した。⁽¹¹⁶⁾特に民族問題についての格別な注意をすることと、当時高揚していた反託運動についての対立を単純に信託賛成に置き街頭集会に来た民衆の数に求め自身を過大評価してはならない、などと強調した。⁽¹¹⁷⁾

婦総は、反託運動を通じて自身の権力基盤を固

める契機として想定している李承晩とその女性運動勢力に対して民戦を中心にした民主主義的諸団体と連帯して対応した。婦総は民戦を中心にした女性の政治的大団結⁽¹¹⁸⁾を図り、全国的な組織整備も継続して進めた。⁽¹¹⁹⁾ これを通じて米ソの国際的協約による決定で建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立に自身の政治的役割をもって結合し人民政権樹立・建設の経路を実質的に作り出そうとした。

モスクワ三相会議決定以降、米ソ共同委員会がその決定の実行を目的に事業に着手した。これをめぐり婦総は「統一の前兆」として理解し、民族統一運動の可能性がだんだん具体化されることだと理解した。そして婦総からも米ソ代表アーノルドとスティコフ上將に感謝のメッセージを送った。米ソ共同委員会が三相会議決定の一つである朝鮮問題についての決定を実行するために開催されたものであるからには、朝鮮問題についての決定の一つであった信託統治問題を米ソ共同委員会の事業実行から分離できない問題として認識してくれることを米ソ共同委員会に促求するという内容もそのメッセージに掲載した。⁽¹²⁰⁾

しかし3月20日米ソ共同委員会一次会議で協議対象問題として論争が展開されて以降、朝鮮臨時民主主義政府樹立問題に関する具体化はだんだんと難関にぶつかった。この協議対象に関する問題において、三相決定を最初から積極的に支持していた婦総を含む民戦所属団体の各級大衆組織が民戦傘下の3つの党だけを除いて全部協議対象から排除された。しかし民主議員所属団体である17の団体は記録された。⁽¹²¹⁾ 即ち婦総はモスクワ三相決定に対する支持を条件にしてのみ協議対象になることができるという米ソの協議対象原則に照らして見ると、自身は当然に参加資格を持っているのに米ソ共同委員会で南朝鮮協議対象名簿作成を担当している米軍政が自分たちを排除させることは不合理な仕打ちだと認識していた。

以降、米ソは協議対象問題に関する米国代表団決定をソ連側が支持せず、ふたたび難局に陥った。

しかし米国はこの問題を回避して38度境界線撤廃問題と朝鮮の経済的統一問題に関して討議することを提案した。しかしソ連としては受け入れることができず、これを拒絶した。ソビエト代表団は、第一に米国代表団の提案は朝鮮臨時民主主義政府の樹立後、臨時政府と朝鮮人民自体が討議する問題であり、第二に米ソ共同委員会は朝鮮の経済的統一問題を討議する全権を持っていないという理由で拒絶した。その後、ついに米ソ共同委員会は5月9日に中止された。⁽¹²²⁾

一方、このような状況で独立促成中央婦人団の副委員長である朴順天は、米ソ共同委員会に38度線撤廃を要望するという声明を発表した。⁽¹²³⁾ 「韓国愛国婦人会」と「独立促成中央婦人団」は、1946年4月5日「独立促成愛国婦人会」（以下、独促愛婦）への合同のための会議を開催した。⁽¹²⁴⁾ その後、米ソ共同委員会の閉会後の1946年6月18日から20日まで「全国婦女団体代表大会」を開催し本格的な出発をした。⁽¹²⁵⁾ 李承晩・金九と密接な関連を結び活動した彼女らは当時の女性たちの親日派剔抉および女性の民主主義権利の争取を当面の目標に置きはしなかった。これは大会で明らかにされた彼女らのスローガン「婦人の権利は祖国光復があったのちにあるので、まず女性の血と力と汗で独立を先に勝ち取り豊かな経済を建設しよう」というところに、よく示されている。⁽¹²⁶⁾

一方、民戦傘下の婦総をはじめとした各団体は、米ソ共委の開催中、モスクワ三相支持についての解説事業を行なった。その後4月23日第2回全国人民委員会代表大会を開催し米ソ共同委員会によってすぐに樹立される朝鮮臨時民主主義政府を期待しながら建国の問題を討論した。⁽¹²⁷⁾ 婦総は「統一の前兆」として理解された米ソ共委についての支持事業を進めた。婦総主催で「米ソ共同委員会歓迎・大講演会」を1946年4月8日に挙行了。ここで婦総は「婦女解放は早晚建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立にあり、その政府に婦女が参加する権利があること」を主張し、米ソ共同委員会に感謝

メッセージを送った。⁽¹²⁸⁾

第一次米ソ共同委員会の休会后、李承晩の南韓単独政府樹立運動は本格的に進められた。金九は臨時政府の法統を押し立てて反託自主独立の方向へ李承晩とともに提携した。金奎植は呂運亨を相手に左右合作運動を展開した。このような状況で朝鮮女子国民党の党首である任永信は全国を巡回し反託講演会をもった。米ソ共同委員会休会后、米軍政と右翼の左翼に対する弾圧が強化される状況で右翼女性運動指導者は自身の積極的組織結成に、よりいっそう拍車をかけた。事実、その前までは市・郡単位の支部組織や分会組織の結成が不十分であった。⁽¹²⁹⁾

米ソ共同委員会の休会后、婦総は休会に対する責任を「民主議員および傘下団体の反民主主義的戦術」に求めた。⁽¹³⁰⁾ 米ソ共同委員会休会后、婦総は民戦第2回中央委員会で共同委員会の統開は民戦を中心にした強力な全人民の運動を通じてのみ可能だとして三相決定実現のために闘争する団体で構成された民戦強化に力を注ぐことを決定した。⁽¹³¹⁾ 人民政権樹立運動線上で提起された朝鮮臨時民主主義政府樹立・建設についての婦総方針であるモスクワ三相決定および米ソ共同委員会死守は、米ソ共同委員会休会后、変化を見せ始めた。休会が意味するところは米ソ共同委員会実現により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立の可能性が、ある程度希薄になっていることを意味した。米ソ共同委員会休会后、婦総は女性たちのさまざまな民主主義的改革に、なおいっそう努力を傾け、組織の拡大強化を図るために中央拡大委員会を開催した。⁽¹³²⁾ その拡大・強化方針は、当時、農民・労働者との結合を通じて成し遂げられつつあった。何よりも婦総がホッジに公私娼廃止決議文を伝達した46年3月9日⁽¹³³⁾以降、公私娼廃止問題は社会的なイシューになったが、ここに積極介入して活動を試みた。のみならず46年夏、大洪水による水害に婦総は各農村、および地域に積極的に連帯して活動した。⁽¹³⁴⁾ 女性労働者の大ストライキ闘争⁽¹³⁵⁾

にも積極的に支持・連帯した。

以上のようにモスクワ三相決定を契機に繰り広げられた婦総の実践は、民戦結成を通じて自身の勢力を結集しモスクワ三相決定により建設される朝鮮人民民主主義政府樹立に自身の役割を反映し、以降建設される人民政権樹立の経路を具体化させることであつた。婦総の諸民主主義闘争原則は現実的に米ソ共同委員会によって建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立を展望していたので、それに対する支持闘争へつながった。これは基層大衆組織で自らの要求闘争を展開している多様な運動において貫徹された。⁽¹³⁶⁾ 女性たちの諸民主主義的権利闘争についての代案が米ソ共同委員会により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立と結合されていたために米ソ共同委員会支持闘争へと自身の女性運動の方向を集中した。

(2) 公私娼制 廃止運動

公娼制度は日本の植民地支配下で全国的に統一された取り締り規則が發布され、法的に1916年3月に確立された。これは植民地支配下で女性の劣悪な境遇を後押しする装置になり民族差別と女性の状況をよりいっそう劣悪にさせた。⁽¹³⁷⁾ 解放後、このような日本帝国主義の残滓であり反民主主義的・反人権的な公娼制の廃止は重要な変革課題として提起された。⁽¹³⁸⁾ 解放という状況はこれを解決しうる重要な契機であつた。

1946年4月末現在、ソウル市内の遊郭組合は3か所あり娼妓の年齢分布は17才から30才に至り、ソウル市内だけで計699人がいた。⁽¹³⁹⁾ 日帝から解放された朝鮮の現実において、そして進歩的な民主主義路線に立脚し国家を建設する状況において、婦総はすでに米国と日本でも廃止された公娼制の廃止は現実化されうる課題と認識し、公私娼廃止法令を即時發布し娼妓たちの前借金を消滅させてやることを要請する建議書を南朝鮮駐屯軍総司令官ホッジ中將に提出した。⁽¹⁴⁰⁾

婦総は当時、基層女性の一員として社会から疎外

され同じ女性から冷たい扱いを受けている娼妓たちの民主主義的の念願に応えた。娼妓代表が婦総を訪問し、自分たちの事情を訴え、このような娼妓たちを温かく迎え婦総が相談をしている事例⁽¹⁴¹⁾は、これをよく示している。のみならず解放直後に娼妓たち自らが日帝時代の奴隷制度を打破しようという叫びとともに娼妓搾取機関である組合制度に反対して娼妓自治機関設立の主張を要求し、総決起する状況であった。そして自分たちのこのような要求条件を盛り込んだ陳情書を米軍政に娼妓代表たちが提出するなど、彼女たち自らによる運動が進められた。⁽¹⁴²⁾

公私娼制の廃止を米軍政に建議することで始まった婦総の活動は、社会的世論を呼び起こし、ついに公私娼の問題と娼妓たちの闘争についての関心を引き起こした。⁽¹⁴³⁾以降、米軍政を初めとしたほかの右翼女性団体指導者たちの行動を引き出すのに大きな役割を担った。米軍政は46年5月27日法令第70号を発表し「婦女子の売買、あるいは人身売買の廃止」を公式的に公布した。⁽¹⁴⁴⁾しかし「人身売買禁止が公娼の廃止と連結されるのではない」⁽¹⁴⁵⁾などの発言が出てくるなど、人身売買の廃止をめぐる解釈が入り乱れた。実際、人身売買の禁止発表以降、その法令が持っている効力は、人に対する一切の貸付関係を消滅させ、売買を行う者は厳重処罰するという方針として提示されたが、抱え主たちが娼妓たちに対する貸付関係を清算せず、私娼に転換するなど、一切の法令を無視する行為が続出した。実際に法令70号の発表は、娼妓たちには即刻の貸付関係の清算と自由の身を意味したが、抱え主たちは警察の法令70号に対する態度表明が遅れている状況で「娼妓たちが逃げれば不法」^{キーセン}だと言いながら妓生たちに脅しをかけるかと思えば、他方では「逃げればどんな方法で生きていこうというのか」「以降、私娼に転換するはずだから残っている」というなどの言葉で娼妓たちを足どめした。⁽¹⁴⁶⁾

それにもかかわらず多くの娼妓たちは街へ飛び出した。当時、道路には三々五々組を作って抱え主から逃げだした娼妓たちがたくさん目に付いたと新聞

は伝えている。⁽¹⁴⁷⁾このように多くの娼妓たちが抱え主の手から解放された状況で、婦総以外のほかの女性団体ではこの問題に能動的に対処する組織力が不在であった。まだ「独立促成愛国婦人会」も組織的に結成されていない状況なので、力強く対処しようにも対処できなかった。米軍政の法令発表後、遊郭を訪ね、「公娼が社会に性病を蔓延させて、子女教育にも大きな支障をきたしているの」⁽¹⁴⁸⁾廃止させねばならないことを善導して回りはしたが、これらの公娼問題に対する態度は当時の娼妓たちから非難をかった。娼妓たちは「女性団体ではいつも話の始めに公娼のせいで数多くの朝鮮女性たちが侮辱されていると公娼を非難する。しかし誰が公娼になりたくてなったのか」といいながら非難することもあった。⁽¹⁴⁹⁾

一方、抱え主のもとから出てきた女性たちの勇氣に、婦総は収容所を作って彼女らと結合して彼女らの生計保障と社会的保護のために努力した。⁽¹⁵⁰⁾抱え主のもとから出られず公娼制に縛り付けられていた娼妓たちは、公娼制の存続を前提に娼妓の健康診断を法令で実施するようになった米軍政の政策に強い不満を示した。娼妓検診に対して強く不満を表した理由は、日帝時代にもなかった女性たちの全身検診を当時の娼妓たちは情緒上とうてい受け入れることができなかつたからである。特にそれを侮辱的な仕打ちであると考えた。娼妓営業許可の前提条件として娼妓たちの月2回の全身検診は、舞踊を試験し娼妓営業許可をもらっていた過去とは異なった条件であった。このような処置に娼妓たちは侮辱的な仕打ちだと思いつウルの600余人の娼妓たちがすすんで総ストライキを繰り広げもした。⁽¹⁵¹⁾

人身売買廃止法令は、公式的に公娼制度を撤廃するという明文がなく、娼妓自身の自由意思により公娼は維持されうるといように解釈され、公娼制を存続させようという抱え主たちによって悪用される素地があり⁽¹⁵²⁾、これを後押しする、公娼制存続を認める警察部長の談話⁽¹⁵³⁾は、人身売買廃止の意味を婦総をして楽観的にだけ受け入れることができな

いようにさせた。このような人身売買廃止法令が持っている現実的意味をよく示している例は人身売買廃止以降、抱え主から離れた娼婦は以前の娼婦の数の70%程度だったが、もう一方で一日平均10人以上の娼妓支援者が増えていることからよくわかる。⁽¹⁵⁴⁾

このような公私娼廃止の問題に、婦総は公娼制廃止を要求し人身売買廃止の実質的効力は公娼制廃止を前提にすることを主張して立ち上がった。婦総は1946年6月23日、公娼廃止と社会対策のための座談会を開き、朝鮮婦女総同盟委員長の劉英俊の司会のもとで各界人士10人あまりが参席して座談会を開催した。⁽¹⁵⁵⁾ 婦総はこの場で人身売買問題がすでに社会世論化され積極的代案が必要であると力説した。そして娼妓たちの生活問題と抱え主の業種転換問題についても社会的に世論化させる必要があると主張した。のみならず公私娼廃止問題は娼妓たちだけで接近できるものではなく、社会各層の女性たちにこれらの問題を訴え、このときその方式が人格的待遇を尊重する態度でなされるべきことを強調した。さらに民主主義国家建設をひかえて女性問題の解決なしに民主主義国家建設は成し遂げられないと考えて、諸社会団体がこの問題について関心を持つことを求めた。これは公私娼の廃止という問題の解決を民主主義国家建設の後にでも本格的に成し遂げられると思考する傾向についての警戒心から強調した言及であった。⁽¹⁵⁶⁾

婦総はこの座談会開催後、各界各層の人士、政党、社会団体の賛成署名を受けた「公私娼制撤廃要求建議文」を軍政長官ロッチに提出した。ついに1946年8月10日、朝鮮婦女総同盟など14の婦人団体が「廃業公娼救済連盟」を結成した。⁽¹⁵⁷⁾ この大会は抱え主から逃げてきた多数の娼妓がふたたび遊郭の市場に戻りつつある実情についての深刻性を多くの女性団体が共有して展開した共同運動だった。

このように公私娼廃止運動が世論化され、またその解決が大多数の女性団体および女性たちに共有され力強く進められる可能性のある状況において、

当時の婦総の活動は抱え主から逃げてきた娼妓たちを收容所へ引き渡す活動であった。ところが活動が進められるなかで、娼妓たちの不満を集約しきり公娼問題についての女性団体との協力と活動を継続して導きだすことにおいて主導的に活動することができなかった。

婦総はモスクワ三相決定により結成された米ソ共同委員会によって樹立される朝鮮臨時民主主義政府樹立を念頭に置いて人民政権樹立運動へ自分の活動を集中していた。多数の娼妓を民戦へ結集させ民戦を通じて自分たちの課題を人民政権樹立問題と結合し、米ソ共同委員会によって建設される「朝鮮臨時民主主義政府」建設の課題に、自らの力を集めようとしたためであった。これはすでに政治的な左右対立によって分裂していた女性大衆運動内の対立をいっそう呼び起こし、共同の活動が可能だった女性たちの公私娼制撤廃運動を力強く進められなくなった条件になった。あわせて徐々に増加する米軍政を始めとした右翼の弾圧を引き起こし、婦総の活動は縮小され、婦総は公私娼制廃止運動に主導的に結合できなかった。

公私娼の廃止運動は以降、南朝鮮で右翼女性運動団体の「立法議会」とこれを通じた法的動きへとつながった。このような国内的状況に対して婦総は効果的な対応をすることができなかった。当時進められていた左右の女性の共同活動の場を十分に婦総の主導下に作り出し、実質的な娼妓たちの権益を擁護しきる可能性を準備したにもかかわらず、それを具体化させる政策は出せなかった。娼妓の問題は徐々に彼女らの実際的解放とは距離のある意味としての公娼廃止へとつながった。⁽¹⁵⁸⁾ 結局48年、公娼廃止法が公布される⁽¹⁵⁹⁾ 当時に婦総はすでに何らの活動もできない条件であり、48年公娼制廃止は、娼妓を私娼へ転換させる条件確保を完了した状況で作上げられた法制定として私娼制形成の完了を宣布したことに他ならなかった。

4、結論

今までに本論分は、第一に、婦総の組織と路線について考察した。解放直後結成された建国婦女同盟は人民委員会と関係を結び活動した。しかし米軍政と右翼の人民委員会に対する弾圧と左翼運動の条件は建国婦女同盟からの一部指導者の脱退という状況を作り出し、結局、婦総結成の背景になった。一部女性指導者は建国婦女同盟から脱退し、残っていた社会主義系列の女性運動家は「全国婦女団体代表者大会」を提案し、その大会を通じ1945年12月22日「朝鮮婦女総同盟」は結成された。米ソによる南北の地理的分割という状況で全国的で統一的な女性運動を展望していた婦総は、すでに結成されていた「北朝鮮民主女性同盟」と関係を結んだ。婦総構成員の階層は多様であり、中央委員たちは大部分が他の社会団体内の婦女部代表を兼任する場合も多かった。婦総は結成過程で女性たちの独自の活動を展望して結成されたが、その方式が朝鮮共産党の党的活動を担保として結成されたという特徴をもった。そして社会主義女性運動家たちの民主主義的組織活動方式と結合した各地域の女性団体が、女性たちの進むべき道を決定した主体的結集であるということにおいて歴史的意味がある。

婦総は、婦総結成式で人民共和國死守、そして日本帝国主義残滓と封建残滓の根本的清算を路線として確定した。このための女性たちの当面任務は進歩的民主主義国家建設と人民政権樹立にあり、さらに女性の政治的・経済的・社会的平等権の獲得など、女性の利益擁護のために闘争することに置いた。特に本論文では人民政権樹立を通じて建設される進歩的民主主義国家が女性についていかなる任務と役割をもつのかを婦総の認識を通じて理解した。これによって婦総の進歩的民主主義国家建設運動が女性たちの諸民主主義的要求闘争と原則的に結合されたことを明らかにした。

婦総は進歩的民主主義国家が家庭との新しい関係を確立し、女性たちの家事労働の簡素化と科学化を図る方向で女性たちの社会参加を保障するだろうと展望した。そして家事労働の簡素化と科学化を保障する生産力の発展を国家の経済政策のなかで盛り込むことが進歩的民主主義国家の役割だと考えた。これを通じて女性たちの現実的苦痛である家事労働の負担を社会的に激減させ、女性たちの民主主義的権利に対する主体的自覚を高め、女性の地位向上を実質的に成し遂げることを展望した。

第二に、本論文では46年前半期の婦総活動を人民政権樹立運動と公私娼廃止運動を中心に考察し、婦総活動の意義を歴史的に再評価した。1946年前半期は婦総の諸民主主義的闘争が活発であった。そしてそのような活動を自身の権力の物理的土台である民戦の強化に帰結させた。婦総の民戦を通じた人民政権樹立運動の過程は当時の国内外的な諸般の条件と関連して進められた。モスクワ三相決定による信託統治問題をめぐっての国内の政治情勢において、李承晩を始めとした金九勢力と米軍政は基本的に人民委員会を否定した。そして自身の権力創出の過程で民族主義イデオロギーと結合した。右翼女性運動指導者はこれらとともに反託民族運動を通じた国家建設運動を遂行した。このようななかで婦総は民主主義的諸闘争に結合した。これを通じて米ソによる国際的協約によって建設される朝鮮臨時民主主義政府の樹立過程に自身が直接参与するという展望をもった。その結果、婦総は1946年前半期、諸民主主義闘争とともに米ソ共同委員会死守とモスクワ三相決定支持闘争を自身の方針として出すことができた。

ところで1946年前半期の人民政権樹立運動への婦総活動の集中は、女性たちの民主主義的闘争課題のうちの一つである公私娼制廃止のための運動過程では政治的左右対立と連結され徐々に増加する米軍政と右翼勢力の弾圧のなかで効果的活動をおこなうことにおいて限界として作用した。一方、右翼女性運動団体は米軍政と右翼政治勢力と連帯し自身の組織を拡大していった。これは婦総活動の制約条件になり、以降の婦総活動の変化の一要因となった。ついに1946年後半期に、婦総は女性たちの民主主義闘争にいつそ

う深く関わり人民政権樹立と女性たちの民主主義闘争の結合をいっそう具体化させ自身の弱化した組織力を克服しようとした。そこで1946年後半期、婦総は諸人民抗争に積極的に結合する活動を遂行することへ進んだ。しかしすでに組織力の相当部分が破壊された状況だったために、婦総にとって1946年後半期は多くの困難な条件の中で闘争を準備させる時間になった。

最後に本論文は、女性たちのより多くの闘争過程と活動について深く究明することができなかった。多様な領域と地域で繰り広げられる女性の具体的な闘争の様相と過程、そして理念的志向を考察する必要がある。そして右翼女性運動団体についての具体的な分析と南北韓女性運動の関連を把握することは以降の課題であると考えられる。

- (1) 金南植、「南労党研究1」、1984、トルベゲ。
- (2) 宋連玉、「朝鮮婦女総同盟－8・15解放直後の女性運動」、「朝鮮民族運動史研究2」、1985、青丘文庫
- (3) 文敬蘭、「米軍政期の韓国女性運動に関する研究」、1989、梨大女性学科修士学位論文
- (4) 李承姫、「韓国現代女性運動史」、1994、白山書堂
- (5) 「全国人民委員会代表者大会 議事録」1945. 11.24、朝鮮精版社；金南植 編、1988b, 「南労党研究3－資料編」、トルベゲ、57頁。
- (6) ブルース・カミングス、「韓国戦争の起源－上」、1986、青史。
- (7) 民主主義民族戦線 編、「朝鮮解放一年表」、1946、朝鮮解放年報出版部、176頁。
- (8) 「女性文化」、創刊号、1945. 11. 32頁。
- (9) 「全国人民委員会代表者大会 議事録」、1945. 11.24；金南植編、前掲文、1988b,121頁。
- (10) 「女性文化」、創刊号、1945.11、93頁。
- (11) 解放日報、1946. 11.30、このような国際的連帯活動は1946年10月北朝鮮民主女性同盟が国際民主女性連盟に加入した条件の中で成し遂げられた。（「朝鮮年鑑」1947.12、朝鮮通信社）
- (12) 解放日報、1945. 11.20、11.21、11.30、12.1、12.6。
- (13) 「李博士と報国基金」1945. 12.10；金南植編、「南労党研究2－資料編」、1988a,77頁。
- (14) 「米国へのメモランダム」、1945.12；金南植編、前掲文、1988a、86頁。
- (15) 「ホッジ中将の声明について」、1945. 12.13；金南植編、前掲文、1988a、82頁。
- (16) パクチャンピョ、「韓国の国家形成：反共体制樹立と自由民主主義の制度化1945－48」、1995. 高麗大政治外交科博士論文、89頁。
- (17) パクチャンピョ、前掲論文、99頁。
- (18) 毎日新報、1945. 9.13。
- (19) 毎日新報、1945. 9.14、綱領と役員名簿は次の文参照。「朝鮮年鑑」、1946.12、朝鮮通信社、349頁。
- (20) 解放日報、1945. 12.9
- (21) 解放日報、1945.12.9
- (22) 代表的な場合が建国婦女同盟仁川支部で婦総結成大会まえの1945. 12.16、臨時総会を開催、民族統一戦線に関する問題、選挙権および被選挙権問題、婦人生活改善問題、協同組合組織問題、託児所問題、教養問題などを討議した。その後、婦総支部へ転化した。（解放日報1945. 12.23）
- (23) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946

- (24) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946. 176 頁。朝鮮婦女総同盟の成員が南韓には約 80 万人程度だった。
- (25) 朝鮮年鑑、1947.12、朝鮮通信社、172 頁-175 頁
- (26) 3.1 女性同志会 編、「韓国女性独立運動史」、1980、463 頁。(宋連玉、前掲論文、1985. 85 頁-86 頁から再引用)
- (27) 独立新報、1947. 2.11
- (28) 独立新報、1947. 2.10
- (29) 解放新聞、1946. 12.10 (宋連玉、前掲文、1985、91-92 頁から再引用)
- (30) 朝鮮婦女総同盟の組織転化問題は、具体的な論争になりうる。朝鮮婦女総同盟は 1947 年 2 月、南朝鮮民主女性同盟に組織転化を図った。いっぽう、北朝鮮ではすでに 1945 年 10 月北朝鮮民主女性同盟が存在した。これをめぐって今までの研究は北朝鮮女盟が婦総ともとから対立的で質的に異なる運動をしていたと前提した。(李承姫、前掲文、1994、75 頁；宋連玉、前掲文、1985、85 頁-86 頁)
- (31) 民主主義民族戦線 編、前掲文、1946、176 頁、婦総各道責任者名簿は南朝鮮各道責任者名簿としてだけ限定された。具体的な南北婦総委員名簿は次の文を参照 (解放日報、1945. 12.26)
- (32) 李承姫、前掲文、1994、122 頁
- (33) 独立新報、1946. 11.13-11.17、1946.11.20-11.21
- (34) 詳しい成員分析は次の文を参照のこと。李承姫、前掲文、1994、109 頁-149 頁
- (35) 民主主義民族戦線編、「解放朝鮮1」、1988、科学と思想、200 頁。李承姫は全評婦女部長は許均だと言った。(李承姫、前掲論文、82 頁)しかし当時、許均は韓哲と共同で婦人部の責任を担当していた。(「解放朝鮮1」、68 頁)
- (36) 「全国農民組合総連盟結成大会 会議録」、1945.12；金南植編、「南労党研究3」1988b,144 頁
- (37) 「女性文化」創刊号、1945.11；シムジョン編、「解放政局論争史1」、1986、ハヌル、162 頁
- (38) 朝鮮共産党は 1945 年 8 月テーゼを通じて当面任務として大衆運動として女性運動を行っていくことを決定した。その内容は「朝鮮婦女のための解放闘争はもちろん階級的解放闘争の一部分として出発せねばならず……政見または信教の如何にかかわらず、巨万の勤労者婦人大衆、特にその中でもまず労働婦人と勤労農民婦人を単一民族戦線へ流入させることは現実的に必要なことだ。…このために特に物価暴騰反対、男女不平等と帝国主義的奴隷反対、完全独立、工場閉鎖による大衆的解雇反対、同一労働に統一賃金を原則とした労働賃金引き上げのための闘争、公娼の廃止、女子の人身売買反対闘争を起さねばならない」と主張した。(「現情勢とわれわれの任務」1945. 9.25；金南植、前掲文、1984、524 頁)朝鮮共産党は婦総の大衆講演事業のための講演者を選定してやり、また婦総地方結成式ではその地方の朝鮮共産党支部がほとんどすべての組織準備を主導的におこなったと忠南地方で婦総活動をしたオムジュブンさんは証言した。(李承姫、前掲文、1994、147 頁。)
- (39) 解放日報、1945. 12.28
- (40) 解放日報、1945. 12.29
- (41) 解放日報、1945. 12.23
- (42) 解放日報、1946. 1.1. このような会議方式を通じてさらに一つ分かることは、婦総内に多様な意識の偏差があったという点である。当時婦総内では女性解放の問題を男性と分離して対立することと理解し女性解放を女性が男性を支配する思想と理解する部類があり、論争になった場合もあった。一方、婦総内朝鮮共

産党員の李順今が婦総結成式を終える中で下した評価のうち一つは、大会の討論を通じて多少極左的傾向があるという評価であった。(解放日報、1945. 12.28) これは婦総内の多様な思想的傾向があったということの反証であると解釈できる。しかし李承姫はこの史料を根拠に婦総は自ら自身の路線が極左的であることを是認したのだと評価した。李承姫は右翼女性勢力であった黄信徳が建国婦女同盟を極左的だと批判しつつ脱退した事実と対比させて黄信徳の極左路線批判と李順今の極左的傾向批判を同一の地盤に置き不当に同一に評価しているが、これは誤謬であると考え。(李承姫、前掲論文、1994、120頁)

(43) 解放日報、1946. 1.1.

(44) 「民主主義民族戦線結成大会 議事録」、1946. 2.25、朝鮮精版社;金南植編、前掲文、1988b、236頁)

(45) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946、180頁)

(46) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946. 181頁。労働に従事する女性の母性保護に必要な施設を具体的にあげ、国家負担で設置することを要求したり、男女平等の選挙・被選挙権獲得の要求などは日帝時代の権友会で見ることができなかった内容である。

(47) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946、181-182頁

(48) 高明子、「婦女と三相会議」、「新世代」、1946.3

(49) 解放日報、1945.1.1

(50) 解放日報、1945.12.26

(51) 解放日報、1945.12.26

(52) 解放日報、1945.12.26

(53) 解放日報、1945.12.28

(54) 毎日新報、1945.9.10、9.14

(55) 高明子、「婦女と三相会議」、「新世代」、1946

(56) 崔華星、「朝鮮女性読本」、1948、白羽社、22頁、73頁

(57) 大衆新報、1947.4.16

(58) ヤンジョンシム、「済州 4.3 抗争に関する研究—南労党済州島委員会を中心に」、1995、ソソ大社会科学修士論文、28頁

(59) 崔華星、「女性と新しい国」、現代日報、1946.5.9

(60) 現代日報、1946.5.9

(61) 解放後(1946年基準)女性の社会的進出は多様な方面で成し遂げられた。そのうち生産的女性労働者の比率はほかの事務職または専門職に比べて大きな比重を占めた。特に女子労働者の数は労働者全体の数の27.5%を占めた。これら女性労働者の産業別雇用比率を見れば、女性労働者全体の78.9%が労働集約的産業部門に従事していた。特に労働集約的産業部門でも紡績産業の女子労働者比率が女性労働者全体の73.3%で絶対的な比重を占めていた。賃金水準で見ると、女性労働者の賃金水準は男子労働者の54.8%程度に過ぎなかった。(アンテジョン、「米軍政期、労働者階級の内部構造と貧困—製造業労働者を中心に」、「国史館論叢」66集、1995、国史編纂委員会、193頁、208頁)

(62) 現代日報、1946.5.9

(63) 現代日報、1946.6.9

(64) イムハングク、「女性解放の道」、「民主主義」、1947.8

(65) ユビョンムク、「建国と女性解放」、「人民」、1946.4

- (66) 当時朝鮮共産党の経済政策は生産力発展展望を盛り込んでいたが、詳しい内容は次の文を参照のこと。金ジョン、「解放直後朝鮮共産党の経済政策」、「韓国史論」30、1993、ソウル大、国史学科
- (67) 劉英俊、「解放女性座談会」、「女性文化」、1945.12
- (68) 解放日報、1945.12.28。この決議は婦総員であり朝鮮共産党員の李順今の主張で婦総結成大会で論争になった問題であった。婦総内で女性たちの生活改善問題は究極的に人民共和国結成を前提に可能だと主張し生活改善問題を人民共和国建設後の問題として考える傾向があった。結局、家庭生活の簡素化と科学化という決議決定は、李順今の立場が貫徹されたものと見ることができる。
- (69) 朴ムンギョ、「民主主義と経済」、「民主主義 12 強」、1946.9；高麗大アジア問題研究所、1974、「南労党研究資料集1」、250 頁-251 頁
- (70) 朝鮮共産党の経済政策的志向は次の文を参照のこと。金ジョン、前掲論文、1993、202-203 頁
- (71) 朴憲永、「現情勢とわれわれの任務」、45.9.20；金南植編、前掲文、1988a、朝鮮共産党は当面任務において女性運動は彼女たちの当面利益になる日常的な要求と利害を擁護する闘争をする勤労婦人の大衆運動を発展させるために、日常的な要求闘争は一般的な政治的要求闘争と結合されねばならないと指摘した。
- (72) 解放日報、45.12.26
- (73) 解放日報、1946.1.1
- (74) 解放日報、1945.12.26
- (75) 「全国人民委員会代表者大会に臨んで」、1945.11.22；金南植、前掲文、1988a、62 頁
- (76) 解放日報、1945.12.28
- (77) 解放日報、1945.12.26
- (78) 解放日報、1945.12.26
- (79) 解放日報、1945.12.28
- (80) 「ファシズムと信託統治問題」、「人民科学」創刊号、1946.1.5；金南植編、前掲文、1988a、105-143 頁
- (81) 解放日報、1946.3.10
- (82) 当時左翼が三相会議の決定を支持した原因は大きく4つと見られる。第一に、解放が連合軍によって成し遂げられた国際秩序の客観的状況についての認識、第二に、米軍とソ連の積極的説得、第三に、社会主義勢力の当時反託ムードの中での国際情勢についての疑問と徹底した認識に対する希望、第四に初期から社会主義勢力内の三相会議決定案に対する支持見解の存在である。(イガンズ、「三相会議決定案に対する左派政党の対応」、1994、国民大学校国史学科修士論文、33-35 頁
- (83) 「ファシズムと信託統治問題」、金南植編、前掲文、1988a、105-108 頁
- (84) 朴ホソン、「南北韓民族主義比較研究-“韓半島民族主義”のために」、1997、タンデ、73 頁
- (85) 朝鮮日報、1946.1.2
- (86) 東亜日報、1946.1.2
- (87) 朝鮮日報、1946.1.19
- (88) 文敬蘭、前掲論文、1989、96 頁
- (89) 「土地問題の平民的解決について」、「朝鮮土地問題論考」、1946；金南植編、前掲文、1988a、152 頁-153 頁
- (90) 民主衆報、1946,4,9、4.15,4.19

- (91) 「反民主主義諸悪法と民主議員の責任」、1946.3 : 金南植編、前掲文、1988a、171 頁
- (92) 「民主主義民族戦線結成大会の成果」1946.2.24 ; 金南植編、前掲文、1988a、147 頁
- (93) 「民主主義民族戦線結成大会議事録」1946.2.15 ; 金南植編、前掲文、1988a、231 頁
- (94) 「民主主義民族戦線結成大会議事録」1946.2.15 ; 金南植編、前掲文、1988a、247 頁
- (95) 「米ソ共委開催とわれわれの主張」、1946.3.21 ; 金南植編、前掲文、1988a、163 頁-164 頁
- (96) 朴チャンピョ、前掲論文、1995、182 頁-184 頁
- (97) 解放日報、1946.3.10
- (98) 朴チャンピョ、前掲論文、1995、183 頁
- (99) 解放日報、1946.3.2、この期間に多様な行事、講演会、音楽会などが準備された。朝鮮婦女同盟は特に 3 月 6 日を婦女慰安の日として定め多くの多彩な行事を準備し女性たちに対する慰安と親睦を図った。
- (100) 解放日報、1946.3.2
- (101) 解放日報、1946.3.10
- (102) 解放日報、1946.3.10
- (103) 朝鮮人民報、1946.3.30 ; 独立新報、1947.10.31
- (104) 朝鮮人民報、1946.8.3
- (105) 独立新報、1947.4.15
- (106) 東亜日報、1946.3.31
- (107) 現代日報、1946.3.28
- (108) 「土地問題の平民的解決のために」、1946.3.17 ; 金南植編、前掲文、1988a、152 頁-154 頁。民戦は 1946 年 9 月 22 日、食糧対策について「食糧問題の解決はもっぱら土地問題の解決を通じて、即ち無償没収・無償分配の土地改革を実施し食糧の収集と配給を即時人民の手に渡し、地主と悪徳商人の隠匿と買占め売り惜しみを徹底して掃討することでもってのみ可能である。」という食糧問題の解決原則を提示した。(ソウル新聞、1946.9.22) 朝鮮共産党は食糧問題による食糧危機状況の解決を米軍政に参加して買占め売り惜しみをこととする地主と悪徳商人たちから不当利益をむさぼろうとする在庫品を摘発・受け取って差等配給を実施することに求めた。そして米軍政に参加して政治的権力を左右するものたちが責任を取り、退かねばならないこと、確実に人民の権力のために働く人にその権力を与えてこそ、この食糧危機の問題は終結すると主張した。(建国、1946.7.18)
- (109) 現代日報、1946.3.26
- (110) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946
- (111) 朝鮮人民報、1946.4.2、米がないから米をくれという女性に対し当時の米軍人が銃口で殴り、市庁前で腹が減って倒れている人を見て「ハンガーストライキだな」と嘲弄する市当局の態度に対して女性たちが非常に悔しがっている記事が新聞に載った。(現代日報、1946.4.4)
- (112) 解放日報、1946.5.17 ; 全国労働者新聞、1946.6.14
- (113) 朝鮮人民報、1946.5.17
- (114) ソウル新聞、1946.3.9
- (115) 高明子、前掲文、1946.3
- (116) 高明子、前掲文、1946.3 (108)
- (117) 「全国道人民委員会 代表大会の成果」、1946.1.13 ; 金南植、前掲文、1988a、111 頁

(118) 全国 1500 万女性大衆が政治的大団結体である民主主義民族戦線に参加したことは、歴史以来最初のことだと朝鮮婦女総同盟は評価した。労働者、農民、都市小市民の女性が政治に参加できる権利を確保したことを民主主義民族戦線は証明し、非常に意味深いことと理解した。(解放日報、1946.3.8)

(119) 解放日報、1946.3.4、朝鮮婦女総同盟は 2 月 25 日ソウル安国正で、仁川、開城、始興、水原、平澤、安城、龍仁、加平、高陽、抱川、坡州、楊平など、12 地域の朝鮮婦女総同盟支部代表 28 人が京畿道総支部を組織した。

(120) 朝鮮人民報、1946.3.22

(121) 「米ソ共同委員会についてのイズベスチャ紙の論評」、1946.3.20；金南植編、前掲文、1988a、157 頁

(122) 「米ソ共同委員会についてのイズベスチャ紙の論評」、1946.3.20；金南植編、前掲文、1988a、159 頁

(123) 東亜日報、1946.3.20

(124) 朝鮮日報、1946.4.6

(125) 朝鮮日報、1946.6.19；ソウル新聞、1946.6.20；東亜日報、1946.6.21、「独立促成愛国婦人会」の決議案と詳しい役員名簿については東亜日報、1946.6.23 を参照のこと。

(126) 朝鮮日報、1946.6.19；ソウル新聞、1946.6.19

(127) 解放日報、1946.4.23

(128) 朝鮮人民報、1946.4.9

(129) 文敬蘭、前掲論文、1989、95 頁—99 頁

(130) 朝鮮人民報、1946.5.11

(131) 青年解放日報、1946.6.13

(132) 米ソ共委休会后、1946 年 5 月 15 日～16 日まで、朝鮮婦女総同盟では組織の拡大強化と弾圧政局に立ち向かい闘うことを決議し、中央拡大委員会を開催した。(解放日報、1946.5.13；現代日報、1946.5.1；朝鮮人民報、1946.5.12)

(133) ソウル新聞、1946.3.9

(134) 現代日報、1946.6.30、1946.7.6；朝鮮人民報、1946.7.2、1946.7.9；独立新報、1946.6.30

(135) 解放日報 46.4.15；解放日報 46.5.7；現代日報、46.6.10；朝鮮人民報 46.6.18；朝鮮人民報、46.7.9

(136) たとえば当時米ソ代表歓迎市民大会に女工たちが楽器を持ち参加することをめぐって工場長と米軍政が協力し労働者を解雇させることが発生するが、これに対して労働者たちがストライキを進めて工場内の具体的な民主主義的課題を提起し闘うことが頻発した。この闘争は米ソ共委により建設される朝鮮臨時民主主義政府樹立という展望のなかで理解され、米ソ共委死守闘争と結合して成し遂げられた。(全国労働者新聞、1946.3.22)

(137) 山下英愛、「植民地支配と公娼制度の展開」、「社会と歴史」51 集、1997、文学科、知性史、180 頁

(138) 特に日帝時代、女子挺身隊あるいは慰安部隊という美名で日本はもちろん遠く中国に強制あるいは騙されて渡っていった女性たちが解放になるや帰るところを無くし社会から疎外される状況が継続しており、自生的に中国などでは女性の保護所を設置するなどの動きがあった。これは上海在留同胞たちから良い評判を得ていたが、海外にいる人たちの運命は国内へ彼女らが帰ってくる時全く保障してやれない社会的状況であった。南朝鮮の状況は彼女らが娼妓の運命に転落する可能性を充分にもっていた。(ソウル新聞、1946.5.12)

(139) 東亜日報、1946.5.28、娼妓たちの教育程度は無学が 90%、小卒が 9%、中卒が 1%であり、就業経路は生活困難が 99%で、誘引によるものは 1%であった。(イベヨン、「米軍政期、女性生活の変貌と女性意識、

1945～1948]、「女性学報」150集、1996、168頁

- (140) ソウル新聞、1946.3.9
- (141) 朝鮮人民報、1946.5.30
- (142) ソウル新聞、1946.5.4
- (143) 民主主義民族戦線編、前掲文、1946
- (144) 朝鮮人民報、1946.5.27
- (145) 朝鮮人民報、1946.7.26、人身売買廃止は公娼の廃止ではなく私娼の激増と性病の蔓延を防止する方便として公娼の存続は不可避だという保健厚生部長官の談話が発表されるや、各界各層の反発を呼び起こした。
- (146) 朝鮮人民報、1946.5.27
- (147) 朝鮮人民報、1946.6.1
- (148) 東亜日報、1946.6.2
- (149) 文敬蘭、前掲文、1989、107頁
- (150) 朝鮮人民報、1946.6.1
- (151) 独立新報、1946.7.14
- (152) 東亜日報、1946.8.9
- (153) 朝鮮人民報、1946.7.26
- (154) ソウル新聞、1946.6.21
- (155) 現代日報、1946.6.24、この座談会には民戦、中央新聞、現代日報、独立新聞などから来た代表が参加し、婦総からは劉英俊、趙元淑、李順今、高明子、金命時、朴鎮洪などが参加した。
- (156) 現代日報、1946.6.24
- (157) 朝鮮日報、1946.8.10；東亜日報、1946.8.10
- (158) 1946年9月1日「国際青年の日」祝辞を朗読したという理由で朝鮮婦女総同盟委員長劉英俊が検挙された。これにより朝鮮婦女総同盟の活動はいっそう萎縮した。(現代日報、1946.9.3)
- (159) ソウル新聞、1948.2.13

【永谷ゆき子 訳】

フィリピン文献目録に関する注釈ノート

ジョイ・バリオス

調査研究「ジェンダーとミタリズム：フィリピンの経験」に取り組むにあたって、これまでどのような研究がなされ、また伝記的 / 自叙伝的な物語が書かれているかを明らかにする必要がある。注釈を付したこの文献目録では、82 の文献を次のカテゴリーに分類して掲載している。

- I 女性、植民地化、そして戦後 (1896-1945)
- II 戒厳令期の女性と軍事化 (1972-1986)
- III 現代の女性と軍事化 (1986-2005)
- IV 軍事化に関するその他の資料
- V フィリピンにおける売春に関する資料
- VI フィリピン女性に関するその他の有益な資料

文献をカテゴリーに分類するにあたっては、歴史的なアプローチをとった。なぜならフィリピン女性の生は、他国による植民地化と占領、戒厳令によってもたらされた政治的変化、軍事基地と低烈度紛争に関する政府政策、米軍一時駐留協定 (VFA) などに大きな影響を受けてきたからだ。また一方では、二つのカテゴリーを加えた。売春という具体的なトピックに関してこの文献目録を利用しようとする研究者のために、フィリピンにおける売春という特別な項目を加えた。またフィリピン女性についてより理解を深めたいと考える人のために「フィリピン女性に関するその他の有益な資料」という項目を加えた。

文献を選び出すにあたって私は次のようなことを念頭に置いた。その文献が十分なデータ、背景的な情報とそれに関する洞察を研究者に与えるかどうか。その文献が印刷物かデジタル・データの形で研究者にとって入手可能かどうか。その書籍、あるいは論文が信頼できる大学、機関、出版社、研究所によって出版されているかどうか。

今回、2種類の資料について検討した。つまり上述したカテゴリーはそれぞれさらに二種類に分かれる。一つは自叙伝的あるいは伝記的物語であり、もう一つは研究資料である。これらの自叙伝的あるいは伝記的物

語は女性が研究者や調査者の干渉なしに自らの経験から語ることを可能にするものであり、きわめて重要な資料だといえる。たとえば日本による占領時代（1942-1945）に「慰安婦」とされたロサ・マリア・ヘンソンの自叙伝“Comfort Woman: A Filipina's Story of Prostitution and Slavery Under the Japanese Military（慰安婦：日本軍政下の売春婦、奴隷であったフィリピン女性の物語）”（1999年）、戒厳令下で活動家だったミラ・アギラの自叙伝的詩集“Journey: An Autobiography in Verse（1964-1995）（旅：詩による自叙伝）”（1996年）、また“Pangarap at Hinagpis: Mga Awit ng Kababaihang Maralita（夢と苦痛：貧しい女性の歌）”（1991年）のなかで語られる刑務所の中の女性や低烈度紛争の犠牲となった女性たちの経験は、高い価値をもった証言であり歴史的資料ともなりうるものである。これらの物語は学者、非政府系研究機関、その他の研究者による研究出版物によって補足される。

これまでになされた研究の資料から、私は女性と軍事化について（売春というテーマも含めて）すでに十分な情報が存在していると考えている。マリア・ルイサ・カマガイの“Working Women of Manila in the 19th Century（19世紀マニラの労働する女性たち）”（1995年）ではスペイン植民地時代について、ルイス・カマラ・デリの論文“Prostitution in Colonial Manila（植民地下マニラの売春）”（2001年）ではアメリカ植民地時代について、また日本占領時代については多くの自伝的語りや研究資料があり、米軍基地が存在した時代についても女性資料センター（CWR）のレポートがある。さらに戒厳令時代の女性への人権侵害についても多くの資料がある。これまででもっとも包括的な売春に関する調査については女性資料センター（CWR）のレポートをあげることができる。文献目録では上述したようにこうしたテーマに関する82の資料を紹介している。

では、これら既存の資料を研究するにあたってどのような枠組みが必要だろうか。また更にどのような調査が必要になるだろうか。

フィリピンの女性研究者は日本とその他のアジアの女性研究者と協力しながら「ジェンダーとミリタリズム」というテーマを、植民地化、軍事独裁、そして現在も続く外国軍隊の駐留とグローバリゼーションによって影響を受ける「第三世界女性」の視点から見つめるべきだと私は考える。今日、グローバリゼーション、そして米軍一時駐留協定（VFA）や低烈度紛争政策による外国軍隊の駐留はかつてと同様にフィリピン各地で次のような結果をもたらしている。武力紛争のなかでの攻撃手段としてのレイプの利用、軍事基地や軍事演習地また経済地区周辺での売春の拡大、労働ストライキ現場や刑務所また農村コミュニティでの公権力による女性への暴力、である。

したがって次の事柄に関してさらに調査が必要である。

1. 女性に影響を与える現在の軍事化の各地域での状況を、国軍を国家の抑圧装置とみなした上で調査・研究すること。
2. 米軍一時駐留協定（VFA）、比米両軍による軍事演習、急速に「軍事化」されている経済地区を調査・研究すること。

私は上述した研究領域をフィリピン、日本そしてアジアの女性研究者の今後の共同研究の焦点としたいと考えている。

「ジェンダーとミリタリズム」に関するフィリピン文献目録

I 女性、植民地化、そして戦後 (1896-1945)

A. 女性たちの物語と創造的作品

1. De Jesus, Gregoria. "Mga Tala ng Aking Buhay (Notes on My Life)." Translated from the original Tagalog by Encarnacion Alzona. In *Pinay: Autobiographical Narratives by Women Writers, 1926-1998*. Edited by Cristina Pantoja-Hidalgo. Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 2000.

カティプーナ (19世紀スペインからの独立運動を闘った革命組織) のメンバーであり、その創始者アンドレ・ボニファシオの寡婦であったグレゴリオ・デ・ジーザスの自叙伝。ジーザスがカティプーナのなかでの自身の活動について語る。

2. *Estrella Alfon: Her Life in Her Own Words*. Adapted by Edna Zapanta Manlapaz. Quezon City: University of the Philippines Press and the UP Creative Writing Center, 1999.

アルフォン・エストレラのエッセイ、インタビュー記録、短編小説を引きながら、マンラパズがアルフオンの「脚色された(自)伝記」を描く。「コンポステラ」と題された第5章ではアルフオンの視点から日本の占領が語られる。

3. Henson, Rosa Maria. *Comfort Woman: A Filipina's Story of Prostitution and Slavery Under the Japanese Military*. Rowman and Littlefield 1999.

慰安婦としての自らの経験をカム・アウトした最初のフィリピン女性、ロサ・マリア・ヘンソンの自叙伝。ヘンソンは抵抗ゲリラ運動にも参加している。

4. Lopez, Maria Luna. "Capas Interlude." Originally published in Luna's book *Sand in the Palm* (Manila: National Bookstore, 1976). Republished in *Pinay: Autobiographical Narratives by Women Writers, 1926-1998*. Edited by Cristina Pantoja-Hidalgo. Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 2000

ヒダルゴによって編纂された自叙伝のなかでもっともすばらしい作品のひとつ。かつて兵士でありその後、フィリピン大学の学長になったサルバドール・ロペスの妻、ルナ・ロペスが、そのエッセイのなかで彼女の夫が収監されたタルラック州カパスでの経験を語る。戦争下での他の妻や母たちの経験ともあわせて詳述されている。

5. Pestana-Jacinto. *Living with the Enemy: A Diary of the Japanese Occupation*. Pasig City: Anvil Publishing, 1999.

表題が示すように、日記の形が取られている。20代後半、妊婦として日本占領時代を過ごした女性の日々の出来事が語られる。

6. Reyes-Magsarili, Gorgonia. *Through Three Wars (An Autobiography)*. Manila: Regal Printing, 1990.

1893年に生まれたレイエス・マグサリリは、反スペイン・フィリピン革命、比米戦争、日本占領の時代を生き抜いた。文量は少ないが、実際に目で見た出来事を示すことで、女性が戦争によっていかに影響を受けたかが語られている。

7. Reyes-Montinola, Lourdes. *Breaking the Silence*. Quezon City: University of the Philippines Press, 1996.

8. Soliven, Pelagia. "Life in the Province During the Japanese Occupation. In *Pinay: Autobiographical Narratives by Women Writers, 1926-1998*. Edited by Cristina Pantoja-Hidalgo. Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 2000.

フィリピン軍将校の寡婦である著者が、第二次世界大戦中の彼女の家族の経験を語る。フィリピンゲリラの所在を聞き出すために日本兵が行った嫌がらせなどが記される。

9. Zamora-Macunana, Maria Paz. "Nuestras Ultimos Cinco Dias Bajo el Yugo Japonés." Translated from the original Spanish to English by Leonor V. Montinola. Was privately published in 1997. Republished in *Pinay: Autobiographical Narratives by Women Writers, 1926-1998*. Edited by Cristina Pantoja-Hidalgo. Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 2000.

日記のなかで著者は日本占領の最後の5日間のマニラの様子を描いている。防空壕のなかでの自らの生活や、爆発と火災、絶え間ない避難の様子が具体的に描かれる。

B. 研究資料

1. Camagay, Ma. Luisa. *Working Women of Manila in the 19th Century*. Quezon City: University of the Philippines Press and the University Center for Women's Studies, 1995.

丁寧に調査されたこの本には、家政婦、教員、露天商、助産婦、タバコ工場労働者として働く女性たちに関するデータがまとめられている。「ジェンダーとミリタリズム」研究プロジェクトのメンバーにとって興味深いと思われるのは、“*mujeres publicas*”つまりスペイン植民地時代の売春女性についてのデータである。

2. Cruz, Romeo V. "The Filipina at the Time of Fil-American Revolution." In *Essays on Women*. Edited by Sr. Mary John Mananzan. Manila: Institute of Women's Studies, St. Scholastica's College, 198

この短い論文は反スペイン・フィリピン革命への女性参加に関するものである。

3. De la Cerna, Madrilena. "Some Sources on Women's Participation in the Revolution in Central and Eastern Visayas." In *Review of Women's Studies*. Volume V. No. 2 Vol. VI. No. 1. Quezon City: University Center for Women's Studies 1996.

この論文は反スペイン・フィリピン革命への女性参加についてさらに研究するための資料を紹介している。

4. Dery, Luis Camara. *A History of the Inarticulate*. Quezon City: New Day Publishers, 2001.

アメリカ植民地時代の売春を描いた「植民地マニラの売春」を含むデリの論文集。

5. Hicks, George. *The Comfort Women*. St. Leonards: Allen & Unwin 1995.

朝鮮、フィリピン、シンガポール、ビルマ、インドネシア、中国での日本占領時代における「制度化された性奴隷」を概観している。朝鮮の慰安婦について多くのデータが収録されているが、フィリピンの慰安婦の受難についても書かれている。

6. Kintanar-Thelma and Carina C. David. "Salud Algabe, Revolutionary." In *Review of Women's Studies*. Volume V. No. 2 Vol. VI. No. 1. Quezon City: University Center for Women's Studies 1996.

この文章は1977年にイサガニ・R・メディナが行ったサルッド・アルガブレへのインタビューに基づいたもの。アルガブレは1935年サクダリスタ蜂起（農民蜂起）に参加している。インタビューの中では、自身の経験とともに彼女にとってのナショナリズムが語られる。

7. Locsin-Nava, Ma. Cecilia. "Teresa Magbanua: Woman Warrior." In *Review of Women's Studies*. Volume V. No. 2 Vol. VI. No. 1. Quezon City: University Center for Women's Studies 1996.

教師から主婦、さらに反スペイン運動の革命家となったテレサ・マグバナアの簡潔な自伝。後年、彼女はナナイ・イサを名乗ってパナイ島カピスで闘った。

8. Navarro, Atoy. "Heroism of Filipino Women in the Popular Movements (1896-1935)." In *Review of Women's Studies*. Volume VIII No. 1 January-June 1998.

この文書は「コロルム運動」としても知られる大衆運動への女性参加に関するデータを与えている。1920年代から1930年代のアメリカ植民地時代、貧農を主体とし革命的性格をもって行われたこの運動は、小作農への農地解放、公正な社会制度、そしてすべての外国支配の終焉を求めた。

9. Policarpio, Paz. "The Filipino Women During the Revolution." In *Review of Women's Studies*. Volume V. No. 2 Vol. VI. No. 1. Quezon City: University Center for Women's Studies 1996.

この文書は反スペイン革命と比米戦争の時代の女性に焦点をあてる。フィリピン女性たちがいかにして植民地支配を抑止し、あるいはこれと闘ったのか、多くの歴史的資料を使って詳細に示されている。

10. Talde, Daniel C. "Filling the Gaps in History: Women's Experiences During the Japanese II

Occupation in San Isidro Leyte. In *Review of Women's Studies*. Volume VIII No. 1 January-June 1998.

著者は日本占領時代レイテ島サン・イシドロで16才から22才だった女性11人と男性2人をインタビューした。その中では、どのように女性が家計を支える大黒柱の役を負わされたのか、抵抗運動への女性参加、解放後の経験などが語られる。

11. *War Crimes on Asian Women: Military Sexual Slavery by Japan During World War II*. Edited by Nelia Sancho. Metro Manila: Asian women Human Rights Council India Regional Secretariat and Manila Secretariat, 1998.

フィリピン人軍隊慰安婦についてのおそらくもっとも包括的な研究である。この問題の全体像、証言、訴訟やその他の支援活動に関する資料、そしてジョイ・バリオス、マロウ・サバド、ルス・エルニア・マバングロ、ロラ・ピラール・フリアの詩が掲載されている。

12. *Women in the Philippine Revolution*. Edited by Rafaelita Hilario Soriano. Quezon City: Printon Press, 1995.

スペインからの独立のためフィリピン革命に参加した30人の女性に関する文章を収録した本。

13. *Women's Role in Philippine History: Second Edition*. Edited by Proserpina Domingo Tapales. Quezon City: UP Center for Women's Studies, 1996.

1989年、フィリピン大学デリマン校で開かれた「フィリピン史における女性の役割」学会からの論集である。発表者はアルビナ・ペクソン・フェルナンデス、ソフィア・ロガルタ、ソコロ・レイエス、カロリン・ソブリッチェラ、ゼウス・サラザル、マリー・グレイス・アンピルなど。

戒厳令期の女性と軍事化 (1972-1986)

A. 女性たちの物語と創造的作品

1. Aguilar, Mila. *Journey: An Autobiography in Verse (1964-1995)*. Quezon City: University of the Philippines Press, 1996.

詩集。著者が自ら「赤い時代」と語るこの本の第二巻では、革命運動家としての生活と刑務所での日々が詩で語られている。

2. Guillermo, Alice. *Protest/Revolutionary Art in the Philippines 1970-1990*. Quezon City: University of the Philippines, 2002.

フィリピンの抵抗芸術についてその社会的、歴史的な文脈、理論と実践の発展について論じた本。様々な闘争の描写も含まれる。第13章では女性芸術家たちによって描かれた女性たちの闘争に焦点が当てられる。

3. Quindoza-Santiago, Lilia. *Sa Ngalan ng Ina (In the Name of the Mother.)* Quezon City: University of the Philippines Press, 1997.

フィリピンの女性による詩にとって画期となった作品。戦争と軍事化に関するものとしては、ロレナ・パロス、クラリタ・ロジャ、アドラ・フェイ・デ・ヴェラ、ジョイ・パリオス、ルス・バルカ・マラナン、ゼルダ・ソリアノの詩が収録されている。

B. 研究資料

1. *MARIANI: A Woman of a Kind*. Compiled and Edited by Sr. Maria Teresita Bravo. Quezon City: Task Force Detainees of the Philippines 2001.

この本はシスター・マリアナ・ディマラナン (SFIC) の1977年から1995年までのスピーチをまとめたもの。戒厳令下の人権状況、政治犯や人権運動活動家

の受難について語られる。TFDの歴史についても簡単に述べられている。

SFIC: Franciscan Sisters of the Immaculate Conception

TFD: Task Force Detainees

2. Wangdali-Kollin, Estefania. "Heroines in Kalinga: The Chico River Dam." In *Review of Women's Studies*. Volume VIII No. 1 January-June 1998.

コルディレラ地方のチコ川ダム建設プロジェクトに反対した勇気ある女性たちの記録。退職教師カテリーナ・ボノアエン (76)、タングラッグ女性協会の元会長アンゲリタ・アウイラン (60)、ロウレアナ・アウイング・パスダッグ (40)、カリンガ女性団体連合の創始者レティシア・プラート (50)、フェリザ・バユガオ・タカリック (66) など。

III 現代の女性と軍事化 (1986-2005)

A. 女性たちの物語と創造的作品

1. Barrios, Joi. *Ang Pagiging Babae ay Pamumuhay sa Panahon ng Digma (To Be a Woman is to Live at a Time of War.)* Manila: Institute of Women's Studies: St. Scholastica's College, 1990.

女性、軍事化、売春、女性への暴力に関する詩を収録。

2. Cruz-Lucero, Rosario. "Demons." In *Herstory*. Manila: Babaylan Women's Publishing Collective, St. Scholastica's College, 1990.

ネグロス島における軍事化についての短い文章。

3. **Pangrap at Hinagpis: Mga Awit ng Kababaihang Maralita (Dreams and Woes: Songs of Poor Women)**. Quezon City: Gabriela and Institute of Women's Studies, 1991.

都市貧民女性、先住民女性、貧農女性などさまざまな階層の女性たちによる詩とライフ・ヒストリー。刑務所内での女性の境遇、低烈度紛争の影響に立ち向かう作品を収録。

4. **Woman and Religion**. Edited by Sr. Mary John Mananzan. Manila: Institute of Women's Studies, St. Scholastica's College, 1988.

論文、個人史、関連する宗教的礼拝式文を収録。私たちの研究プロジェクトとの関連で特に興味深いのは、軍によって夫を殺された貧農女性、オデンの生涯 (p.113)。

5. Santos, Aida F. **Violence Against Women in Times of War and Peace**. Quezon city: UP Center for Women's Studies, 2001.

この本は戦時下での子どもと女性に対する虐殺、平時における暴力と性奴隷制の両方を射程とする。トラフィッキングとグローバリゼーション、性的搾取による健康への影響、平和状態を想像する必要性などが論じられる。

B. 研究資料、記事、インタビュー

1. Carling, Joan. "Indigenous Peoples, the Environment and Human Rights in the Philippines: the Cordillera Experience." Report found in the website of the Asian Social Issues Program.

コルディレラ地方の先住民に関する包括的資料。ダムと立ち退き、鉱業と環境破壊、コルディレラの大衆運動、軍事作戦、グローバリゼーションの影響、進行する軍事化に関するデータを収録。

2. Carling, Joan and Benedict Solang. "Militarization in the Cordillera Region, The Philippines." In **Indigenous Affairs** no. 2/2001. Published by the International Work Group for Indigenous Affairs.

書名が示すようにコルディレラ地方での軍事化に関する包括的文書である。著者らはコルディレラ民衆連合に参加している。

3. "Cordillera Peasant Woman Harassed by Hoechst. In **Laya Feminist Quarterly**. Volume 2, No. 4. 1993.

カリガ州の農民、エルミニア・アボンゴンが経験した嫌がらせに関するレポート。彼女はヘキスト(*ドイツの多国籍企業)の職員に連れ去られ尋問されたことがある。

4. Hilsdon, Anne-Marie. **Madonnas and Martyrs: Militarism and Violence in the Philippines**. Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1995. Copy made.

民族解放闘争に参加したフィリピン女性たちへのインタビューを収録。政府軍と解放軍、両方についてジェンダーとセクシュアリティに基づく分析が行われている。

5. **Her Stories (Investigative Reports on Filipino Women in the 1990s)**. Edited by Cecile C.A. Balgos. Quezon City: Philippine Center for Investigative Journalism 1999.

フィリピン社会のすべての階層の女性たちに関するレポートをまとめたもの。私たちの研究プロジェクトとの関連で興味深いものとしては、"Raped in Jail (監獄のなかのレイプ)"、売春関連では "Angeles Revisited (アンヘレス再訪)"、"A Trade in Innocents (無垢な者たちの売買)"、ミンダナオのムスリム女性ゲリラについて "In Battle Gear (戦闘装備を身につけて)" など。

6. Lanot, Marra. "Bobbie Malay Surfaces." In *National Midweek*, 27 August 1986. Republished in *Dream Sketches* by Marra Lanot. Pasig: Anvil Publishing 1991.

7. Luz, Catherine. "U.S. Military Bases and Global Response." Providence: The Watson Institute for International Studies 2004.

周辺住民や環境に有害な影響を及ぼす米軍基地を批判する社会運動に関する検証・調査。売春、レイプ、女性に対する暴力などジェンダー的課題に関係する米軍基地の地域的影響についての調査も含まれる。

8. "Oppose Red-baiting and Assault Against Gabriela Members, Seek Justice for Victims of Political Repression!" *Bulatlat*. Volume 2, Number 24, July 21-27, 2002. In www.bulatlat.org. Copy provided.

この声明はガブリエラのメンバーと支持者に対するアピールでもある。北部コタバトのベンジャリン・ヘルナンデス、Mindoro・オリエンタルのマニエラ・アルバリロ、ロドリガ・アポリナールなど軍事化の犠牲となった女性たちの記録が収録されている。

9. *Recipes for Healing: Gender-Sensitive Care for Women Survivors of Torture*. Edited by Nancy Pearson, June Pagaduan-Lopez. Quezon City: Psychosocial Trauma and Human Rights Program and the Centre for Integrative and Development Studies, University of the Philippines 1998.

10. "Tribeswoman Hurt in DND Dispersal." *Bulatlat*. Volume 2, Number 28, August 24, 2002. In www.bulatlat.org. Copy provided.

ベニルダ・コプランガンの国防省前で先住民に対して行われた強制排除のレポート。45人が警棒で頭部を強打された。

11. Tuazon, Bobby, ed. *Pumipiglas 3: Torment and Struggle After Marcos (A Report on Human Rights Trends in the Philippines Under Aquino, March 1986-June 1992)*. Quezon City: Task Force Detainees of the Philippines 1993.

1986年から1992年までの人権状況に焦点があてられる。マラッグ溪谷からの難民カルメン・ゴンザレス、人権活動家エヴリン・パライス・セラノへのインタビューも収録されている。

12. "*Women of Courage and Conviction.*" *Philippine Human Rights Update*. Volume 16 No. 1. Quezon City: Task Force Detainees of the Philippines.

拘留者特別調査会 (TDF) ジャーナルに掲載された文章。次のものが含まれる。"Women Activists: TFD Partner Advocates (女性活動家: フィリピン拘留者特別調査会のパートナーたち)"、エレノア・コンダが書いた "Gender and the International Criminal Court (ジェンダーと国際刑事事裁判所)"、"Luzvimin Samahang Nayon (土地への闘いは続く)"。

IV 軍事化に関するその他の資料

A. フィリピンでの軍事化に関する資料

1. "2004: Year of Open Terror." *Bulatlat*. Volume IV. No. 44, December 5-11, 2004. Alipato Publications. In www.bulatlat.org

2004年の軍事化に関する情報をまとめた文章。人権団体カラパタンによる記録リストを掲載しており、

その中で 2004 年に報告された 570 件と、アロヨ大統領が就任してからの 3,488 件の人権侵害事例が示されている。これらのなかで 45 人が殺害されている。

2. Bengwayan, Abigail. "Group Decry Atrocities in the Cordillera." *Bulatlat*. Volume IV, No. 45, December 12-18, 2004. In www.bulatlat.org. Copy provided.

コルディレラ人権連合 (CHRA) によるレポート。同団体はコルディレラ行政地域で 590 人が人権侵害の被害者となったと報告している。

3. "Ex-President' s Son in Congress Row with Peasant Solon." *Bulatlat*. Voluyme IV, No. 32, September 12-19, 2004. In www.bulatlat.org. Copy provided.

ハシエンダ・ルイシタをめぐってタルラック州選出のベニグノ・アキノ Jr. 下院議員とバヤン・ムナのラファエル・マリアノ下院議員が行った討論に関する記事。記事ではハシエンダ・ルイシタの工業転用、農業労働者の経済状態、約 14 人の死者を出すにいたったストライキに対する強制解散処置などについて議論されている。

4. "From Development Aggression to Militarization." IF No. 61/September 11, 2002. IBON Foundation, Inc.

ミンドロ島での軍事展開についての記事。同島では 10 人が殺害され、1,500 戸が移住させられている。

5. *IBON 2003 Briefing Packet*. Available at the IBON Foundation Inc.

コラソン・アキノからフェデル・ラモス、ジョセフ・エストラダ、グロリア・マカパガル・アロヨまでの各政権の経済的、政治的評価をまとめたもの。収録されているフィリピン国軍 (AFP) と新人民軍 (NPA) およびモロ・イスラム解放戦線 (MILF) との軍事的対立についてのデータは、研究上とくに有益だろう。

6. *Iron Hand, Velvet Glove: Studies on Militarization in Five Critical Areas in the Philippines*. Quezon City: World Council of Churches, 1980.

the Ecumenical Movement for Justice and Peace in the Philippines (正義と平和のための世界キリスト教会運動) がまとめた 69 ページの調査報告書。

7. "Neutralizing Bayan Muna." *Bulatlat*. Volume IV, No. 6, March 7-13, 2004. In www.bulatlat.org. Copy Provided.

ナウハン市の副市長ジュヴィー・マグシノ、バヤン・ムナの地域コーディネーターであるレイマ・フォルツの殺害事件についてバヤン・ムナの全国議長サトロ・オカンポへインタビューを収録。

8. *PGMA' s Strong Republic: Building a Culture of Impunity (Human Rights Under the Arroyo Government, January to December 2003)*. Quezon City: Task Force Detainees of the Philippines 2004.

フィリピン拘留者特別調査会 (TFDP) の現場担当者による人権状況レポート。市民的、政治的、経済的、社会的、また文化的な権利侵害について報告がなされる。これと併せてカラパタンからのレポートも参照されたい。このレポートはフィリピン拘留者特別調査会 (TFDP) のウェブサイトから PDF フォーマットで入手することができる。

9. Zwick, Jim. "Militarism and Repression in the Philippines." In *The State as Terrorist: The Dynamics of Governmental Violence and Repression*. Edited by Michael Stohl and George A. Lopez. Westport, Conn: Greenwood Press 1984.

フィリピンでの戒厳令時代 (1972-1986) の軍事主義に焦点があてられる。

B. 世界での軍事化に関する資料

1. Copelon, R. "Gendering War Crimes: Reconceptualising Rape in Times of War." In *Women's Rights, Human Rights, International Perspectives*. Edited by J Peters and A. Wolper. New York and London: Routledge 1995.

2. Enloe, Cynthia. *Does Khaki Become You?: The Militarization of Women's Lives*. Boston: South End 1983.

3. Enloe, Cynthia. *Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives*. Berkeley: University of California Press 2000.

4. Ferris, E. *Women, War and Peace*. Research Report No. 14. Uppsala: Life and Peace Institute 1993.

5. Moser, Carolyn. *Victims, Perpetrators or Actors? Armed Conflict and Political Violence*. New York: Zed Books, 2001.

"The Gendered Dynamics of Armed conflict and Political Violence (軍事紛争と政治的暴力のジェンダー化力学)"、"The Gendered Continuum of Armed conflict and Political Violence (軍事紛争と政治的暴力のジェンダー化された連続体)"と題された二つの章が含まれる。

6. *Women, Militarism, and War: Essays in History, Politics, and Social Theory*. Edited by Jean Bethke Elshtain and Shiela Tobias. Savage Maryland: Rowman and Littlefield, 1990.

V 売春に関する資料

A. 歴史的資料

1. Camagay, Ma. Luisa. *Working Women of Manila in the 19th Century*. Quezon City: University of the Philippines Press and the University Center for Women's Studies, 1995.

この文献目録のIの項ですでに紹介した本である。この中には"mujer indigena"つまり19世紀の売春についての章が含まれている。

2. "The Crowning Infamy of Imperialism." Philadelphia: American League of Philadelphia, 1901. In <http://www.boondockNet.com>. Copy given to research team from Japan.

この文章はアメリカ人ジャーナリストによって書かれたものであるが、フィリピンでの売春宿の許認可制度、行政の取り締まりに関して記されている。私たちの研究プロジェクトとの関係で特に興味深いのは、ミンダナオ・スルー諸島の公的売春宿 (official prostitution house) に関する記述である。

3. Dery, Luis Camara. *A History of the Inarticulate*. Quezon City: New Day Publishers, 2001.

「第8章植民地化マニラの売春」と題された章を含む。この章ではスペインおよびアメリカ植民地時代の売春が論じられる。また日本人が経営する売春宿に関する興味深い記述や、タフト総督の「(売春婦は) 軍事的必需品だ」という言葉の引用も収録されている。

B. 現代的資料

1. Acosta, Paricha. "Oldest Prostitution District in the Philippines." Red Pen Publishing Website. Copy provided.

セブ島カマガヤンの赤線地区についての記事。収録された歴史資料集によればこの売春地区は 1920 年代にすでに存在している。

2. Barstow, Anna Llewelyn, ed. **War' s Dirty Secret – Rape, Prostitution and Other Crimes Against Women**. Cleveland: The Pilgrim Press, 2000.

性的奴隷、軍事紛争における攻撃手段としてのレイプ、女性と米軍、そして国際的応答に関する論文が収録されている。

3. Butler, Jennifer. “Militarized Prostitution – The Untold Story (U.S.A.) In **War' s Dirty Secret – Rape, Prostitution, and Other Crimes Against Women** edited by Anna Llewelyn Barstow. Cleveland: The Pilgrim Press, 2000.

このバトラーの論文にはアジアにおける軍隊売春の章がある。私たちの研究プロジェクトとの関連ではフィリピン・サマール島出身の女性「リタ」の物語が興味深い。バトラーは 1990 年にリタがどのようにして米海軍基地の町オロンガポにいたったのか、を詳述する。「メイド」として働くつもりだった彼女は、14 才のとき売春婦となる。

4. Center for Women' s Resources. Report on Prostitution.

For publication 2005. Final copy ready for lay-out given by CWR for research purposes only.

フィリピンのもっとも包括的な売春に関するレポート。

5. Cullen, Shay, SSC. “The Social Costs of the U.S. Military Bases.” 28 May 1990. Other publication data not available.

カレン神父がオロンガポ市で売春婦たちとともに活動した経験に関する文章。

6. Donna Highes, Laura Joy Sporcic, Nadine Z. Mendelsohn, and Vanessa Chirgwin. **Fact book on Global Sexual Exploitation**. From the Coalition Against Trafficking in Women Webpage. Copy provided to researchers.

女性のトラフィッキングに関する資料集。但し、資料は未整理、未研究、未検証のものである。

7. Enriquez, Jean. “Filipinas in Prostitution Around Military Bases in Korea: A Recurring Nightmare.” Coalition Against the Trafficking of Women 1996.

売春婦として働くため韓国へと出稼ぎに行くフィリピン女性のついで文章。

8. Miralao, Virginia, Celia O. Carlos and Aida Fulleros Santos. “Women Entertainers in Angeles and Olongapo: A Survey Report.” Quezon City: Women' s Education, Development, Productivity & Research Organization (WEDPRO) and Katipunan ng Kababaihan para sa Kalayaan (KALAYAAN), 1990.

NGO 活動家によってまとめられた二つの都市での売春に関する調査報告。1990 年までの資料。

9. Santos, Aida and Ceclia T. Hoffman. “Prostitution and the Bases: A Continuing Saga of Exploitation.” Paper submitted to the International Planning Meeting on Women and Children, Militarism and Human Rights held on May 1-4, 1997 at Naha, Okinawa.

フィリピンの米軍基地についての簡潔な歴史説明と 1997 年までの売春についての記録が示されている。

VI フィリピン女性に関するその他の有益な資料

A. 書籍

1. **Essays on Women.** Edited by Sr. Mary John Mananzan. Manila: Institute of Women's Studies, St. Scholastica's College, 1987.

この本には以下のような一般的テーマについての論文が収録されている。フィリピン史における女性、女性の諸課題、女性と宗教などである。私たちの研究に背景情報を与えるものとしては、アイダ・サントスの“Do Women Really Hold up Half the Sky? (女性は本当に天の半分を支えているのか?)”、マイタ・ゴメスの“Women's Organizations as Offshoots of National Political Movements (国民的政治諸運動の支流としての女性団体)”、シンシナノラスコの“The Woman Problem: Gender, Class and State Oppression (女性問題：ジェンダー、階級と国家的抑圧)”、キャロリン・イスラエル・ソブリチェアの“Gender Ideology and the Status of Women in Philippine Rural Community (ジェンダー・イデオロギーとフィリピン農村共同体における女性の地位)”がある。

2. **Gender Violence: Its Socio-Cultural Dimensions.** Edited by Carolyn Sobritchea. Quezon city: UP Center for Women's Studies.

ジェンダー的暴力の特徴と形態について論じた本。恋人への暴力、学生の売春、近親相姦などについての文章を収録。

B. モノグラフ・研究雑誌・その他

1. **Buhay at Pakikibaka ng Kababaihang Manggagawa (Lives and Struggles of Women Workers).** Center for Women's Resources. Makati: May, 1985

電子機械、繊維、食品、タバコ産業で働く女性労働者に関する重要な資料を収録したモノグラフ。ニダ・ドミンゴ、ロルナ・デ・ドイス、ペルラ・メンドーサ、アリン・ノラ工場労働者たちのケース・スタディーや

ピケットラインでの弾圧についても書かれている。

2. Center for Women's Resources. Various primers.

女性資料センター発行の英語あるいはフィリピン語のさまざまな概説書は、フィリピン女性の状況について有益なデータを提供している。

3. **CSWCD Development Journal.** Volume III Number 2 (December 1998). Published by the University of the Philippines College of Social Work and Community Development

この号では知的生産の場における女性の正当な主張が確証されている。女性・開発研究学部の研究者たちが女性学を大学のなかでの学術分野として確立していく際に果たした役割が述べられる。

4. **Feminist Research Experiences: A Casebook.** Edited by Sylvia H. Guerrero. 1997.

5. “Filipinas for Export.” **Laya Feminist Quarterly.** Volume 3 No. 2. 1994.

チェリー・パディラの“Population and International Migration (人口と国際移住)”、レベッカ・ドッドの“Filipino Maids in Hong Kong (香港のフィリピン人メイド)”、エデン・カサレノの“Of Aprons and Bikinis: Filipinas as Modern Slaves of the World (エプロンとビキニ：現代世界の奴隷としてのフィリピン女性)”などを収録。

6. **IBON Subject Jacket K – Women and Children.** Prepared by IBON Foundation Inc.

IBON テーマ別シリーズは、IBON Facts や英語やフィリピン語の書籍、IBON Special Releases、Institute of Political Economy Journals やその入門書、Education for Development Monthly などで発表された資料を再収録している。K 巻は 910g で 490 ペソ。

7. **Migranteng Kababaihan. Piglas-Diwa Series (Isyu' t tunguhin sa Pakikibaka ng Kababaihan.** Tomo III Blg. 3. Quezon City: Center for Women' s Resources, July-September 1989.

漫画の形で 14 カ国での移民労働者に関するデータが収録されている。

8. “Organizing Peasant Women. **Laya Feminist Quarterly.** Volume 2, No., 4. 1993.

農村の女性に焦点をあてた論文集。テス・オリバロスの “Organizing Peasant Women: Confronting Power Where Power Lies (農村女性の組織化：力が潜在する場所で権力と対峙すること)”、ジョイ・サントスの “Poison in Brown Bottles (茶色の瓶の毒薬)”、ジュディ・タギワロの “Marching Under the Red and Purple Banner (赤と紫の旗の下での行進)” を収録。

9. **Women Agricultural Workers. Piglas-Diwa Series (Issues and Trends About Women in the Philippines).** Volume III No. 1. Quezon City: Center for Women' s Resources, January-March 1989.

以下のテーマを論じたモノグラフ。ハシエンダ(農園)における女性の労働環境、ドール・フィリピンのプランテーションの女性たち、機械化の影響、運動組織への女性参加。

10. “Women Workers: Struggle.” **Laya Feminist Quarterly.** Volume 2 No. 2. 1993.

以下のテーマが収録されている。エイリーン・フリアスの “Women Workers: Life and Struggle (女性労働者：その生涯と闘争)”、エリサ・ティタルビトウハンによる “同志ナネッテ：ある女性労働者”、マイエツト・マヌバイの “B 級労働者 (支配された男たち)”、エデン・カサレノの “Pag-oorganisa ng Kababaihang Manggagawa sa NAGC (NAGC における女性労働者の組織化)”。

【河合大輔 訳】

国際結婚をしたフィリピン在住韓国人女性にみる現代史

久津美 香奈子

くつみ かなこ

私は長年にわたり、フィリピン在住の韓国人の生活に関心をよせてきた。韓国人の人数はおよそ 3 万人にのぼる。

マニラ首都圏のビジネス中心地であるマカティ市を歩くと、韓国人による食品店、レストラン、カラオケ店、ホテル、美容室、ビデオ店など、多くの自営業が密集しており、キリスト教会もあることに気がつく。ここは、2003 年 2 月、マカティ市長によって正式にコリアン・タウンと命名されており、英語やタガログ語を習得しなくとも、韓国語のみで生活できる環境がフィリピンには整っている。フィリピンに韓国人の社会が根付いていることがわかる。

韓国とフィリピンの国際関係を遡ってみると、1950 年 6 月 25 日に勃発した朝鮮戦争を機に始まったといえる。朝鮮戦争には、およそ 8,000 人のフィリピン軍人や技術者たちが参戦し、1953 年 7 月の休戦後も韓国に残留した人々がいる。

その当時、韓国でフィリピン人男性と知り合い、国際結婚をした韓国人女性たちがいた。彼女たちは夫と共にフィリピンへ渡り、そのほとんどがマニラ首都圏で生活をスタートさせた。

私は、2003 年 1 月から 2 月にかけて、調査のためフィリピンに短期滞在をした。この時、フィリピンに住む韓国人の既婚女性たちによって運営されている「在フィリピン韓国婦人会（以下婦人会）」の会合に出席する機会を得ることができた（会員数は約 135 人）。

この婦人会が、旧正月の行事を韓国レストランで開催した。そのお祝いの席で、私は朝鮮戦争時にフィリピンから韓国へ渡ったフィリピン人技術者と国際結婚をした 70 代の A さんと知り合うことができた。

婦人会主催の行事の冒頭は、韓国およびフィリピンの国歌斉唱（フィリピンの国歌は参加者全員がフィリピン語で歌っていた）で始まった。

A さんは、韓国の国歌斉唱が始まると途端にポケットからハンカチを取り出して、ボロボロととめどなく溢れてくる涙を拭っていた。声がつまって歌にならないかのような様子だった。彼女が肩を震わせながら涙ぐむ姿は、多くの言葉で彼女の人生を語らなくても、切々と訴えているように私には感じられた。

会食後、A さんは私のほうに來られて、自分の人生を語ってくださった。ひとこと、ひとことから、現

代史がみえてくるかのようであった。それぞれの時代の波に流されながら、また、あわせるように生きながらも彼女の人生があり、彼女の意志によって人生を切り拓いてきたという力が漲っているようにみえた。彼女は、流暢な日本語を使って次のように話した。

「フィリピンに1974年に来たのですよね。フィリピンに来てから、韓国の愛国歌（国歌）を歌ったことがありませんでした。フィリピンに来てから30年間、歌わなかったのです。機会もないし、忘れちゃったし。だから今日、愛国歌を歌って、感慨無量。それと今日、韓国の婦人たちと会い、フィリピン人と結婚した婦人たちにも会って、感慨無量で涙が流れました。嬉しくても涙が流れ、哀しくても涙が流れました。私は若い時にこの国に来たのに、今はおばあさんになったねえと泣いたの。その気持ち分かりますか。日本で13年。韓国で25年。ここで30年。」

フィリピン在住30年を迎えたという彼女の姿は、韓国語、日本語に加え、英語もフィリピン語も流暢に駆使し、みるからにフィリピン人女性のものであった。彼女の発音そのものがフィリピン人のようであり、私は彼女が韓国人であることを一瞬、忘れてしまうほどであった。私は、ついフィリピン語で受け答えをしてしまい、彼女は何人だろうかと頭の中が混乱するほどであった。

彼女のライフ・ストーリーは次のようである。Aさんは、朝鮮半島が日本による植民地時代の真只中であった1930年代に生まれた。Aさんが幼少の頃、当時、東京の大学に留学中のおばさんから、日本に来るようにすすめられ、Aさん一家は日本に渡ることになった。学齢期に達すると、第三国民学校に入学し、日本の教育を受けることになった。彼女は当時の記憶を次のように話している。

「第三国民学校は日本人ばかりで、韓国人は私と姉だけでしたよ。よく勉強しましたよ。夏休みにはホームワーク（宿題）がありました。虫捕りもして、バタフライ（蝶々）を採りましたねえ。ああ、懐かしいですねえ。春の小川はさらさらいくよ、という歌もうたいましたよ。」

「国民学校5年生か、6年生の夏休みに、先生と一緒に柳の木を植えたのですよ。その木にね、サインしたのですよ。私が韓国へ帰ってからも、大きくなっただろうなあ、時々、その木のことを思い出していました。機会があれば、国民学校へ行って、その木を見たいなあと思いつけていました。大東亜戦争の時代のことだから、もう木はないだろうとも思いましたけどね。1964年の東京オリンピックが開催された時に、日本に住んでいるおばさんに呼ばれて（20年ぶりに）、その国民学校にも行きました。そうしたらあったのですよ。木がありました。私が書いた字もありました。驚きました。木は大きくなっていましたからね。それを見て、泣きましたよ。懐かしくて。懐かしくて。人間だったら、死んでいないけれど。やっぱり自然はあったと思って。」

Aさんは、第二次世界大戦終結後、韓国へ帰国することになった。高校にも進学した。朝鮮戦争が勃発してからは、駐韓米軍基地内でタイピストとして働くことになった。その基地内で、建築家として仕事をしていて、生涯の伴侶となるフィリピン人男性と出会うことになった。韓国で1961年に国際結婚し、1974年にフィリピンに移住することになった。夫のことを次のように話している。

「お父さん(夫)は、教育的な良い家庭で育っていて、良い大学を卒業していて、教養のある人でした。私は他のフィリピン人と結婚した婦人(韓国人)よりも、そんなに苦労しなかったのですよ。」という。

フィリピン入国後、まもなくして夫はサウジアラビアへ出稼ぎに行くことになった。この時すでに2人の子どもがおり、Aさんは子どもたちのために両親がそろってフィリピンで一緒に住むことを願ったが、夫を引き止めることはできなかった。

1970年代という、韓国の建設業者が大挙して中東へ企業進出していた時期でもある。Aさんの夫は韓国語も使いこなすことができるようになっていたため、サウジアラビアでは韓国企業に就職し、建築家としての専門をいかすことができた。安定した収入を得ることができ、2人の子どもをフィリピンのインターナショナルスクールに入学させることができたという。高校卒業後は2人ともアメリカの大学へ進学し、今は独立している。

フィリピン移住後、Aさんにとっての第一の転機は、1987年に夫が亡くなったことから始まる。当時を次のように語っている。

「お父さんが死んで、とても苦労しましたの。でもゴッド(神様)が私にいい職場をくださいました。(外資系の)航空会社に就職して、日本語の通訳をしたのですよ。1990年頃から韓国人は自由に海外旅行できるようになったので、急にたくさん韓国人が世界中に行くようになりました。航空会社に通訳者として就職した人はみんな20歳前後の若い人たち。でもみんな日本語はできないのですよ。私はフィリピン語もできるし、韓国語、日本語、英語もできるから、航空会社に就職してからすぐにマネージャーにまでなりました。韓国人だから正直だし、熱心に仕事をするから、選ばれたのです。いい生活をすることができましたよ。」

夫が亡くなっても、Aさんは語学力をいかし、安心してフィリピンで生活を送るようになっていった。ところが、二つめの転機が訪れることになった。1997年にアジア諸国の経済を不安定にさせた、アジア通貨危機により、その航空会社の利用者数が激減し、撤退することになったのである。その後、無職となったが、Aさんは、熱心なキリスト教の信者で、2003年2月の時点では、教会生活を中心としながら、ボランティア活動に参加しているとのことだった。

Aさんは、私に自身の人生を語りながら、日本に対する望郷の念を示す次のような言葉も話していた。

「私が韓国でずっと今まで育っていたらこんな考えはないと思いますね。どうして私が日本に住むのではなく、フィリピンで住むことになったのでしょうか。フィリピンで住むことになって、ここでは、いつも日本人に会うし、日本語の看板を見たり、日本のラーメン屋を見ると、とても日本が懐かしいのです。」

また、自分の人生を回顧して、国際結婚について次のように語っていた。

「日本人は国際結婚をそんなに悪くみないでしょう。韓国人はそうではないのですよ。軽蔑するのです。正直に話しますと、そういうところがあるのです。」

この言葉から、私は A さんがフィリピン社会に適応しながら暮らすと同時に、フィリピンに形成されたコリアン社会から隔絶されていた様子を垣間見ることができた。

フィリピン人軍人や技術者と国際結婚をした韓国人妻を対象に調査をおこなった Kim, Sung Chul (1979) の研究がある (Study of Biculturation of the Korean Wives of Filipino husbands Residing in Metro Manila Area, University of the Philippines, MA thesis, Asian Studies). (「マニラ首都圏在住のフィリピン人夫を持つ韓国人妻の二文化に関する研究、フィリピン大学大学院修士論文」)。

これによれば、次のような指摘がある。「フィリピンに滞在している韓国人は、国際結婚を異族結婚 (exogamy) とみなし、異民族の血が混ざること忌避する傾向がある。そのためフィリピン人と結婚した韓国人妻たちを同民族の韓国人とみなさない。その時代、両者には精神面で近寄りたが壁が存在しており、相互に交流するという関係はほとんど形成されていない。」

1970 年代に、国際結婚をした韓国人妻たちによって、「母親会」という相互扶助を目的とする組織が結成された。韓国社会は、儒教思想の影響から、家系に他民族の血が混ざること好まず、国際結婚に対する意識は否定的な時代でもあった。

Kim (1979) の論文が完成してから既に 20 数年の歳月がたち、フィリピンの韓国人社会には、国際結婚に対する変化がようやく現れている。

2001 年の婦人会役員では、初めて国際結婚をした女性が会長として就任し、婦人会主催によって、国際結婚の家族との交流会が開催された。同年、「韓国・フィリピン家族協会」が結成され、2003 年 2 月現在の会員は約 70 世帯 (そのうち 80% が韓国人夫、フィリピン人妻のカップル) である。毎週土曜日には、2 世の子どもたちや、フィリピン人妻を対象に、韓国語教室を開いている。

国際結婚をした彼ら、彼女たちが自ら社会組織を結成することによって、2 世への言語および文化の継承に力を注ぎ、韓国とフィリピンの相互理解の架け橋を担うことのできる人材を育成している。

また、社会組織として動くことによって、韓国人社会において最大の組織である「駐フィリピン韓人会」(会員数は約 1000 世帯) との交流が発展するようになった。国際結婚をした人々が、フィリピン人社会と韓国人社会の接点を結ぶ役割も果たし、相互に顔が見える関係を構築し始めている。

前述の A さんの話に戻るが、彼女がフィリピンで懸命に育児期間を過ごし、夫が亡くなってからは通訳者として経済的にも自立した時代と、今とではかなり韓国人社会の様相に変化がみられる。国際結婚をした韓国人女性が、韓国人社会においても自分の存在を見出すことができるようになり、暮らしやすくなっている。

A さんは、晩年をアメリカかフィリピンのどちらかで暮らすことを考えている。アメリカには、アメリカ人女性と国際結婚した息子がいる。フィリピンには娘がいる。

「私は今、アメリカとフィリピンを行ったり来たりしていますよ。フィリピンは住むにはいいところです。お金が少しでも、なくても暮らすことができます。寒くないです。英語を使うことができます。フィ

リピン人は外国人をととても大切にしてくれます。おいしい食事毎日できますし。時々、苦勞もありますけれど、私が信じているイエス・キリストの苦勞と比較すれば、私の苦勞は何でもないのでよね。神様を信じて生きていますから、私は幸福です。私の全てを神様に捧げています。そうすれば、神様は私にどうすればよいのか応えてくださいます。私は人を羨ましく思うことはないし、私を持っているものは、貧しい人に与えたいと思っています。」

Aさんと私の出会いは、ほんのひと時のことであつた。短時間で、凝縮された話をしてくださつたことに感謝している。私は彼女の話から、彼女の人生をこう思った。彼女は、自分の身におこつた喜び、時には嘆き悲しみたくなるようなあらゆる出来事をも、信仰心によって肯定して考え、その都度、自分の人生を賢明に生き抜いてきた方なのだろうと。彼女の人生がさらに花開くことを祈りながら、またいつの日か再会できる時を心から願っている。

「女性・戦争・人権」学会

大越 愛子
おおこし あいこ

(1) 「女性・戦争・人権」学会とは

1990年代において、戦争や紛争による暴力の犠牲者である女性たちが衝撃的な証言と告発を行った。とくに日中戦争・アジア太平洋戦争中の最も忌むべき戦争犯罪である「日本軍性奴隷制」の被害者たちの叫びは、世界中を揺るがした。それは、「歴史」というものが、女性に対する根源的な暴力を不問に付して成立してきたことを、如実に示したからである。

男性中心の歴史が封印してきた性的暴力の真相を明らかにしていくことで、私たちは人間の「歴史」、「思想」「文化」とは何かという問いに向き合わねばならない。こうした暴力は決して男女の自然的な関係に基づくものではなく、支配と従属の権力構造が生み出すものであり、それは戦争という極限状況においてより一層剥き出しの形で現れることを暴いていく必要がある。それによってはじめて、相互不信と憎悪の源泉である暴力を根絶し、「人権」を抽象概念ではなく、生きた理念とする展望を拓くことができるからである。

そのためにも、過去の出来事を徹底的に究明することが重要である。恐るべき暴力を正当化してきた論理のメカニズムを解説し、批判する必要がある。多角的な方法で問題を論じていく場が、切実に求められる。だが既成の学会は、こうした要求にほとんど応えることはできない。だからこそ、新しく「戦争」「女性」「人権」を論じることのできる学会を作る必要がある。専門的アカデミズムの枠組みを打破し、共通の関心を抱く者同士が様々なボーダーを越えて、自由に意見を交換しあえる場を形成していくためにである。

1997年5月24日、「女性・戦争・人権」学会が発足した際に、以上のような内容の呼びかけ文が出されたが、この方針は現在も変わっていない。

当学会結成の直接的動機は、日本軍「性奴隷制」の被害女性達の声に、加害国側に帰属するものが、どのような応答責任を果たすことができるかにある。その頃から、隠された暴力や国家犯罪を糾明する世界的潮流と逆行する動きが、日本国内に起こりつつあった。それは、「歴史」を僭称しながら、出来事を隠蔽・歪曲して、加害者側の自己正当化をはかり、犠牲者たちの声を再度抹殺しようとする勢力である。こうした「歴史修正主義」ともいえる言説は、ウルトラ右翼のみならず、観念論を駆使して問題を曖昧化する知識人や学者の中からも噴出した。ソフト・ナショナリズムこそが時

代の気分と喧伝する、体制メディア戦略も見逃せない。

性差別、民族差別、植民地主義、自文化中心主義を再生産している、これらの言説の背景をなすものの理論的・実践的解明が、当学会の主要課題であることが共通認識となっている。そのため毎年一回の学術大会、テーマ別のシンポジウム、研究会が企画され、また機関誌『女性・戦争・人権』を毎年刊行し、現在七号まで出版している。また、ナショナリズム化、軍事化を促進する動きに抗するアピールを出すのも、重要な活動である。

また1998年6月に発足した「戦争と女性への暴力日本ネットワーク・VAWW-NET Japan」とは、双方に会員が横断しあうなど、緊密な連携関係にある。2000年12月に開催された「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」にも、理論的・実践的に様々な局面で参与した。翌年出されたハーグ判決は、まさに当学会が目指す方向に理論的・実践的論拠を与えるものであることが確認され、その判決内容を世界の人々と分かち合うために、会員各自が国内外で精力的に講演活動を行っている。

国境を越えて志を共有する団体や個人と繋がっていくことも、この学会の活動目的の一つである。2001年に歴史修正主義者たちがウルトラ・ナショナリズム史観とジェンダー差別を剥き出しにした歴史教科書を出版し、それが検定を通過したことは、「法廷」で協力しあった日韓の女性たちに深刻な危機感をもたらした。日本国内のこのような動きは言語道断であるとしても、韓国における「歴史教科書」もまた、男性中心のHis-storyであって、女性達の語りHer-storyが欠落していたことは否めない。

こうした問題意識を共有する中で、東アジアの近現代史を、ジェンダー観点でかつ一國主義を越えた論点から再考する共同研究の企画が立ち上がった。「女性・戦争・人権」学会と韓国の「戦争と女性・人権」センターが3年間共同研究を重ね、その成果を踏まえて、2005年夏に日韓の複数の執筆者による「歴史教材」書を同時出版することを、主要目標に掲げたのである。

この作業の歴史的意義について、^{キムヨノク}金允玉センター理事長（当時）は「このことの重要さは、植民地歴史の加害者と被害者という立場をもちながらも、両国の女性たちが“ジェンダー的観点”という共通の認識を基礎に据えながら、近現代史を再構成・再解釈する作業だという点にある」と述べている。

(2) 歴史研究の日韓共同プロジェクト

2001年秋にソウルで第1回の共同シンポジウムを開催して以降、大阪で2回、ソウルで2回、東京で1回と共同研究成果に基づくシンポジウムが6回開かれた。

2001年のソウル会議は、9.11の1ヶ月後だった。この会議の直後にアメリカによるアフガン攻撃が始まった。すでに世界的に進行していた軍事主義が、露骨な形で世界を席卷し始めることを、人々は否応なく目撃させられることになった。その軍事化の流れに乗り遅れまいと、日本政府が有事法案の法制化に乗り出す中で、東アジアの近現代史を再考し、再構成していくことの重要性が強まったと言える。

3年間の共同研究を重ねて、多くの韓国の研究者やアクティビストたちと交流し、率直な意見交換

ができたことは、大きな収穫だった。韓国では、民主化の進行とともに、歴史に対するアプローチも大きく変化し、歴史事実の調査や解明が著しく進み、また固定的な加害—被害の二元論的枠組みに留まらない構造論的な歴史解釈が試みられつつあることを知った。「植民地近代」という問題意識や、日韓の近代にキリスト教の導入が果たした役割、また双方の女性運動の目的や形態の違いなどに関しても熱心に議論を交換した。

こうしたプロセスを経て、2003年の秋に、教材執筆に向けての具体的な準備作業に入った。この教材プロジェクトに賛同して、歌人の深山あきさんから基金を提供して頂いたことは、大きな励みとなった。深山さんは戦争を担わされた世代として、戦後一貫して戦争責任問題に真摯に向き合い、その思いを短歌に託され歌集を出してこられた。彼女は、ジェンダー視点で、一国主義を超えて、東アジアの近現代史を、女性たちの手で書き直していくという教材プロジェクトの目的に、彼女の志と共通するものを見出して下さったのである。

教材の執筆をどのように実際に行うかに関して、センター側と学会側とでは大きく異なる点がある。センター側の鄭鎮星^{チョンジンソン}ソウル大学教授を中心として、各章に研究者がそれぞれ割り当てられ、一章丸ごと執筆するというスタイルをとる。鄭鎮星さんは2年間アメリカと日本に長期滞在されていて、その間は韓国側はヒャン・ヨナさんが中心となって研究交流を積み重ねていたのだが、事情で彼女が抜けて、新しい研究者が参加され執筆担当者となられた。その都度刊行目的を再確認するなど、難しい問題も生じた。

学会側は各章の責任担当者は決定したが、各章は複数の学会会員で行うことが共通認識となっていた。また様々な問題は、運営委員が兼ねるプロジェクト委員会の合議において決定されていくというシステムをとることとなった。

教材への取り組みに関していえば、学会側の教材執筆陣は、総勢50人近くなるのではないだろうか。民間で地道に地域女性史を発掘されていた方から、鋭い感性で出来事の意味を直感的につかみ取る現役の大学院生まで多士済々で、熱い思いのこもった原稿が出そろった。とはいえ思いだけで歴史記述は成り立たないわけで、内容や表現について、切磋琢磨が行われなければならない。またセンター側の原稿との交換と相互検討も必要である。

歴史教科書が、どうしてもナショナル・ヒストリーになりやすいことへの批判として、教材はいかにして国家やエスノセントリズムから距離をとりうるか、様々な階級的・性的・民族的偏見を反映した差別的な言葉や表現をどう是正していくか、「個人的なことは政治的である」というフェミニズムの基本に即した個性的記述をどう活かしていくかなど、原稿を交換してこそ見えてきた問題が多い。

(3) 「女性・戦争・人権」学会第8回大会

2004年の活動は、学会会員でもあり、歴史教材の執筆者の一人でもある藤目ゆきさんが「東アジア女性史」をテーマにした科研を申し込まれ、私も共同研究者に入れて下さったので、学会の活動は、科研の活動と重なることとなった。そのため、以後の報告は、科研の2004年度活動の一環とも捉えられる。

「女性・戦争・人権」学会第8回大会は、韓国の「女性と戦争・人権」センターとの協賛で、6月

20日に開かれた。日本側は敗戦後、韓国側は解放後となる時期が総合テーマであった。個人発表としては、学会側から菊池夏野さんが「セクシュアリティと軍事占領…米軍占領地沖縄から」を論じられた。その力強い発表については学会ニューズレター6号に書かれた堀田義太郎さんの報告の一部を引用したい。

「菊池氏の発表は、戦後直後の沖縄における〈売春〉をめぐる米軍と住民の交渉の言説・法的施策を詳細に追尾し、レイプなどの性暴力の事実が、米軍—住民の圧倒的・非対称的な権力関係を背景にした、双方の利害および規範の保全を目的にした交渉において〈売春女性〉の身体に収束してゆく過程を鮮やかに提示するものであった。〈売春女性〉を特定の空間（「住民専用特飲街」）に隔離し、管理の対象として抑圧することによって〈買春〉や〈レイプ〉そのものへの問いが不可視化されてゆく具体的な歴史的プロセスを明らかにすることを通して、その背景にある理論的かつ現代的な問題、すなわち〈軍事権力とジェンダー、セクシュアリティの密接な結びつき〉および〈国家が管理する人口と教育〉といった問題が照射された」。

センター側からは安眞さんが「5.18 抗争における女性主体勢力の性格—女性の活動中心に」というタイトルで、光州民衆闘争における女性たちの被害と抵抗の経験を再考するという意欲的な発表をされた。これに関しては、金友子さんの報告を引用しておきたい。

「安眞はまず、光州民衆抗争についての先行研究を三つに分類し（支配集団の立場、小ブルジョワの自由主義的立場、民族民衆勢力と進歩的知識人の立場）、それぞれの政治的立場から導かれた見解の違いを整理したうえで、抗争の社会的・構造的背景に研究の照準を合わせる必要を説く。民衆抗争を考察するうえで重要視されていたのは、世界資本主義システムにおける韓国という〈普遍的〉要因と、解放後の資本主義の発展過程において形成された支配階級と被支配民衆との社会的対立の中で、1980年という特定の時期に、光州という特定の地域で発生したという〈特殊性〉である。その双方にたいする吟味の重要性が力説された。こういった構造分析的視点を提示しつつ、安眞が光を当てるのは、抗争における女性たちの動向である」。

シンポジウムは、「(戦後思想)が残したもの: 占領・米軍基地・朝鮮戦争」で、学会側から藤目ゆきさん、金栄さん、センター側から李恵淑さんが発題された。ここでもシンポジウムの内容を的確にまとめて下さった大橋稔さんの報告の一部を引用したい。

まず藤目発表「日米軍事同盟と売春防止法」に関して。

「藤目さんは、売春防止法が制定された1956年には世界的な潮流として〈売春からの搾取の禁止〉を求めていたのに対し、なぜ日本は〈売春の禁止〉をし、売春を行う女性を処罰する法律を制定したのか、売春を禁止することを望むという実際には存在しなかった国際潮流をでっち上げたのかという問いを提示した。その問いに答える為に藤目さんは、合衆国の売買春に関する政策について検討を行う必要があるとして、第一次世界大戦への参戦に際して実施された〈アメリカ・プラン〉について検討を行った」。

金栄発表「朝連・民戦期の在日朝鮮女性運動」に関して。

「金さんは、この報告で扱う〈在日朝鮮人運動〉〈在日朝鮮女性運動〉とは、朝鮮半島への帰国を前提とし、日本を仮の住まいと考えている人々の運動であることを明らかにした。彼・彼女たちは、

祖国の誕生を熱望し、日本ではなく朝鮮半島に帰属することを強く求めることで、植民地から解放された民であることを確認しなければならなかった。また解放されても尚、天皇を象徴として再生した日本において植民地主義と闘わなければならない屈折した状況に追い込まれていた、そのような状況の中、運動においては〈民族大同団結〉が何よりも優先され、女性が女性としての権利を主張する機会を持ち得なくなっていた」。

李恵淑センター側からの発表「米軍政期の女性政策の性格」に関して。

「米軍政の女性政策は、男女平等の民主主義秩序を標榜して行われたが、実際には女性政策は政府樹立に関わる課題に比べて副次的な位置として扱われ、女性の権益を擁護するというよりは、政策一般に関する女性の支持を引き出すためにという面の方が強かったことを李さんは示した。しかしそのような位置づけであっても、公娼制度の廃止、婦女局の設置と婦女教育、女性参政権の実現など検討すべき要素も存在している」。

そしてシンポジウム全体の感想として。

「今回のシンポジウムでは、韓国の女性、在日の女性、日本の女性というそれぞれ異なる立場から、戦後女性がどのような活動を行ってきたのかについての考察が行われた。その結果、合衆国による占領、あるいは米軍という存在が、それぞれの女性の活動に大きな影響を与えていたことが明らかとなった。誰かの権利・権益を守るために、女性の運動が利用されたり弾圧されたりし、女性の権利が蹂躪されてきたのである。そしてそれぞれの現在の女性運動は、その延長線上に存在しており、当時の影響を乗り越えているとは言い難いことも明らかとなった」。

(4) 秋期シンポジウムとこれから

また11月3日には、秋期シンポジウム「戦後60年が意味すること…占領・民主主義・象徴天皇制のポリティクス」を東京大学にて開催した。中野敏男さんが「戦後思想はどのように出発したのか…戦後神話を超えて」にて、戦後に作られた、「戦前との断絶」をはじめとしたさまざまな神話を鋭く指摘され議論を巻き起こした。北原恵さんが「象徴天皇制と〈適応障害〉…天皇〈ご一家〉像から見えるもの」というタイトルで、天皇家の肖像や、民衆の反応などの映像を駆使して、戦前・戦後の天皇制のポリティクスを鮮やかに分析された。彼女の議論は、学会誌『女性・戦争・人権』第7号に掲載される。

北原恵さんは、科研プロジェクトの「日本部会」の重要メンバーである。ソウルで2005年6月に開かれる「世界女性学会議」に、北原・大越は、李恩子さん、井桁碧さんとともに、「天皇制」に関するパネルを持つ予定である。アジアの女性たちを加害と被害に引き裂いた天皇制の解明は、アジア女性史にとっても大きな意味を持つ。天皇制を国内的視点だけではなく、アジア全体において、どのように捉えられてきたのか、あるいは現在どのように考えられているのか、ソウルでのパネルを通して、各地域の参加者たちとぜひディスカッションができればと思っている。このことが、一国主義やナショナリズムを超えて、世界のフェミニズムや市民運動との繋がりを強める、さらなる一歩となると確信するからである。

ハシエンダ・ルイシタ 11・16

河合 大輔

かわい だいすけ

科研プロジェクト「アジア現代女性史の研究」の共同研究会議が1月マニラで行われた。その滞在期間中、フィリピンの女性たちがまさにいま置かれている状況を知るために、いくつかの場所を訪れ調査を行った。なかでもルイシタ農園のストライキ現場は、労働者と農場所有者、さらに政府をも含めた激しい社会的紛争が現在進行形で展開されている場所である。またルイシタ農園の農業労働者の約半数が女性であることにも示されるように、第一次産業人口が約4割を占めるフィリピンのなかで土地を持たない貧農女性が置かれた状況を知ることは、フィリピン現代女性史を知るうえで不可欠な課題でもある。以下にストライキの様子とそれをとりまく社会状況について報告したい。

ルイシタ農園は、マニラから北西に車で4時間ほど行ったタルラック市の南に位置する。2004年11月16日、ルイシタ農園でストライキに参加していた7名がフィリピン警察と国軍によって虐殺されるという事件が起こった。この事件をきっかけとしてルイシタ農園はフィリピン中が注目する社会的紛争の場となった。

科研プロジェクト「アジア現代女性史の研究」のフィリピンでの研究責任者であるフィリピン大学のジョイ・バリオス教授の案内で私たちはルイシタ農園を訪問することができた。フィリピンではジョイ教授をはじめとして多くの研究者たちが、このルイシタ農園の労働者のストライキに対して支援を寄せている。例えば教員の全国組織 CONTEND（民族主義と民主主義のための教員会議）は、後掲のような声明を発表するなどして研究者・教員たちに積極的な行動を呼びかけている。またフェミニズム芸術・文学論を専攻とするジョイ教授は、ルイシタ農民の虐殺直後に、その闘いをテーマとした詩集を編集し、発行している。

ジョイ教授たちのこうした関わりのおかげで、私たちはストライキをしている労働者とその家族、支援者たちの生の声を聞く機会をもつことができた。

マニラからハイウェイを北に4時間ほど行くと、タルラック州タルラック市に入る手前にルイシタという

地域はある。大通り沿いには大きなショッピング・モールやスターボックスなどが立ち並び、その周りにはニノイ・アキノ公園やニノイ・アキノ・センターの看板が見える。ここがコファンコ家とつながりを持った地域であることを感じさせる。

にぎやかな大通りからさらに車を 20 分ほど走らせると、ルイシタ農園の広大な敷地への入口に到着した。入口には警備員が立ち、入る車に ID 提示を求めた。「これより先私有地につき、域内規則遵守のこと」という意の大きな看板が立ち、ここから先がコファンコ家の支配する土地であることを思い知らされた。これより先は道路の両側に見渡す限りの広大なサトウキビ畑が広がる。車でさらに敷地の奥へと向かうと、ところどころに道路から畑に入るための門が見える。これらの門はどれも大きな丸太などでふさがれており、数人の人々がその周囲に座っていた。説明によれば、そこにいるのは労働者たちで、すべての門を封鎖して農園の操業を停止させているのだ、ということだった。

しばらく車を走らせ、バランガイ・バレテに到着した。バランガイとはフィリピンの最小行政単位のこと。いわば村のようなものである。広大なルイシタ農園のなかには五つほどの村が存在している。

コンクリート造りの家々の間にサリサリ・ストア（お菓子や日用品などを売る小さな雑貨屋）があり、その周囲でたくさんの子たちがにぎやかに跳ね回っていた。バランガイの中心には公民館もある。ここが虐殺のあった第一ゲートから最も近いコミュニティで、11月16日には多くの人々がここに逃げ込んだそうだ。住人はハシエンダの労働者とその家族。土地はコファンコ家の所有で、借地料を払って住んでいるということだった。

さらに 5 分ほど車に揺られて、第一ゲートに到着した。ゲート前にはテントが立ち並び、100 人くらいの労働者や家族、支援者たちが集まっていた。テレビを見る人、遊ぶ子ども、おしゃべりをする人たち。すごし方はさまざまようだ。一見、のんびりとした雰囲気だが、彼らがここに集まっているのは目の前にたつ巨大な製糖工場の操業を停止させるため、つまりピケットラインを守るためである。そしてこのピケットラインを解散させるために、弾圧が行われたのだ。

ストライキ現場では、案内してくれた中部ルソン地域の農民団体活動家であり、ルイシタ農園の女性たちを支援しているリタさんとジョイ教授が人々に呼びかけて、20 人ほどの女性たちが集まってくれた。インタビューのなかで、この間の経緯や生活の状況、この土地の歴史的背景などについて聞くことができた。その内容と資料をもとに、いくつかの点からこのルイシタ農園の虐殺について報告したい。

11.16 虐殺

2004 年 11 月 16 日、ルイシタ農園で多数の死傷者を出す虐殺事件が発生した。労働条件と解雇撤回を求めてストライキを行っていた労働者とその支援者 7 名が、フィリピン国家警察の暴力を使った強制的な解散命令のなかで命を落としたのである。

貧困

ストライキは11月6日に開始された。その直接の原因は、製糖工場労働者の労働組合であるタルラック・セントラル・アズカレーラ労働組合 (CATLU) と、ルイシタ農園経営者との CBA (労使協約) 交渉が決裂したこと、そして同時期に農場労働者の労働組合である統一ルイシタ労働組合 (ULWU) に所属する 327 人が不当に解雇されたことにある。ルイシタ農園には約 5400 人の農場労働者が働いているが、その内約 2000 人は女性である。

ルイシタ農園の労働者たちは長年にわたって苦しい状況におかれてきた。サトウキビ畑での仕事は、会社側が必要とするときにしか与えられないため週に 1 日しか働けない。日給は 194.50 ペソ (約 381 円) であるが、そのためにこれが週給になる。さらにスクールバスの利用料、食料費・医療費などが天引きされると実際に手元にのこるのは、わずか 9.50 ペソ (約 19 円)。これが一週間の全収入である。これでは生活できないため、労働者たちは近くで魚を釣ったりしてなんとか生活している。またコファンコ家はサトウキビ畑の一部を工業団地などの形で転用しようとしており、それに伴って農場労働者の解雇が行われている。

リタさんの話によれば、フィリピンの農村では生活に困窮して、缶詰などの食料を対価に女性が売春をするというケースが多くあるそうだが、このルイシタ農園のなかでも労働者とコミュニティーの組織化が進む以前は、そうしたことが日常的に行われていたそうだ。ルイシタ農園の女性労働者たちは農場での低賃金労働に従事すると同時に家内労働を負担し、さらに破綻した家計を支えるために売春を含む副業労働を担ってきたのである。

今回のストライキは前述の出来事を契機として、長年にわたる労働者の不満が爆発したものである。と同時にそこに参加する女性たちにとってはこうした幾重にも課せられた抑圧的状况に対する抵抗の闘争でもある。

11月6日にストライキを開始した労働者たちは、その当初から警察の放水や催涙弾の発砲などの弾圧を受けていた。だが彼らはそれに屈せず、ストライキを続けていた。

11月16日、その日は製糖工場の正面にある第一ゲート前で支援者たちを含めた集会在予定されていた。労働者に周辺地域から駆けつけた支援の人々を含め、数千名が朝から製糖工場に向かうゲート前に集まっていた。それを威圧するように軍用車両や放水車などが次々とゲートの向こう側に集まり緊張が高まるなか、午前9時から人々は集会を始めた。集会が続いていた午後3時、ゲート前に待機していた警官隊と国軍部隊から放水と催涙弾の発砲がはじまった。すでにこうした警察の弾圧を経験していた労働者たちは、混乱したがあくまで解散せず、拾い上げた催涙弾や石を投げ返すものもいた。混乱のなか突然、けたたましく銃声が響く。人々は逃げ惑い、地面に伏せる。血まみれで倒れた人。泣き叫ぶ声。鳴り続ける銃声。その生々しい状況はビデオ映像にもおさめられている。

この弾圧によって7名が命を失った。犠牲者には催涙ガスのなかで窒息死した2歳の女兒と、父親と一緒に様子を見に来ていて両親とともに射殺された男児も含まれている。また約120人が逮捕さ

れたが、そのなかには1人の妊婦を含む、12人の女性がいた。

インタビューに集まってくれた女性たちは、自分たちが投石に使うための石をたくさん集めたことや、催涙ガスを洗い流すための水を運んだことなど当日の様子を語り、自分たちがこの日の闘争を主体的に担ったのだ、ということ伝えてくれた。またこの日の出来事によって、子どもたちのなかには精神状態が不安定になっているものもあり、外で遊ぶことに怯えたりしている一方で、子どもたちが親のやっていることを理解し、一緒にシュプレヒコールをあげたりするようになったことなどを聞くことができた。

私たちがルイシタ農園を訪問した1月4日は、ちょうどこの虐殺の犠牲者の一人、青年労働者ジョワンコ・サンチェスの20歳の誕生日だった。ぜひとも彼の家族に会ってほしいという支援団体の誘いから、私たちはこのピケットラインに近い彼の家を訪れた。両親は食事を用意して、私たちをもてなしてくれた。父親は教会の牧師で、ジョワンコも教会の社会的活動に熱心に参加していた。家はルイシタ農園のなかにあり、ここで働いて家計を助けながら、大学で学んでいた。家族の話から、正義感の強い一人の青年、ジョワンコの姿が浮かんできた。自らの生活のために、またコミュニティーの仲間、ともに働く仲間たちのためにストライキに参加したジョワンコ。この虐殺の原因と責任はどこにあるのだろうか。

そのことを考えるために、ルイシタ農園をとりまく歴史社会背景についてすこし述べておきたい。

大土地所有制

フィリピンではスペイン植民地化で封建的大土地所有制が敷かれて以来、今日に至るまで少数の大地主による広大な農地の所有がつづいており、フィリピン社会に貧困を再生産し、また社会発展を阻害する大きな要因となっている。ルイシタ農園も総面積6,454ha(=8km×8km)の広大なサウキビ農園である。この農園の所有者は、ビサヤ・中部ルソンを中心に多くの農園と企業を経営するコファンコ家である。86年ピープルズ・パワーIで大統領となった「フィリピン民主化の象徴」コラソン・アキノ氏もコファンコ家の一員であった。

ここで働く労働者たちの話しによると、コファンコ家がルイシタ農園を所有するようになったのは、1957年。それまでスペイン系の資本によって所有されていた製糖工場を、コファンコ家が買収した。同時に周囲のサウキビ農園について「10年後に土地を耕作している農民に分配する」という条件のもとで政府から財政援助を受け、買い取った。しかしそれは名目だけで、実際には農地の分配は行われなかった。

一方、労働者たちの多くは、祖々父母の代からここに住んでいる。インタビューのなかで労働者たちは、昔この農地も森だったこと、自分たちの祖先がここを切り開いて農地にしたこと、祖先たちは登

記という概念を知らず、いつの間にか自分たちが土地なし農民になったこと、などを話してくれた。ここでも大地主と貧農というフィリピン社会が抱える社会構造とその歴史が垣間見える。

民主化と農地改革

1986年のピープルズ・パワーによって政権についたコラソン・アキノ大統領は、包括的農地改革計画(CARP)を発表した。フィリピンの貧農たちが求めてきた農地改革は、むろん大土地所有制の廃止と貧農への農地分配であった。しかしこのCARPには多くの抜け道があり、すでにその発表から20年近くが経過する今でもフィリピンの農地解放は順調に進んでいるとはいえない。

たとえばルイシタ農園の場合、コファンコ家が権益を固守するために用いたのは、SDO(株式分配制度)といわれる特例制度である。これは農地の所有名義を株式会社によるものへと転換させることによって、土地そのものではなく、株式を耕作者に分配するという形で農地改革が実施されたものと見なすことができる、という制度である。この制度によってルイシタ農園の農業労働者たちは自分たちの土地を手にすることができなくなってしまった。彼らは名目的な小株主になったが、実際にはさまざまな理由をつけられて配当金などの利益もほとんど得てはいない。

フィリピン民主化の象徴として知られるアキノ大統領は、コファンコ家という大地主一族の出身であり、そうであるがゆえに、彼女の「民主化」もまた本質的な限界をもつものだった。ルイシタ農園の農民たちにとって、そのことはあまりにも明かだったようだ。インタビューのなかでは、アキノ大統領が政権につき1989年に包括的農地改革計画(CARP)が実施されて以降、生活がさらに苦しくなったという声や、これまでも労働条件の改善や土地の分配を求める活動をしたためにコファンコ家によって殺された農民がいた、という話が聞かれた。

Assumption of Jurisdiction (裁判権の取上げ)

収奪する大地主と生存のために闘争する貧農。この二者の対立が11.16の虐殺事件として表出するには、もう一つ見落とすことのできない要因がある。フィリピン政府の対応とその背後にある労働政策である。

フィリピン労働法第263条g項には労働長官は「国益にかかわる労働争議に関しては、その法的決定権を持つことができ、法執行諸機関に法的秩序の確保を要請することができる」とある。労働長官パトリシア・トマスは、11月6日にルイシタ農園で労働者ストライキが開始されると直ちに、この法律を根拠としてAssumption of Jurisdiction(裁判権の取上げ)の実施のためにタルラック州警察に出動を命令した。これにより労働者たちはストライキ初日から激しい放水と催涙弾による暴力的な弾圧を受けたのである。

Assumption of Jurisdiction (裁判権の取上げ) はマルコス政権による戒厳令下で、労働運動を禁止するために出された大統領令の名残である。これによればなんらの審査手続きもなく、労働長官の独断的な決定によって「国益」という名目の下にストライキなどの労働権の行使を停止することができる。紛争事由そのものとはまったく無関係に、公権力によってストライキが弾圧されるのであり、国家による労働権の剥奪を意味している。ここにも 86 年以降の「民主化されたフィリピン」が拭い去ることのできない非民主的な制度が見える。

11.16 の虐殺は私兵による無法な行動や、兵士個人による暴走ではなかった。それはフィリピン国軍、タルラック州警察によってストライキ停止のための「Assumption of Jurisdiction (裁判権の取上げ)」という公的任務の一部として行われた。このことはフィリピンにおいて労働権がない、という驚くべき事実を示すものであり、労働組合をはじめとする広範な世論のなかに、虐殺に対する非難の声を呼び起こす要因ともなっている。

その後

11 月 16 日から二週間ほどしてタルラック農民連合の議長マルセリーノ・ベルトラン (53) が暗殺される事件が起こった。ベルトラン氏は 11.16 虐殺について国会の調査委員会で証言する予定になっていた人物である。自宅前で何者かによって銃殺されたベルトラン氏は死に際に「軍人にやられた」という言葉を残したという。また 1 月に入ってからルイシタ農園敷地内でゲート封鎖をしていた労働者二名が銃撃され、負傷するという事件がおきた。

それでも労働者たちは「飢えて死ぬより、闘って死んだほうがましだ」と語り、ストライキを続けた。こうしたなか政府とコファンコ家を批判する国内世論の高まりや、事態を憂慮するカトリック大司教の働きかけもあり、コファンコ家は労働組合との話し合いに応ずることに合意し、2 月 2 日第一回目の公式交渉がはじまっている。だがルイシタ農園はいまだ労働者たちのピケットラインによって封鎖されたままだ。「ストライキを維持することがコファンコ一族と交渉するための唯一の力だ」と労働者たちは語っている。

86 年民主化以降も、ルイシタ農園の労働者たちはその恩恵を享受することはなかった。そのことを考えるとき、86 年民主化は大多数の、とりわけ下層のフィリピン民衆を周辺化したままその社会-政治体制を再編したに過ぎなかったのか、と思わざるをえない。

今回の訪問で私たちはルイシタ農園での激しい労使紛争のさなかにいる女性たちの声を聞くことができた。そのなかでは農園所有者であるコファンコ家と自分たちを弾圧する政府に対する積年の怒りをひしひしと感じた。一方、今回の聞き取りでは農村の家族内での女性の状況や労使紛争のなかでのジェンダー的課題などについて聞く十分な時間がなかった。だが農園内では、私たちを案内してく

れた女性活動家リタさんをはじめとして女性運動団体からの支援と女性労働者たち自身の組織化も進んでいる。なによりストライキ現場には多くの女性たちがいて、実際に闘争を自らのものとして進めている。

その推移を見守りながら、さらにルイシタの女性たちの声を聞いていければと思う。

追記：この原稿を書き終えた後で、さらなる訃報に接することになった。2005年3月15日には私たちが訪問したバランガイ・バレテの住人であり、タルラック市議会議員でもあったアベラルド・ラデラ氏(45)が白昼、何者かによって射殺された。さらに3月13日には支援者であったフィリピン独立教会関係者が銃撃され、ウィリアム・タデナ司祭(37)が死亡、二人が重傷を負っている。

“A MODERN FORM OF SLAVERY:
Trafficking of Burmese women and Girls into Brothels in Thailand”
の日本語訳発行にあたって

古沢 加奈
ふるさわ かな

原書の“A MODERN FORM OF SLAVERY: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand”は1993年に国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチによって刊行された。この本は、『現代の奴隷制 タイの売春宿へのビルマの女性と少女の人身売買』というタイトルにもあるように、タイに人身売買され、性的奴隷として働かされているビルマの女性や少女たちに焦点を当てている。1993年当時、少なく見積もっても、それらの女性や少女は2万人にのぼり、さらに毎年1万人ずつ増加していくと推定されていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチは1992年と1993年に、12歳から22歳の30人のビルマ人女性たちにかなり踏み込んだインタビューを行い、彼女たちが、借金による拘束、違法監禁、強制労働、レイプ、身体的虐待、HIV/エイズ感染の危険にさらされるなど、さまざまな形の虐待に直面していることを詳述している。また、タイで捕まった場合、収容施設でどのように虐待されているか、政府の役人がどのように関与しているか、問題の背景には何があるのか、国内法・国際法がいかに遵守されていないかなども明らかにしている。

私が原書を初めて手にしたのは1994年であったが、その2年程前の1992年3月に、私自身、タイ南部のラーンで売春宿で働いているビルマの女性たちとの接触を試みた経験がある。1990年代初頭、タイ国内では、すでに彼女たちのことが報道されていたし、ビルマの軍事政権による民主化運動弾圧からタイ・ビルマ国境に逃れてきたビルマ人たちからも彼女たちのことを聞いていた。ラーンでは、友人たちの協力を得て売春宿の近くまで車で行った。売春宿は、町中ではなく、ラーンを中心部と港の間の閑散とした地域に何軒か固まって建っていた。女性たちの姿を確認はできたものの、売春宿には拳銃が常備されているため停車することさえも危険だと言われ、それ以上近づくこともできなかった。「TOYOTA」という売春宿の名の看板が妙に印象に残っている。そんな状況を目の当たりにしているだけに、女性たちの生の声をたくさん集録しているこの本の貴重さを実感している。出版されてからすでに10年以上になるが、いまだに問題は解決していない。本稿では、この間に起こった時事的状況の変化や法改正など、現時点での状況を理解するために必要不可欠と思われるポイントをまとめてみたい。

ビルマ女性たちの人身売買の背景にある、ビルマ軍事政権による圧政、人権侵害は、今もなお続いている。1988年9月18日に民主化運動を弾圧した軍事政権は、国家法秩序回復評議会(State

Law and Order Restoration Council: SLORC) と名乗っていたが、1997年11月15日には名称を国家平和開発評議会 (State Peace and Development Council: SPDC) とし、構成メンバーを入れ替えた。しかし、基本的には軍事政権の続行に変わりはなく、1990年5月27日の総選挙で圧勝した NLD (国民民主連盟) への政権移譲も果たされていない。アムネスティ・インターナショナルによると、2005年2月現在、ビルマには1300人以上の政治囚があり、その多くが深刻な健康問題で苦しんでいる。2004年11月・12月に3回の大量釈放があり、計14,318人が釈放されたが、そのうち政治囚は61人だけであった。ちなみに、この時、民主化運動の学生指導者ミンコーナインが15年半ぶりに釈放された。NLD書記長のアウンサンスーチーは、1989年7月20日から1995年7月10日まで自宅軟禁状態に置かれた。1995年の解放後も厳しい監視と行動制限の下で民主化運動を続けていたが、2000年9月22日から2002年5月6日まで再度自宅軟禁状態に置かれた。そして、2003年5月30日、ビルマ北部遊説中に軍事政権側の支持者による組織的襲撃を受け、ラングーンへ移送された後、自宅軟禁状態に置かれた。軍事政権は、2004年11月に彼女の軟禁をさらに1年延長し、2005年3月現在も、自宅軟禁は解かれていない。彼女は、計9年半もの間、拘禁されてきたのである。

軍事政権による人権侵害は、広範囲にわたり、ビルマの民衆を苦しめ続けている。シャン、カレン、カヤー、モン州の一部で SPDC による反政府勢力の掃討作戦が行われているが、村人たちは強制的に移住させられたり、ポーター (荷役) として国軍に強制徴用され武器や弾薬を運ばされたり、人間地雷探知機として地雷敷設地帯を国軍部隊より先に歩かされたりしている。さらに、多くの女性たちが、国軍兵士にレイプされており、虐殺されるケースもある。SWAN (シャン女性アクションネットワーク) と SHRF (シャン人権基金) が2002年に発行した“LICENSE TO RAPE: The Burmese military regime's use of sexual violence in the ongoing war in Shan State” (『レイプの許可証—ビルマ軍事政権によるシャン州での戦時性暴力の行使』) は、ビルマ国軍による173件の性暴力事件について詳しく報告し、女性に対する性暴力が戦争の武器として組織的に用いられていることを明らかにしている。

ビルマでは、軍事政権が貿易規制の緩和政策などによる外国資本の本格的導入を図った結果、1990年代前半には外国企業の投資も増えた。都市部の表面的な変化からは、一定の経済発展が見えてきたように思われたが、農村部の経済は厳しい状況にあった。1997年以降は、東南アジアの通貨危機の影響によるビルマへの投資額の激減、インフレの進行などにより、都市部の経済成長も後退し、深刻な状況が続いている。軍事政権下の厳しい経済的状況を背景に、ビルマから隣国への人身売買は後を絶たない。特に近年では、女性たちが中国に人身売買されるケースも増加している。

1995年の北京会議 (第4回国連世界女性会議) の後、ビルマでは女性政策に関する大きな変化がいくつかあった。1997年には女性差別撤廃条約に署名し、批准している。また、女性問題委員会をはじめとする種々の政府の女性組織 (母と子の福祉協会、女性スポーツ連盟など) を設置した。しかし、それらの組織は男性主導であり、メンバーはほぼ全員が軍事政権高官の妻たちである。体裁だけは整えているが、実態は、北京会議の趣旨に則しているとは言い難く、中身が伴っていない

状態であると言わざるを得ない。

一方、1990年代半ばから、タイ・ビルマ国境や北タイを拠点とするビルマの女性たちの組織化が進み、新しいグループやネットワークも誕生した。人身売買によってタイや中国に売られてきた女性たちにコンドームを無料配布するなどのサポートに取り組む活動も展開されている。彼女たちは、現軍事政権による圧政・人権侵害から逃れて来た女性たちや、数十年にわたって内戦を戦ってきた少数民族の女性たちである。1999年12月9日には、Women's League of Burma (ビルマ女性連盟) が創立された。同連盟には、Burmese Women's Union (BWU)、Kachin Women's Association-Thailand (KWAT)、Karen Women's Organization (KWO)、Kuki Women's Human Rights Organization (KWHRO)、Lahu Women's Organization (LWO)、Palaung Women's Organization (PWO)、Pa-O Women's Union (PWU)、Rakhaing Women's Union (RWU)、Shan Women's Action Network (SWAN)、Tavoy Women's Union (TWU)、Women's Rights and Welfare Association of Burma (WRWAB) の合計11の組織が加盟している。

タイでは、1990年代から、この問題に関連する法律の改正が相次いだ。1997年には、「1997年女性と子どもの人身売買に関する保護及び禁止法」が成立し、「1928年人身売買禁止法」は廃止された。新法では、人身売買に関する犯罪の範疇が広げられ、教唆した者に対する刑罰も定められた。旧法では、人身売買によってタイ国内に連れてこられた被害者を30日間更生施設に収容するとされていたが、新法ではシェルターや職業訓練所などの施設の提供が規定されている。また、新法では、被害者を女性や少女に限定せず、性別を問わないものと定められている。反テロ対策の一環として国際的に人身売買に対する取り組みが強化されている近年、タイ政府による人身売買対策には特にめざましい動きが見られる。タイは、2003年に発効した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に対する人身売買補足議定書」の署名国であり、また、女性と子どもの人身売買に対するASEM計画作成の中心メンバーでもある。タイ政府は、2003年4月4日には、人身売買に関する三つの覚書を公表した。それらは、「女性と子どもの人身売買に関連する政府機関のための共通ガイドライン及び実践に関する覚書」、「女性と子どもの人身売買に関する政府とNGO間の手続き協力に関する覚書」、「女性と子どもの人身売買に関するNGOの適用可能なガイドラインに関する覚書」である。三つの覚書の目的は人身売買された女性や子どもの保護と援助にあるとされており、その内容どおりに機能すれば、これまで法によって「犯罪者」とされてきた女性たちが「犠牲者」と見なされ、状況が改善されるのではないかといいた期待も寄せられている。売春についての法も1996年10月22日に新たに施行され、「1996年売春防止・禁止法」が、旧法の「1960年売春禁止法」によって替わった。主に18歳未満の児童売春を防止することに力点が置かれており、18歳未満の子どもを買春した者に対する罰則規定が設けられた。売春斡旋者や売春宿のオーナーらへの処罰も強化された上、18歳以上、18歳未満、15歳未満によって罰則の重さについて異なった規定を設けている。売春に従事した者(性労働者)に対する処罰は軽減されたものの、なくなったわけではなかった。例えば、1960年売春禁止法では、「売春を目的として道路などの公共の場所で勧誘した者には3ヶ月以下の懲役又は1,000バーツ以下の罰金あるいはその両方に処する。」と規定されているが、新法では「売春を目的として道路などの公共の場所で勧誘した者には1,000バーツの罰金に処する」

と規定されている。売春法の改正にあたって、当初は、女性財団、女性の友、EMPOWER などの女性団体も関心を寄せていたが、売春に従事した者（性労働者）に対する罰則規定を残すことが判明した時点で反対の声をあげた。彼女たちは、今回の改正では地下化が進むだけではないかと憂慮していた。1996年売春法が成立した後も、タイでは売春法に関する議論が活発になされてきた。2003年11月27日・28日、タイ政府は500人余りの国民を集め、売春の合法化に向けた公聴会を開催した。こうした積極的な動きの背景にある政府の思惑は、合法化による売春の統制から得られる莫大な税金収入にあると言えるだろう。EMPOWER など、性産業で働く女性たちの権利獲得をめざしている団体は、女性たちを処罰の対象としないことを望んではいるが、合法化に向けた政府の思惑とは大きなギャップがある。これらのタイでの法、政策面での変更があったものの、ビルマの女性たちに関しては、1979年移民法により、不法入国者として拘禁される点については変わりはない。

タイで性産業に従事しているビルマの女性たちは、現在もなお後を絶たない。人身売買によって連れて来られるケースもまだまだなくなっていないが、1993年当時と比較すると、いったんビルマに帰国した後、再びタイに密入国し性産業に従事するケース、不当な借金地獄から抜け出した後もタイにとどまり長年にわたってタイで性産業に従事しているケースが増えている。2004年12月26日のスマトラ沖地震による大津波では、タイでの被災状況も厳しく、何千人もが死亡・行方不明となったが、一説によると、2000人以上の性労働者が亡くなったと推計されている。そのうち大多数はビルマの女性たちであったが、密入国した彼女たちには、もちろん ID カードもなく、誰も本名さえ知らなかったため、身元の確認もままならないという報告がある。被災地域では、津波の被害からは逃れたビルマ女性たちも、住み込みで働いていた店が流され、仕事も行き場も失い、ビルマからの出稼ぎ労働者が働くプランテーション農園などに逃げ込むなどして、性産業従事者・不法入国者として捕まらないよう身を潜めている。このことから明らかなように、タイの性産業に従事しているビルマの女性たちは今も多く、彼女たちが自らのために行使できる権利はあまりにも保障されていない。

上述したように、原書が刊行されてから今日までの間に状況が変化した部分もあったが、根本的な部分では問題は変わっていない。また、現在も続く人身売買はもちろんのこと、現在の職場で働く直接の原因が人身売買でない場合も、一番はじめにタイに来たのは人身売買によるものであったという女性たちのことを理解する上で、この本が果たす役割は大きいであろう。

トランスナショナル物語

ポスト・コロニアルの亡霊としてのヨン様、そしてオバタリアンの逆襲
(ロスアンゼルス便り)

ミアム・シルバーバーグ

はじめに

『アジア現代女性史』の発刊号に際して、この手紙をロスアンゼルスから寄せることができるのをも光栄に思う。『アジア現代女性史』はトランスナショナル・フェミニズムを学者、文化、歴史につなげるすばらしい例である。今回、私に任せられた「ロスアンゼルスからの手紙」の欄を利用して、このところ気になっている問題を提起したい。いわゆるヨン様現象についてである。

太平洋の両側の読者によく知られているであろうことを、ここで語るのは憚られるが念のために説明しておこう。日本のマスメディアによると、テレビドラマ「冬のソナタ」が日本の中年世代女性の間で中毒ともいえる人気である。なかでも、彼女たちはドラマの主演を演じる俳優ペ・ヨンジュン (Bea Youg Joon) に熱をあげている。彼女たちの熱の入れようは彼、ヨン様が家族と呼ぶ日本に来た際、空港に群がった女性の群衆を見ると一目瞭然だ。ドラマに出てきた場所を訪ねて輝くような大きな笑顔の彼のことを幻想できるという、ソウル行きの韓国ツアーも成田から定期的に出発している。その一方で「内地」では韓国ブームが盛んである。韓国語のクラスは満員、テレビのコマーシャルも韓国語、韓国ドラマや映画についての雑誌まである。「冬のソナタ」グッズ以外にも他の韓国ドラマ、映画、俳優についてのものもある。ガイドブックも数多く番組案内、ソウル案内、観光用韓国語案内など多様だ。

一体、何が起こっているのだろうか？この最も端的な質問以外に、トランスナショナル・ジェンダー史の観点から私はさらに三つの質問を提起したい。第一に、この「冬のソナタ」メディアブームのなかで、植民地主義はどのような位置を占めるのか？第二に、ヨン様熱と私の呼ぶところの日韓植民地エロティシズムとはどのような関係にあるのか？第三に、なぜヨン様は少女のように見えるのか？

オバタリアンの復讐

先鋭歴史家である金富子女史に第一の質問をしてみた。彼女は返答の代わりに、「ヨン様は日本の家族の救世主」(講座2005年4月)と題された信田さよ子の論文を送って来た。これは「冬のソナタ」にハマってしまった中高年女性を好意的に描写する洞察的な論文である。筆者はカウン

セリングの場から、若さを失っていく女性の失望や欲望をよく理解している。オバタリアンには若さや夢はない。オバタリアンとは中高年の妻や母を老けた、非性的な、誰にも欲されない存在、笑われる対象とするための名前である。

オバタリアンに全く責めるべきところがないわけではない。信田は彼女たちのヨン様熱がいかに植民地主義的な権利の主張に基づいているかを詳細に吟味する。そして植民地主義者の意識にあるねじれた論理を明らかにする。つまり、オバタリアン達はヨン様に拒否される可能性がないので、おおっぴらに熱をあげられるというわけだ。被植民地人としてのヨン様は、彼女たちに挑戦することは出来ない。オバタリアン達は彼に守ってもらうという幻想を抱きながら、現実には自分の子供をコントロールするように彼をもコントロールする。ヨン様は女性的なので、彼女たちを攻撃することもない。性的な存在ではないので、彼女たちの夫も気にしない。加えて、被植民地人に対する優越感と罪の意識があるので、嫉妬することができない。

信田は私の第一の質問にも答えている。一体、何が起きているのか？彼女によれば、今日のオバタリアンには今までになかった威信、コミュニティー意識、そして技術への征服感があるという。自分と似たような数限りのない女性と常に連絡をとることで、自分の人生に意義と目的を見いだす。しかし彼女達の復讐には害はない。オバタリアンはメディアに笑われることを許しているし、家庭を壊すわけではないし、さらにヨン様現象は北朝鮮を悪魔化したい政府の役にも立ってしまっている。北は誘拐犯のいる悪い国で、南は「冬のソナタ」の国。在日韓国人の地位が向上した訳でもない。すべてよし、か。

だが、残りの三つの問題はどうか。信田はヨン様現象における植民地主義の遺産を指摘しているので、最初の問題に答えてくれたことになる。植民地主義者の被植民地人に対するエロティシズムについては、信田はマルグリット・デュラスの小説『愛人』を植民地者女性と被植民地者男性の恋愛の例として引き合いにだしている。確かにこの小説は、ヨーロッパ植民地主義にとって重要な人種と権力に基づいた性的関係を力強く例証している。（この主題については、私は人類学者アン・ストーラーの研究をお勧めする。）しかし、私は彼女の論じるアブ・グレイブ刑務所での変態性を『愛人』と同じカテゴリーに入れることはできないと思う。イラク人捕虜のおとしめ方がアメリカの権力と人種差別に基づく極端に歪んだエロティシズムの現れ方だとしても、女性兵は男性の代用として使われたと思うからだ。写真の中では男性が虐待を設定し、女性が男性の振りをしているように見える。さらに最近の裁判での証言によると、このカップルはイラク人の体を自分たちの性的遊戯の背景に使ったという。

最後に、少女としてのヨン様について。彼のソフトさは彼が無害であることを強調するものだが、それに加えて信田は彼のファン層が宝塚ファンと重なっていることを指摘している。同感である。とはいえ、カリスマ的な女性の男役というよりは、男の男役だと思うが。

しかし、ヨン様が他の理由で少女のように見えるとしたら？彼が本当に少女だったら？信田の論文では、新しい技とエネルギーを政治的目的に使うオバタリアンの復讐が想像されているが、私はそれとはまた違った復讐のことを考える。もしかしたらヨン様は、真実と正義を求めて姿を変えて現れた「慰安婦」なのでは？

ポスト・コロニアルの亡霊としてのヨン様：証言

これは歴史の証言者としての慰安婦の物語（怪談）である。彼女達のことを慰安婦と呼ぶ理由を説明しておこう。言葉は歴史を裏切る。暴力は決して慰安にはならない。さらに付け加えるなら女性特有の拷問を課せられた奴隷となった彼女達はまだ少女だった。この怪談は歴史ではない。裏切られた歴史の話である。私の話はただの怪談であり、怪談というのはほとんどの場合、話せないもの、恐ろしいものに関してのものである。ここではヨン様怪談と歌舞伎の四谷怪談を比較するスペースはないので、これだけ言うしておくことにする。広大な白い空間と車に乗っている人々の静的なシーンで描かれる冬のソナタが歌舞伎の色彩とアクションとは程遠いように、その証言は地味である。その証言者は自らの話を語る意思と緊急性を持つトラウマを負ったサバイバーである。それはほかの誰も話すことのできない話であり、過去には話すことのできなかつた話である。なぜなら聞く人がいなかったから。

証言することは声を持つこと。例えば、映画「ナムムの家」で慰安婦のパク・トゥリさんが突然「べっぴんさん、大丈夫かい？」と発言する時、それはぞっとした感覚を与える。これは誰の声だろうか。確かに日本軍人の言葉だ。言葉はこの老女の心に深く刻み込まれている。それらはどこで話されたのだろうか。どのように話されたのだろうか。慰安婦の言葉は皮肉に聞こえたが、軍人の口から出たときも皮肉だったのだろうか。それとも軍人は同情していたのだろうか。私たちにはわからない。私たちにわかることは、たとえこの言葉が彼女に向けられたものではなかったとしても、パクさんが目撃した何かを証言しているということだ。わたしたちは（意識的であれ無意識的であれ）彼女が忘れたかた記憶をつかむために軍人の言葉を使っているということを推測できる。

モノログ（松井やよりさんの思い出に捧げる）

マフラーをしてめがねをかけて、赤褐色のかつらをかぶったヨン様のような人が彼女の物語を語るために舞台にのぼる。ヨン様は変装した慰安婦の亡霊なのだ。彼女はヨン様のような衣装を着ている。それはドレスのようなコートで、首に厚く巻きつけたマフラーの色はピンクだ。鮮やかな色が彼女の顔を縁取る。（ドラマの映像担当者がヨン様のスタイル戦略に時間をかけていることは明らかである。）マフラーとハイネックのセーターのかさばった感じの結果として、テレビドラマの中ではヨン様の頭は浮いているように見える。アメリカではヘテロセクシャルの男性はこのような色を身に付けない。そして誰もでっかい襟のセーターやこんなスカーフには絶対に近づきはしない。男らしさのジェンダー化には東京とソウルでどのような違いがあるのだろうか。オバタリアンは気づかない。彼女たちは韓国がいかに日本に似ているか、そして日本がかつていかに韓国のようにであったかにしか関心

がないのだ。(近代化理論の態度)

ヨン様に化けた亡霊＝慰安婦は慰安所で列をなす軍人の娘の世代全体に呪いをかける。ほかの証言の場合と同じように、彼女は自分自身とほかの人たちを代表して語る。オバタリアンは聞こうとしなかったために呪われるのだ。10年の間、慰安婦は発言をしてきた。はじめは一人で、それから小さなグループで、そしてアジア全体の元従軍慰安婦が女性国際戦犯法廷のために2000年12月に東京に集まった。オバタリアン世代の多くが耳を傾けなかった。なぜなら法廷での慰安婦の証言は日本のメディアではほぼまったく報道されなかったからだ。しかしほかにも機会があったのだ。テレビ番組もデモも、また最近では政府とメディアによる検閲に関するスキャンダルもあった。

呪いとは以下のとおりだ。オバタリアン女性はいつまでも思春期のままだと宣告される。彼女たちは大人の体を持っているが、心は少女のままであり続ける。彼女たちの意識は漫画のメンタリティのままであり続ける。12歳のころに読んだ少女フレンドの言葉とイメージで空想し続けるのだ。冬のソナタにはセックスはない。物思いに沈んだロマンスがあるだけ。彼女たちにはこれが愛なのである。

女性たちは「優しい」生活にとらわれ続ける。深みもアイロニーもなく、冬のソナタに関する本や参考書などのグッズに見つけられる意味以外に何の意味もない生活に。彼女たちは冬のソナタのなぞを一時間で解けることを約束する本(「冬のソナタのすべて」、「一時間で冬のソナタの謎が全部解ける」、「冬のソナタの愛がもっとわかる本」)などを消費する。彼女たちの参考書は彼女たちの子供たちに何年も読むようせきたててきた教科書やワークブックにあたるものとなる。これらは彼女たち自身の「心のノート」になる。「心のノート」は現在日本の学校で必修の道徳の教科書のタイトルだ。しかし勉強の繰り返しを終わらせる試験は絶対ないのである。

記憶

冬のソナタは記憶に関する物語として理解することができる。記憶をなくすことについて、再び手に入れることについて、そして埋め込むことについて。番組では、私たちのヒーローは彼の記憶が自らに戻ってくることを要求する。証言する慰安婦は日本国家が彼女の歴史を奪ったと宣言するが、日本は彼女の記憶を奪うことはできない。しかしオバタリアンは冬のソナタの生活や冬のソナタの外の記憶の問題を解釈することはできない。ちょうど彼女たちが、歴史家、宋連玉(韓国、大陸、日本における韓国人女性について研究)が最近述べた、このドラマは日本の歴史についてではなく戦後の韓国の社会変化についてのものだという理解できないように。かわりにピンクの霞のなかで、彼女たちは冬のソナタをもっとも慣習的なレベル、男性がほかの男性に女性を与える物語として経験し続ける。(フェミニストが研究し教えてきたように、歴史を通じて女性は男性から男性へ贈り物として与えられてきた。奴隷であれ慰安婦であれ。この習慣は近親相姦のタブーをとまなう。)オバタリアンはこの歴史をつかむことができない。彼女たちは、冬のソナタではヨン様と彼の恋人が

つかの間、自分たちが兄妹であると考え、ということを知っているだけである。彼女はこれを気にしないように思われる。彼女は2人の男性のどちらが女性を与え、どちらが女性を奪うかというよくあるお話にしか関心がない。ヨン様と彼のライバルは彼らの最愛の女性に関して、「彼女を返せ」や「彼女は返さない」という言葉を繰り返す。2人とも彼女に自分に従うように言う。子供時代の空想の世界にとらわれているオバタリアンは気にしない。彼女は王子様と彼の敵が彼女のために戦っているという考えが好きなのだ。

証言：抑圧されたものの回帰

ヨン様として現れた亡霊としての慰安婦は、抑圧されたものの再来である。言い換えれば、慰安婦の歴史は否定されてきたのだ。だから彼女は証言するためにヨン様の姿で戻ってきたのである。変装した慰安婦は彼女の証言の一部として性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷の証言を引用する。彼女は日本兵に「お前は朝鮮人の顔をしている」と言われ、刀で切りつけられ、レイプされたと証言した慰安婦が一人だけではなかったことを記憶している。怪談は語り継がれる。すべての証言 (testimony) が目撃証言 (witnessing) というわけではない。しかし女性国際戦犯法廷での証言は目撃証言 (witnessing) だった。ヨン様—慰安婦はのろいが一世代の間続くことを保証する。もしくは慰安婦が一人でも生き残っている限り。慰安婦が一人もいなくなる日まで、慰安婦は耳を傾ける人に向かって証言者として真実を語り続ける。

以上によって私の質問は答えを得た。しかし私は再び考える。何が起きているのか。もし、最初の話にあったようにオバタリアンがそんなにも無害なら、なぜメディアはこんなにも心配するのか。これは雑誌を売るために単に女性を笑いものにしていただけなのか。オバタリアンが勉強している参考書は勉強することをジョークにしているということが認識されるべきだ。「心のノート」にはそんなユーモアがない。そこには違いがある。では、なにが起きているのか。フェミニストアーティストのパラ・クルーガーの言葉を借りれば「最後に誰が笑うのだろう？」。

これで私の物語とともに私のロスアンゼルス便りを終える。

新しいジャーナル発行おめでとうございます。

ミアム・シルバーバーグ

著者プロフィール ＊

藤目ゆき

【所属大学・組織】大阪外国語大学助教授

【専攻】日本近現代史、女性史

【主な著書・訳書・論文】『性の歴史学—公娼制度，墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ—』（不二出版、1997年）、『ある日本軍『慰安婦』の回想—フィリピンの現代史を生きて』（翻訳、岩波書店、1995年）、「冷戦体制形成期の女性運動—占領下の日本民主婦人協議会と朝鮮戦争」（三宅義子編『日本社会とジェンダー』明石書店、159-186頁、2002年）

今岡良子

【所属大学・組織】大阪外国語大学助教授

【専攻】遊牧地域論

【主な著書・訳書・論文】「モンゴル人民共和国における非資本主義的發展論と女性解放」（『女性の性と生』嵯峨野書院、1997年）、「БНМАУ дахь капиталист бус хөгжлийн онол ба эмэгтэйчдийн эрх чөлөө” “Эмэгтэйчдийн хийс ба амьдрал”（「家族と共同体、そして協同組合こそが、ゴビ遊牧社会の女性解放の基盤となる」）（'Mongolica' Vol.9, No.30）、「ゴビ草原に探る共生のシステム」（『<南>から見た世界』第1巻—東アジア・北アジア—大月書店、1999年）

【一言コメント】3月にモンゴルの女性 NGO と交流してきました。彼女たちの男性中心社会に対するもどかしさに共感する一方、心を痛めながらも暴力、売買春、人身売買問題に向き合い、社会を着実に動かす彼女たちのパワーに圧倒されました。グローバリズムの尖兵、巨大な性産業国日本の市民としても、協力していきたいと思っています。

金貴玉 (Gwi-Ok Kim)

【所属大学・組織】漢城大学（韓国）教授

【専攻】社会学

【主な著書・訳書・論文】New Perspective on Korean Diasporas within the Korean Peninsula（朝鮮半島内の朝鮮人ディアスポラへの新しい視点）（Seoul: Yuksabipyongsa Press, 2004）

Modern Korean Women's History（朝鮮近現代女性史）（共著：Seoul: Hanwul Press, 2004）。The Identity and Life Experiences of Wollamin（Seoul: Seoul National University Press, 2002）。How Are The Women Living in North Korea（北朝鮮で女性はどのように生活しているか）（2000, Seoul: Dangdae Press）

梁東淑

【所属大学・組織】漢陽大学（韓国）史学科博士課程

【専攻】韓国現代史

【主な著書・訳書・論文】「解放後公娼制度廃止過程研究」（『歴史研究』歴史学研究所、2001年、朝鮮語）

マリア・ジョセフィン・“ジョイ”・バリオス

Maria Josephine “Joi” Barrios

【所属大学・組織】国立フィリピン大学 文芸学部副学務部長・フィリピン語学部助教授

【主な著書・訳書・論文】博士論文“Mula sa mga Pakpak ng Entablado: Pagyapak at Paglipad ng Kababaihang Mandudula（舞台の両袖から：女性劇作家たちの基礎と飛躍）”（1998年フィリピン国立大学女性学センターにて博士号取得）。脚本“Damas de Noche”と“Las Viajeras”によりパラシカ文学賞受賞。著書に脚本“Bailaya”（University of the Philippines Press, 1997）。詩集“Ang Pagiging Babae ay Pamumuhay sa Panahon ng Digma（女として生きることは、戦争下に生きること）”、“Minatamis at Iba Pang Tula ng Pag-ibig（甘い果実と愛の詩）”など。多数の文学賞を受賞。ニューヨーク、マニラ・シアター・カンパニー文芸部マネージャー。民族主義と民主主義のための教員会議（CONTEND）メンバー。

久津見香奈子

【所属大学・組織】大阪外国語大学大学院言語社会研究科博士後期課程

【専攻】言語社会専攻

【主な著書・訳書・論文】「フィリピン進出韓国企業の特徴に関する一考察」（大阪外国語大学言語社会学会編『EX ORIENTE』創刊号、179-206、1999年）、「フィリピンにおける韓国進出企業の経営実態——韓国人経営者への聞き取り調査に基づいて」（古屋野正伍・北川隆吉・加納弘勝編『アジアの社会変動と新中間層の形成』こうち書房、130-147、2000年）、「韓国におけるフィリピン人女性——彼女たちをとりまく儒教思想との関わりから」（大阪外国語大学言語社会学会編『EX ORIENTE』Vol.9、181-198、2003年）

【一言コメント】現在、フィリピン在住のコリアンについて、ジェンダー関係の変容をテーマに博士論文を執筆中。

大越愛子

【所属大学・組織】近畿大学文芸学部教授

【専攻】女性学・哲学・宗教学専攻

【主な著書・訳書・論文】『フェミニズムと国家暴力』（世界書院、2004年）、『近代日本のジェンダー』（三一書房、1997年）、『フェミニズム入門』（筑摩書房、1996年）

【一言コメント】戦後六十年をアジア・アメリカという観点から考えたいと、頭をひねっています。歴史家ではないんですが、視点をずらすことで、まだまだテキストの様々な読みが可能となるのでは、と思っています。

河合大輔

【所属大学・組織】大阪外国語大学大学院言語社会研究科博士前期課程

【専攻】フィリピン現代史

古沢加奈

【所属大学・組織】とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ職員

【一言コメント】タイ語科の学生だった頃から、タイとビルマの女性たち、ビルマの民主化、少数民族の闘いに関心をもってきました。今回この研究会に参加させていただき、ようやく新たな一歩を踏み出すことができそうです。

永谷ゆき子

【所属大学・組織】翻訳業

＊————＊————＊

表紙・デザイン 岩見利子

アジア現代女性史研究会の活動報告と今後の計画

藤目ゆき



アジア現代女性史研究会をたちあげて、早くも一年が経過した。北はモンゴルから南は東ティモールまでを包摂する広い地域を女性史の視点で研究しようという大きな夢を抱いて出発した私たちが、2004年度の活動を通して研究会の基礎を作ることができたように思う。『アジア現代女性史』創刊号に寄せて、一年の歩みをふりかえっておきたい。

最初の数ヶ月は、創立メンバーどうしで構想を語り合ったり、趣旨に共感してくれそうな人々に協力を求めたりしているだけで瞬く間に過ぎてしまった。来日した米国のミアム・シルバーバーグさんと韓国の梁東淑さん、また日本の「軍事地と女性」をめぐる地域女性史の掘り起こしを続けてきた仲間が、研究会に加わった。

6月には会員の山下英愛さんがコーディネートした日韓女性人権シンポジウムや「女性・戦争・人権」学会の大会に参加した。大会の全体像は本誌にも大越愛子さんが紹介されているのでお読みいただきたいが、特に私が心に残ったのはアン・ジンさんの報告であった。光州民衆の闘いの中で女性は不可欠で重大な役割を果たしたにもかかわらず、これらの役割は「とるにたらない」ものとしか見なされてこなかった。それらを「とるにたらない」としか見ない認識の枠組みをもアン・ジンさんは問うたのである。「民衆闘争の中の女性」は私たちの研究会の大きなテーマだが、日本の女性史研究では、戦争において女性をもっぱら国家の被害者とみなす傾向が強いと同様、民衆闘争における女性の存在は男性の指導者や闘士に利用された被害者としての側面が強調されることが多い。女性が闘争方針の決定過程に参加せず男性の闘いを後ろで支える役割を担うというあり方は女性差別の表出として批判されるが、その役割を担った女性たちの能動性やその役割が闘争に不可欠な要素であったことは捨象されがちである。アン・ジンさんの報告はそのような死角を気づかせ、新たな女性史の叙述の可能性を示すものであった。

7月から9月の夏休みには、いよいよ本格的なフィールドワークを実施した。国内では7月末に三重県、8月中旬に長野県で合宿研究会を開いた。三重県の合宿は、風待ちをする船舶の乗組員を対象とした売春の存在で歴史的に知られ、今日では東南アジアの女性たちが性的に搾取されていると新聞や雑誌で報道されている、ある島の実状調査を目的としたものである。この調査はその後も継続して行っている。長野県では、松代大本営跡や日本軍「慰安所」跡、戦後に建立された平和観音などを見学し、研究会に属していても日常なかなか会えない会員同士がこの機会を逃すまいと思いつき議論をした。天皇制や侵略戦争の歴史認識が日本人のとりくむアジア女性史に根幹的な意味をもつことを再確認した合宿であった。海外では会員たちがそれぞれ中国、韓国、モンゴル、ビルマ、フィリピン、タイを訪問した。本誌に発表する今岡良子さんと私の論文は、それぞれこのときの調査・研究をもとにしている。海外調査では、対象国の研究者たちに多大な協力をいただいた。とりわけ韓国の金貴玉さんと梁東淑さん、フィリピンの M.J.B・バリオスさんは調査の協力のみならず、『アジア現代女性史』にも寄稿していただいた。



10月から12月は大学業務に追われる日々が続き、フィールドワークや研究会の開催は難しくなった。が、夏休みのタイ訪問で入手した文献に関して、宮本マラシーさんに紹介していただいた増田真さんが翻訳を開始して下さった。私たちはアジア現代女性史の重要な文献を系統的に翻訳することを目標の柱の一つにしており、ジャーナル『アジア現代女性史』の別冊として刊行してゆく計画である。本誌にも紹介した古沢加奈さんによる翻訳『現代の奴隷制—タイにおけるビルマ人女性と少女の人身売買』に続いて刊行する増田さん翻訳『フェミニズム、民主主義および人権の理念の統合—スニー・チャイヤロットの経験的研究—』は、日本ではこれまでほとんど紹介されてこなかったタイの現代女性史を知る貴重な資料となるであろう。

1月初旬にはバリオスさんのご尽力で、フィリピン国立大学においてアジア現代女性史研究会の日本・フィリピン合同会議を開催し、マニラはもとよりルソン島北部のコルディリエラや中部ルソン、南部のビコール地方からも参加を得た。バリオスさんをコーディネイター、ジュディー・タギワロさんをチーフ・コンサルタントとするアジア現代女性史研究会のフィリピン・チームが組織されることになったのは望外の喜びであった。このフィリピン訪問の際にフィールドワークも行い、中部ルソンのルイシタ農園をも訪問した。本誌に河合大輔さんが報告をまとめている。

フィリピンから帰国した後は、2004年度の成果を活字にすることに全力を傾けた。研究会では一年ごとに成果をまとめてジャーナルを出すことを当初から計画していたものの、大学業務からなかなか解放されない会員がほとんどで、執筆時間の確保も一苦勞であった。お手上げ状態になった研究会が予定を二ヶ月ばかり遅れたとはいえ『アジア現代女性史』創刊にこぎつけたのは、岩見利子さんや河合大輔さんが参加して、事務局の仕事をこなしてくださったからである。岩見さんは、会計計算や資料整理など莫大な事務処理、ジャーナルのカバーデザインから校正、レイアウトまで、目をみはるあざやかさで助けていただいた。また河合さんには研究会発足の直後から翻訳や調査に協力していただいていたが、『アジア現代女性史』創刊に際して編集長としての実務を全面的を引き受けて下さった。翻訳作業では、フィリピンのバリオスさんと米国 UCLA のミアム・シルバーバーグさん、竹内美智子さん、グレッグさんをはじめ多くの方々、そして日本在住の中村真之介さん、永谷ゆき子さん、西川由紀さん、我如古飛鳥さん、江島モリーンさんにお世話になった。

今年は6月にソウルで世界女性学大会、9月には奈良で全国女性史交流の集いの開催が予定されている。私たちも参加し、パネルやシンポジウムで報告する計画である。その準備をかねて、4月には川口市の滞日フィリピン人支援組織で活動しているアガリン・サラ長瀬さん、5月には韓国の基地村で性売買被害女性支援く女性の支援活動をしているチョン・ヘジンさんを大阪にお招きして研究会を開いた。これらの取り組みの成果を次号に報告する予定である。また今年は、『アジア現代女性史』別冊として、古沢さんと増田さんが翻訳された二冊に続いて、韓国で2001年に刊行された『京畿道地域 性売買実体調査および政策代案研究』と中国で1988年に刊行された『上海娼妓改造史話』をそれぞれ翻訳し、アジア現代女性史の重要文献シリーズとして出版したいと思う。



「アジア現代女性史」創刊号
2005年6月1日発行
ISSN 1880-1102

編集者—「アジア現代女性史」編集委員会
発行者—アジア現代女性史研究会(代表:藤目ゆき)

〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東 8-1-1
大阪外国語大学 比較文化講座 藤目研究室気付
0727-30-5205(tel/fax) fujime@osaka-gaida.ac.jp